

令和 6 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

令和 6 (2024) 年 6 月
四條畷学園大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1 使命・目的等	6
基準 2 学生	13
基準 3 教育課程	37
基準 4 教員・職員	57
基準 5 経営・管理と財務	69
基準 6 内部質保証	86
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	94
基準 A 地域・社会貢献	94
V. 特記事項	97
VI. 法令等の遵守状況一覧	98
VII. エビデンス集一覧	111
エビデンス集（データ編）一覧	111
エビデンス集（資料編）一覧	112

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 四條啜学園の建学の精神、教育理念、教育方針

(1) 建学の精神 「報恩感謝」

四條啜学園は、牧田宗太郎、牧田環兄弟によって大正 15 (1926) 年に「四條啜高等女学校」として創設された。兄弟は、自分達が教育界・実業界で世の役に立つことができたのは、厳しい中にも慈しみ深い愛情をそそぎ、教育してくれた母がいたからこそだと、母への感謝と敬愛の念をつねに胸に深く抱いていた。そして、母に対する報恩の一端として、高い教養と優れた個性を備えた女性を育成する目的で、四條啜高等女学校を設立した。すなわち、母に対する「報恩感謝」の念を具現化したのであるが、それが本学園の建学の精神として今日まで引き継がれている。

(2) 教育理念 「人をつくる」

本学園の基本理念は教育理念「人をつくる」であらわされている。教育の目的は人をつくることであり、人をつくることは、徳、知、体三育の偏らざる実施とその上に立つ品性人格の陶冶に依ってのみ可能である。「人をつくる」ために、本学園では「実践躬行」および「Manners makes man」という標語を掲げている。

「実践躬行」：品性人格は、単に知識を身につけるだけでなく、身をもって実際に行うことにより修得される。

「Manners makes man」：礼儀正しい行いを身につけることが、人として成長し、品性人格の備わった人になることにつながる。

(3) 教育方針 「個性の尊重」「明朗と自主」「実行から学べ」「礼儀と品性」

「個性の尊重」個々の人が持つ異なる性格と特色ある才能とを尊重し、これを画一化することなく、それぞれの天賦の才能を探究し、発揮させる。

「明朗と自主」自分達の未来を信じて、明るく朗らかで、何事にも自主的、積極的に取り組む人を育てる。

「実行から学べ」知識は実践を伴ってこそ価値があることを知り、「知って行い、行って知った」という過程を通じて学ぶ人を育てる。

「礼儀と品性」礼儀と礼節を重んじ、自らの教養を磨く、品性豊かな人を育てる。

2. 四條啜学園大学の建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色

(1) 建学の精神・基本理念

本学園の建学の精神および教育理念（基本理念）を踏まえ、四條啜学園大学の建学の精神、基本理念（教育理念）も「報恩感謝」および「人をつくる」である。

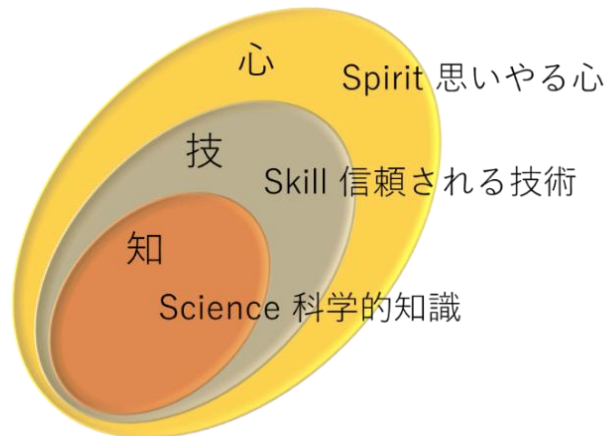
(2) 使命・目的

使命は、四條啜学園大学学則（使命・目的）第 1 条に「四條啜学園大学（以下、「本学」という）は、四條啜学園の建学の精神「報恩感謝」ならびに教育理念「人をつくる」のもと、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、広く一般教養を授けるとともに、専門の学術技能を教授研究し、高い倫理観、科学する力、技術力を備えた人間性豊かな人

材を育成し、学術の向上と社会の保健医療福祉に貢献することを使命・目的とする」と定めている。

すなわち、知識偏重の教育ではなく、科学的知識をもとに多くの人に信頼される技術を身につけて、ひとを思いやる心を持った医療人の育成を図っている（右図）。

また、学則（教育研究上の目的・目標）第1条の2に各学部在教育研究上の目的とその達成のための教育目標を下記のように掲げている。



三つのSを有する医療人の育成

リハビリテーション学部

【教育研究上の目的】

リハビリテーション学部は、地域社会ならびに保健医療福祉に貢献する教育研究を行い、人間性豊かで、高度な専門知識とセラピストとしての実践力を有する人材の育成を目的とする。

【教育目標】

- ① 社会に貢献する人間性豊かな尊敬される人材を育成すること
- ② 科学する力と旺盛な研究心を身に付けたセラピストを育成すること
- ③ セラピストとしての実践力を育成すること

看護学部

【教育研究上の目的】

看護学部は、看護の質の向上に貢献する教育研究を行い、保健・医療及び福祉の場で、生命の尊厳を守り、高い倫理観を持って患者・家族を中心とした看護を実践できる、人間性豊かな人材の育成を目的とする。

【教育目標】

- ① 幅広い教養を身に付け、生命の尊厳と人権の尊重について深く理解し、人を思いやる人間性豊かな人材を育成すること
- ② 看護に必要な専門知識と技術を修得し、科学的根拠に基づく判断と看護実践力を兼ね備えた人材を育成すること
- ③ 保健・医療及び福祉の総合的視野から、関係分野の職種と連携・協働し、チーム医療の一員として活躍できる人材を育成すること
- ④ 看護専門職としての社会的責務に基づき、看護の専門性やケアの質の向上に向けて探求できる人材を育成すること

(3) 大学の個性・特色

本学は個性・特色として以下の五つを掲げ、これらの個性・特色を最大限に活かした教育を実践し、医療人としての識見、人格ともに優れた人材を育成してきた。

- ① 演習を含む体験型学習や臨地／臨床実習の重視
- ② 多様な病院・施設の協力による充実した実習施設の確保
- ③ 医療現場で必須となるコミュニケーションスキルを高める授業の充実
- ④ 人間性豊かな医療人育成のために必要な多彩な教養科目の提供
- ⑤ 国家試験対策も含めた細やかなサポート体制

また、平成 30 (2018) 年 4 月 1 日には健康科学研究所を設立した。健康科学研究所は、社会的要請の高い分野、学際的分野、先駆的分野等における研究を推進・支援し、社会に貢献することを目的としている。さらに、平成 31 (2019) 年 4 月 1 日には、専門性の高い医療・福祉の実践者の育成および地域住民に対する健康づくりの推進を目的とした実践教育センターを設立した。

以上に掲げた大学の個性・特色は、次のような両学部の特徴ある教育課程が基になっている。

リハビリテーション学部

理学療法士、作業療法士は、病者、障がい者、高齢者などと向き合うため、単なる知識・技術の修得に偏重することなく、人間性の涵養のための教科、コミュニケーション技法の習熟を図るための教養科目を基礎分野の科目として多く取り入れている。また専門教育も基礎から応用へと体系的な学修を可能としている。さらに海外のリハビリテーションの実際を学ぶ科目や、理学療法学専攻ではスポーツおよびパラスポーツのリハビリテーションを学ぶ科目、作業療法学専攻ではボランティア体験を通じて実践的に学ぶ科目など、学生の興味に応じた発展的な科目を設定している。このような体系により、臨床現場における対応力向上につながる知識、技術を修得できるようにしている。

看護学部

1 年次から 4 年次までのそれぞれに、体験型・実践型学習を取り入れた学生の理解が深まる学修サイクルを導入している。特に 1 年次 6 月は病院へ、2 年次 8 月にはデイサービス等の利用者を通して、対象者のニーズや生活の実態を理解するための早期体験実習を開講している。

また、具体的・実践的な学修を深めるために、一つの模擬家族を事例として家族が成長する過程で生じる様々な看護を、演習を通して各専門領域（基礎、小児、成人、老年、母性、精神、在宅看護）で学ぶようにしている。

さらに医療の高度化や看護師の活動の場の多様化等により、学修すべき内容の質的および量的な増大に伴い、社会的に看護師育成のみの教育課程の推進が叫ばれているという現状認識のもと、看護師育成のみの教育課程に特化している。また、卒業後のキャリア支援体制として、他大学の大学院（専門看護師、保健師等のコース）や助産学校への進学をはじめ、様々な相談に対応している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

四條畷学園大学は、「報恩感謝」を建学の精神とする保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学からなる総合学園の一角として平成 17（2005）年 4 月に開学した。

大正 15（1926）年	四條畷高等女学校 創立
昭和 16（1941）年	四條畷学園幼稚園 開園
昭和 22（1947）年	新制四條畷学園中学校 開校
昭和 23（1948）年	新制四條畷学園高等学校 開校 / 四條畷学園小学校 開校
昭和 26（1951）年	学校法人四條畷学園に組織変更
昭和 39（1964）年	四條畷学園女子短期大学 開学
平成 12（2000）年	四條畷学園女子短期大学を四條畷学園短期大学に名称変更
平成 13（2001）年	四條畷学園短期大学にリハビリテーション学科 開設
平成 17（2005）年	四條畷学園大学開学 リハビリテーション学部 開設
平成 27（2015）年	四條畷学園大学看護学部 開設
平成 28（2016）年	四條畷学園創設 90 周年
平成 30（2018）年	四條畷学園保育園 開園
令和 2（2020）年	四條畷学園大学附属幼稚園を認定こども園に運営変更、開園

エビデンス集（データ編）[表 F・2]参照

2. 本学の現況

・大学名

四條畷学園大学

・学部所在地

リハビリテーション学部（大学本部）	看護学部
〒574-0011	〒574-0001
大阪府大東市北条 5 丁目 11 番 10 号	大阪府大東市学園町 6 番 45 号
電話 072-863-5043	電話 072-813-2601
Fax 072-863-5022	Fax 072-813-2602

エビデンス集（資料編）[資料 F-2]参照

・学部構成

リハビリテーション学部

看護学部

四條畷学園大学

・学生数、教員数、職員数

学生数（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）（単位：人）

学部・学科	専攻	定員		現 員				
		入学 定員	収容 定員	1 年	2 年	3 年	4 年	合計
リハビリテーション 学部	理学療法学専攻	40	160	39	47	40	42	168
リハビリテーション 学科	作業療法学専攻	40	160	15	19	17	29	80
リハビリテーション学部 リハビリテーション学科 計		80	320	54	66	57	71	248
		収容定員充足率						77.5%
看護学部 看護学科		80	320	75	88	65	97	325
		収容定員充足率						101.6%
合 計		160	640	129	154	122	168	573

エビデンス集（データ編）[表 2-1]参照

専任教員数（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）（単位：人）

学部・学科		教授	准教授	講師	助教	合計
リハビリテーション学部 リハビリテーション学科	男	9	6	1	2	18
	女	1	2	1	0	4
	小計	10	8	2	2	22
看護学部 看護学科	男	1	1	3	0	5
	女	7	7	4	1	19
	小計	8	8	7	1	24
実践教育センター	女	1	0	0	0	1
	小計	1	0	0	0	1
合 計	男	10	7	4	2	23
	女	9	9	5	1	24
	合計	19	16	9	3	47

学長は含まず。特任教授・客員教授・非常勤講師は表 4-2-2 参照

職員数（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）（単位：人）

	正職員	嘱託	パート (アルバイトを含む)	派遣	合計
人数	14	8	4	0	26

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

使命・目的

使命・目的は、学則第 1 条（使命・目的）（Ⅰ-2-（2）、p.1）【資料 1-1-1】に具体的かつ明確に記されており、学校教育法第 83 条に適合している。

教育目的

「教育目的」は、「教育研究上の目的」として学則（教育研究上の目的・目標）第 1 条の 2（Ⅰ-2-（2）、p.2）に記してある。大学設置基準第 2 条にも適合しており、具体的かつ明確である。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的は、まず医療に携わる優れた人材を育成することにある。優れた人材の育成とは、単なる知識や技術力だけではなく、豊かな一般教養、高い倫理観を兼ね備えた医療人の育成であることが、学則（使命・目的）第 1 条に簡潔に記されている。

また、学則には「専門の学術技能を教授研究」とある。大学においては教育と研究は車の両輪であることから、両者のバランスをとりつつ人材育成と学術の向上に寄与すること、ひいては保健医療福祉に貢献すること、使命・目的として簡潔に文章化されている。

また、教育目的は学則（教育研究上の目的・目標）第 1 条の 2 に記してあるように、学部別に明確に文章化されている。また、目的を達成するために必要な目標を具体的に掲げており、これによって、教育目的の意味するところが極めて理解しやすくなっている。

このように、使命・目的あるいは教育目的は十分にわかりやすく、かつ簡潔な文章となっている。なお、学則はホームページ【資料 1-1-2】、学生便覧【資料 1-1-3】にも掲載して周知を図っている。

《エビデンス資料》

【資料 1-1-1】 四條畷学園大学学則第 1 条

【資料 1-1-2】 大学ホームページ／情報公開／学校教育法施行規則第 172 条の 2 関係／

[6]学則 <https://un.shijonawate-gakuen.ac.jp>

【資料 1-1-3】 学生便覧 リハビリテーション学部 p.55、看護学部 p.45

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、1-2- (3)、p.2 に記したように、識見、人格ともに優れた医療人を世に送り出すために注力している点にある。最新の知識を有する医療人を育成するためには、単なる一方向の授業・実習では不十分であり、体験型実習や臨床実習の体験や高度なコミュニケーション力、豊かな人間性、高い教養などを修得できる教育体系を構築している【資料 1-1-4】。また、健康科学研究所の設立により研究力の向上が図られており【資料 1-1-5】【資料 1-1-6】【資料 1-1-7】、実践教育センターでは、高度な専門性を有する医療・福祉の実践者の育成を目指している【資料 1-1-8】【資料 1-1-9】。

これらの個性・特色は、学則（使命・目的）第 1 条（1-2- (2)、p.1）の中で「高い倫理観、科学する力、技術力を備えた人間性豊かな人材を育成」する、さらには「学術向上と社会の保健医療福祉に貢献する」と縮約された表現で明示している。また、学則（教育研究上の目的・目標）第 1 条の 2（1-2- (2)、p.2）は、個性・特色を具体的に反映した表現で文章化していることが明白である。

《エビデンス資料》

【資料 1-1-4】 大学ホームページ／四條畷学園大学の強み・魅力

<https://un.shijonawate-gakuen.ac.jp>

【資料 1-1-5】 四條畷学園大学健康科学研究所規程

【資料 1-1-6】 大学ホームページ／研究活動／四條畷学園大学健康科学研究所

<https://un.shijonawate-gakuen.ac.jp>

【資料 1-1-7】 科学研究費採択課題一覧

【資料 1-1-8】 四條畷学園大学実践教育センター規程

【資料 1-1-9】 大学ホームページ／研究活動・社会貢献／四條畷学園大学実践教育センター
<https://un.shijonawate-gakuen.ac.jp/>

1-1-④ 変化への対応

識見、人格ともに優れた医療人を世に送り出すことが本学の使命・目的であり、超高齢社会の中でその使命・目的はますます重要なものとなっている。したがって、使命・目的、教育目的の根幹については、見直し等の必要性はないと考えている。ただ、従前の学則においては、目的という表現は用いず、使命という表現の中に目的の意味を含めていた。令和 5（2023）年 4 月 1 日に学則を変更し、「使命」を「使命・目的」と明確にした【資料 1-1-10】。また、大学全体を包括した目的と各学部における教育目的が必ずしも明確に区別されていなかった。このため教育目的を研究目的と合わせて「教育研究上の目的」として新たに文章化した。

《エビデンス資料》

【資料 1-1-10】 学則改定理由を示す資料

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的および教育目的は学則で明確に設定されており、内容や意味も具体的かつ明確である。特に教育目的達成のための目標が具体的にまとめられていることは特筆に値する。したがって、大学の使命・目的等は現時点では、その根幹について変更の必要はないが、大学の状況や社会情勢等に対応して、必要に応じて見直しを行う。

なお、本学の学生および卒業生が建学の精神と教育理念、使命・目的を正しく理解し、在学中から卒業後まで継続して自己の成長および社会貢献などにおいて力を発揮できるように、今後も、入学式をはじめとした式典やオリエンテーション、ホームページ【資料 1-1-2】、公開講座（基準 A. 地域・社会貢献 参照）などのあらゆる機会を通じて、その意味内容を確実に敷衍していく。教職員にも建学の精神や教育理念等を再認識して、教育活動に従事していく必要があることを FD（Faculty Development）、SD（Staff Development）等を通じさらに周知徹底する。なお、FD・SD については 4-2-②で詳述する。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的、教育研究目的は学則で明確に述べられており、その策定および見直しは評議員会および理事会に諮られ【資料 1-2-1】、理事長以下全役員の理解と支持を得ている。また、令和 5（2023）年 4 月 1 日の学則改定に当たっては、両学部合同の大学運営協議会（1-2-⑤参照）で検討し、結果を教授会で報告し理解を得ている【資料 1-2-2】。さらに教職員は FD・SD 活動や委員会活動の中で大学の使命・目的、教育目的を理解するよう努めており、これらを支持している。このように使命・目的及び教育目的などの重要事項の策定や改定については、役員、教職員が十分に参画している。

《エビデンス資料》

【資料 1-2-1】学則改定時の評議員会、理事会議事録

【資料 1-2-2】学則改定時の運営協議会議事録

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的、教育研究目的は、前述のとおり四條畷学園大学学則に明示されているが、学則が全文掲載されている「学生便覧」【資料 1-2-3】を始め、「大学ホームページ」

【資料 1-2-4】、「大学案内（四條畷学園大学 CAMPUS GUIDE 2025）」【資料 1-2-5】等にも明示され、学生、教職員、受験生、保護者・保証人、その他関係各位の理解が得られるようにしている。周知のための具体的な取り組みは次の通りである。

新入生及びその保護者に対しては、学長が入学式式辞【資料 1-2-6】において四條畷学園大学の果たすべき役割、大学で学ぶ意義等を含めて述べている。さらに、入学式後にそれぞれの学部において、本学設置の理念・使命・育成したい人材像（教育目的）を説明している。また、学年別オリエンテーション並びに教育ガイダンスにて「学生便覧」を用いて説明している。

学生募集要項、オープンキャンパスや樟葉祭（学園祭）、市民公開講座の開催時等において、これら建学の精神や教育理念、教育目的について丁寧に説明を行っている。特に受験生に対しては、ホームページの「大学紹介」欄にこれらを明記し、またオープンキャンパス来訪者、とりわけ個別相談来訪者には「四條畷学園大学 CAMPUS GUIDE 2025」を用いて教職員が項目を一つ一つ明示し来訪者の理解を確認しながら、丁寧な説明に努めている。

保護者・保証人に対する周知は、両学部とも保護者懇談会【資料 1-2-7】など、複数の説明機会を設けている。

《エビデンス資料》

【資料 1-2-3】 学生便覧 リハビリテーション学部 p.21、看護学部 p.2

【資料 1-2-4】 大学ホームページ／教育研究上の目的・教育目標

<https://un.shijonawate-gakuen.ac.jp>

【資料 1-2-5】 大学案内（四條畷学園大学 CAMPUS GUIDE 2025） p.11、29

【資料 1-2-6】 入学式式次第

【資料 1-2-7】 保護者懇談会資料

1-2-③ 中長期的な計画への反映

学園ならびに大学の長期ビジョン・中期計画【資料 1-2-8】に大学の使命・目的および教育目的が反映されている。すなわち、使命・目的および教育目的を達成するために、建学の精神・教育理念の浸透方策、および教学上、管理運営上の改善目標を長期ビジョン・中期計画に掲げている。なお、使命・目的および教育目的の中長期的な計画への反映の具体的な仕組みについては 6-3-①で詳細に記述した。

《エビデンス資料》

【資料 1-2-8】 学校法人 四條畷学園 長期ビジョン・第三次中期計画 SG90-100 Plan

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の使命・目的とその達成のための目標は、科学的知識をもとに多くの人に信頼される技術を身につけて、ひとを思いやる心を持った医療人の育成（p.2 図）と要略できる。これら目的・目標がどのように三つのポリシーに反映されているかは、後述の図 3-2-1、図 3-2-2 に簡潔にまとめた。すなわち、目的達成のための具体的アクションとしての各目標を

図の左にまとめてあり、各ディプロマ・ポリシー（図の中央）がいずれの目標を反映しているかを線で結んで示している。また、各カリキュラム・ポリシー（図の右）がいずれのディプロマ・ポリシーを反映させたものかも明白に示されている。アドミッション・ポリシーは2-1-①に記したが、いずれも知識偏重ではなく人間性豊かな医療人を志す受験生を求める記述となっており、教育目的、目標を明確に反映している。なお、ディプロマ・ポリシーは3-1-①、カリキュラム・ポリシーは3-2-①に記載した。また、いずれのポリシーも学生便覧【資料1-2-9】、大学ホームページ【資料1-2-10】、CAMPUS GUIDE 2025【資料1-2-11】に掲載している。

《エビデンス資料》

【資料1-2-9】 学生便覧 リハビリテーション学部 p.21、看護学部 p.23

【資料1-2-10】 大学ホームページ／教育研究上の目的・教育目標・三つのポリシー
<https://un.shijonawate-gakuen.ac.jp>

【資料1-2-11】 大学案内（四條畷学園大学 CAMPUS GUIDE 2025） p.37

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、豊かな人間性を有する優れた医療人の育成と先端研究を通じて社会の保健医療福祉に貢献することを使命・目的としていることは既述の通りである。この使命・目的のために、当初はリハビリテーション学部だけの単科大学として発足したが、超高齢社会の要請に対応するため、あらたに看護学部を設置して【資料1-2-12】、我が国の保健医療福祉に一層貢献できる体制を整えている。本学の教育研究組織を図1-2-1に示す。

本学は人間性の涵養を重視し、1年生では一般教養科目を充実させている。一般教養科目を修得して医療人としての自覚を高めたのちに専門科目に集中的に取り組むカリキュラムを構築している。すなわち、リハビリテーション学部は理学療法学専攻と作業療法学専攻の2専攻で構成され、専門科目の教育には各専攻に籍を置く理学療法士、作業療法士の資格を有する教員が、それぞれの専攻に所属する学生を専門的に指導する体制をとっている。二つの専攻を設けることによって、専門性の高い高度な教育を行うことが可能となっている。看護学部は、医療の高度化や看護師の活動の場の多様化等により、学修すべき内容の質的および量的な増大に伴い、看護師育成のみの教育課程の推進が喫緊（I-3、p.3）であるという社会的要請にこたえるため、看護師のみの資格取得に特化した教育課程の充実を図っている。また、実践力を重視した教育を行うため、専門領域毎に看護師資格を有する教員を配置して対応している。

一方、健康科学研究所を設置して研究の推進にも注力している。当該研究所の目的はI-3（p.3）に既述したが、研究成果は、医療福祉の進展に貢献しているだけでなく、学生の教育に還元され使命・目的の達成に寄与している。また、スポーツ活動相談・指導室【資料1-2-13】を設置している。当該室は、リハビリテーション学部教員の専門的知識・技術を活用することによって、学生や教職員に対してスポーツ傷害の発生予防のための相談・指導をすること、また地域住民に対してスポーツ活動、その他の活動を通じて健康維持、増進を図るための企画、相談事業などを行うことを目的としているが、関連教員はその活動を通じて専門知識の実践、研鑽を図っている。また、専門性の高い医療・福祉の実践者

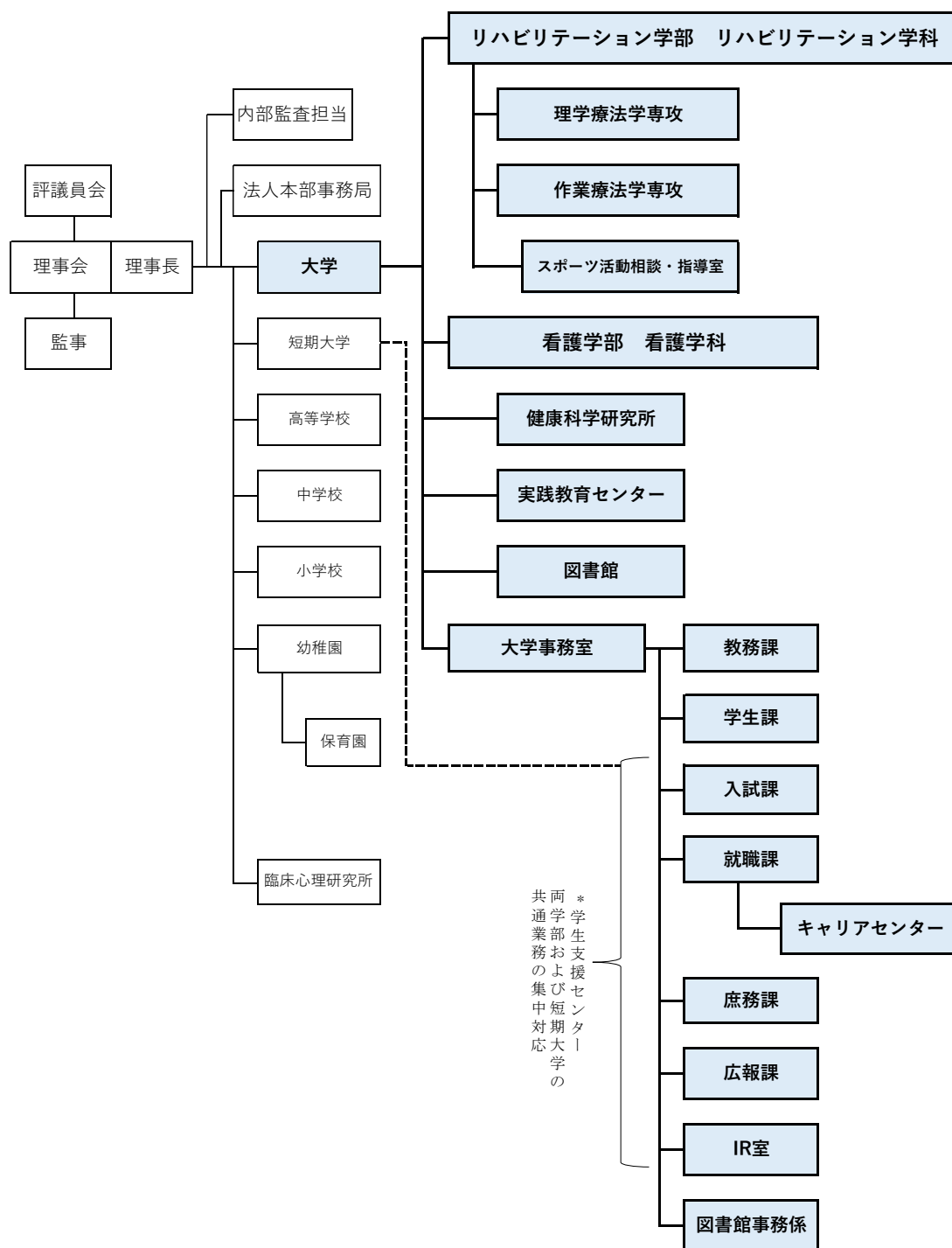


図 1-2-1 学園および大学組織図

の育成をサポートする実践教育センターを設立している（I-2-(3)、p.3）。学生の学修、教員の教育研究のための図書館は十分に充実しており、専門書はもちろん、自己研鑽のための教養書、視聴覚資料も整っている（2-5-②で詳述）。

以上のように使命・目的達成のための組織は整備されているが、これらを円滑に運営す

るためリハビリテーション学部では専攻会議および学部会議、看護学部では学科会議において、高度な判断が必要な事項については、学部別の教授会【資料 1-2-14】で諸問題を審議し学長の判断を受ける体制が整っている。さらに、大学全体に関わる教学問題については、学長、副学長、学部長、学科長、専攻長、その他の幹部教職員が参加する運営協議会【資料 1-2-15】を毎月開催し、必要事項を審議して学長に意見を述べている。これらの会議、協議会での協議事項あるいは学長による決定事項は各学部にも周知徹底され、教員個人もしくは各種委員会で具体的に実践されている。学園全体の運営にあたっている学園の法人本部とは毎月大学・法人本部連携会議【資料 1-2-16】を開催している。この会議には法人本部からは理事長、法人本部事務局長、必要に応じ法人本部事務職員が、大学からは運営協議会のメンバーが参加し、使命・目的の完遂に必要とされる組織の在り方をはじめとする諸事について意見交換を行い、相互理解を深めている。

このように、本学の教育研究組織は教授会、運営協議会、大学・法人本部連携会議のみならず、学部会議、学科会議、専攻会議さらには各種委員会など、使命・目的達成に必要な体制は整っている。また、これらの会議や協議会には、大学事務室の担当職員も同席し、決定事項の円滑な実施にあたっている。なお、法人・大学の意思決定システム及び管理機構については、その概略を図 5-2-1 に示し、詳細な説明を 5-2-①および 5-3-①で述べる。

《エビデンス資料》

【資料 1-2-12】四條畷学園大学看護学部設置認可申請書（基本計画書）

【資料 1-2-13】四條畷学園大学スポーツ活動相談・指導室運用要領

【資料 1-2-14】四條畷学園大学学部教授会規程

【資料 1-2-15】四條畷学園大学運営協議会規程

【資料 1-2-16】大学・法人本部連携会議規程

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

大学の使命・目的に対する役員の了解は、理事会や評議員会において得られている。また、その実施状況と成果についても随時具体的に提示し理解と支持を得ている。教職員にも FD・SD 活動、学科会議、専攻会議、各種委員会などの様々な機会を通じて、共通理解を得ている。今後とも、上記の各種会議や活動を通じて一層の共通理解を図るようにする。

学内外への周知については、既述のように各種媒体と機会を通じて広く情報を開示し、正確な情報の提供に努めてきた。使命・目的は長期ビジョン・中期計画に反映されており、年度毎の計画を履行し、両学部の連携を深め大学力のアップを図っていく。

教育研究組織についてはリハビリテーション学部と看護学部の各種委員会の連携をより深めることにより使命・目的を達成するための教育の質を高める。

【基準 1 の自己評価】

本学の使命・目的は、人間性豊かな優れた医療人を育成することを第一とし、併せて各学部に関連した高度な研究を推進して社会の保健医療福祉に貢献することであり、このことは学則にも明記してある。各学部はこの目的達成のためにそれぞれ目標を掲げている。また、教育研究組織はこれら使命・目的、目標の完遂のために有機的に構築されている。

三つのポリシーも使命・目的を明確に反映しており、カリキュラムもこれらポリシーの達成を念頭において構築されている。

また、使命・目的、目標、三つのポリシーは多様な媒体を通じて公開されており、本学の立ち位置は明確である。

以上のように、基準1は十分に満たしていると判断している。一方、本学の使命・目的は超高齢社会にある我が国においてきわめて社会的要請の高いものであり、学長以下、今後一層あらゆる機会をとらえて社会に貢献していく用意がある。

基準2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目2-1を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

本学のアドミSSION・ポリシーはリハビリテーション学部、看護学部の両学部がそれぞれの特色を生かし、次のように定めている。

リハビリテーション学部

リハビリテーション学部は、「地域社会ならびに保健医療福祉に貢献する教育研究を行い、人間性豊かで、高度な専門知識とセラピストとしての実践力を有する人材の育成」を教育目的としている（学則（教育研究上の目的・目標）第1条の2）。すなわち、単に知識や技術を有するだけでなく、常に感謝の心を持ち、他者の立場に立って最善の医療を実践したいという信念を持った人間性豊かな人材を育成するということを掲げている。この実現に向け「I-2-（2）使命・目的 p.2」および同上学則に記した三つを具体的な教育目標としている。これら目的、目標を踏まえて次のような受験生を求めている。

アドミSSION・ポリシー

1. 人への感謝を忘れず、人のために尽くそうという高い志を持っている人
2. 自分の力を保健（健康増進、障がい予防）、医療（障がい治療、回復）、福祉（障がい者福祉、高齢者福祉）などの領域で生かしたいと思っている人
3. リハビリテーション専門職を目指す熱意とたゆまぬ向上心を兼ね備えた人
4. 規律を重視し、多様な人々と主体性を持って協働することができる人
5. リハビリテーション医学や隣接領域での最新の成果を生かした新しいリハビリテーション医療の創造に挑戦したいと思っている人

また最新のリハビリテーション医学の知識や実践力を修得するために、次のような素養

および基礎学力を備えた人の受験を歓迎します。

1. 人とのコミュニケーションが大切であると考えている人
2. 文章の読解能力および表現能力を備えた人
3. 基礎的な演算能力を備えた人
4. 理数系の基礎科目に興味をもって学んだ人
5. 生物系の基礎科目に興味をもって学んだ人

看護学部

看護学部は教育目的を「看護の質の向上に貢献する教育研究を行い、保健・医療及び福祉の場で、生命の尊厳を守り、高い倫理観を持って患者・家族を中心とした看護を実践できる、人間性豊かな人材の育成を目的とする。」（学則（教育研究上の目的・目標）第1条の2）と明文化し、「I-2-（2） 使命・目的 p.2」および同上学則に記した四つの教育目標を掲げている。これを基にアドミッション・ポリシーは、五つの領域の能力を高校生にもわかる用語を用いて表現し、本学部が求める学生像を明確に明示している。

アドミッション・ポリシー

1. 看護について関心を持ち、保健・医療・福祉に貢献したいと考えている人
(関心・意欲)
2. 人に対するおもいやりを持ち、感謝できる人
(態度)
3. 人と理解しあうコミュニケーション能力（聴く・伝える）が身についている人
(技能・表現)
4. 自ら考え、主体的に行動できる人
(思考・判断)
5. 高等学校で学ぶ主要科目（国語・英語・数学・理科・社会）および論理的文章力について基礎学力を有している人
(知識・理解)

両学部のアドミッション・ポリシーは学生募集要項【資料 2-1-1】に明記して受験生に周知させているだけでなく、本学ホームページに掲載し【資料 2-1-2】、広く一般にも公表している。また、オープンキャンパスでも丁寧に説明している【資料 2-1-3】。さらに、SNS やホームページで学生の学習活動や行事の記事を掲載し、閲覧者が記事を通してアドミッション・ポリシーが示す具体的な学生像が伝わるように取り組んでいる。

以上のように、両学部とも教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを明確に掲げ、様々な機会を通じて周知を図っており、受験生の理解を得ている。

《エビデンス資料》

【資料 2-1-1】 学生募集要項 p.3、4

【資料 2-1-2】 大学ホームページ／教育研究上の目的・教育目標・三つのポリシー

<https://un.shijonawate-gakuen.ac.jp/guide/educationalgoal.html>

【資料 2-1-3】 オープンキャンパス配布資料 CAMPUS GUIDE 2025 p.37

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

アドミッション・ポリシー（2-1-①）では、医療人としての奉仕の心と向上心を有し、基礎学力を備えた受験生を求めており、表 2-1-1 に示したように学力のみの合否判断でなく多様な能力を評価する選抜を実施している。具体的な選抜方法の詳細については、学生募集要項で丁寧に説明している【資料 F-4】。また、選抜の実施にあたっては、学長を委員長とする大学入試委員会を設置し、学生募集の基本方針、選抜方針、試験日程等の基本方針を決定している【資料 2-1-4】。さらに大学入試運営委員会において選抜方法、合否判定基準、入試情報の開示等について具体的に検討し、教授会の了承を得て選抜を行っている【資料 2-1-5】。

リハビリテーション学部では多様な入学生を確保すべく、総合型選抜を総合選抜【対話能力重視】と従来の AO 型選抜である総合型選抜【適性重視】の 2 種類に分けている。総合選抜【対話能力重視】はアドミッション・ポリシーを十分理解した志願者の中から学力の 3 要素（「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）を評価して選抜することを企図したもので、①本学の良さを理解できるようオープンキャンパス参加を条件とするエントリーシートの提出、②1 次選考でグループセミナーと個人面接により対話能力を評価、③正式出願者に対する 2 次（書類）選考での就学意欲の確認を経て合否を決定する方式としている。

表 2-1-1 選抜制度

選抜区分	選抜名称	選抜方法・出願書類
総合型選抜	総合型選抜【対話能力重視】 （リハビリテーション学部）	①グループセミナー、②個人面接、③入学希望理由書（個人面接時に活用）、④調査書
	総合型選抜【適性重視】 （リハビリテーション学部）	①個人面接、②小論文、③入学希望理由書（個人面接時に活用）、④調査書
	総合型選抜【基礎学力】 （両学部）	①基礎学力試験、②調査書（学習成績の状況）、③グループ面接、④入学希望理由書（面接時の参考資料）
学校推薦型選抜	指定校推薦選抜（両学部）	①個人面接、②調査書（出願条件として学習成績の状況の基準あり）、③推薦書、④入学希望理由書（個人面接時に活用）⑤小論文（看護学部）
一般選抜（両学部）		①学力試験、②調査書
大学入学共通テスト利用選抜（両学部）		大学入学共通テストの高得点を評価 リハビリテーション学部 2 科目 看護学部 3 科目
その他の選抜	四條畷学園同窓会特別選抜 （両学部）	①個人面接、②小論文、③入学希望理由書（個人面接時に活用）、④調査書
	社会人選抜 （両学部）	①個人面接、②小論文、③入学希望理由書（個人面接時に活用）、④調査書

看護学部では一般選抜および総合型選抜で必須としていた英語を一昨年度から選択制に変更し、受験生の選択科目の幅を広げている。

上記以外の選抜方法として、①基礎学力テストとグループ面接による総合型選抜【基礎学力】、②本学園の建学の精神、教育理念に基づく教育を受けた本学園高校卒業生等を対象とする四條畷学園同窓会特別選抜、③出身高校の推薦を受ける指定校推薦選抜、④学力試験で可否を判定する一般選抜、⑤大学入学共通テスト利用選抜、⑥多様性を重視した社会人選抜がある。

問題作成のうち、学力問題は外部委託先との協業で行っているが、本学のアドミッション・ポリシーやカリキュラム・ポリシーの説明を丁寧に行い、これらの理解を得ることに特に留意している。リハビリテーション学部の総合型選抜【適性重視】、看護学部の指定校推薦選抜、および両学部の同窓会特別選抜、社会人選抜に係る小論文は、各学部の専任教員が健康・医療等に関連する問題を作成している。

上記のように、両学部とも、受験生の学力の3要素を適正に評価するため、機会確保や手法の工夫に努めているが、入試選抜時期の早期化や多面的評価による学力のばらつきが生じていることから、一般選抜および大学入試共通テスト利用選抜合格者を除く合格者全員を対象として入学前教育の受講を原則義務づけている【資料 2-1-6】。入学前教育では、医療従事者に関わる仕事をイメージしながら高校までの生物・数学・化学・物理の必須事項を復習し、また、本学キャンパス内での集合研修では、数人のグループに分かれて課題に取り組み発表を行うことで、医療人を目指す学生としての協働や礼節に対する心構えの準備を行っている。

入学後は、1年次前期に、教員が全新生を対象とする個別面談を実施し、学生の意識や素養の把握ならびに学修習慣の定着等に資する指導に努めるとともに、アドミッション・ポリシーの理解度を検証している。

また、知識・理解力のみならず、医療人としての意欲、態度、表現力、判断力等、多様な個性を把握するため、令和3(2021)年度よりアセスメント・テストを導入している【資料 2-1-7】。まず新生を対象に実施し、ついで、3年次終了時に2回目を実施し、各学生の成長度も検証している【資料 2-1-8】。

《エビデンス資料》

【資料 2-1-4】 四條畷学園大学入試委員会規程

【資料 2-1-5】 四條畷学園大学入試運営委員会規程

【資料 2-1-6】 入学前教育の実施を示す資料 実施要領など

【資料 2-1-7】 アセスメント・テストの実施を示す資料 実施要領、内容紹介のパンフレット

【資料 2-1-8】 IR室によるアセスメント・テストの分析結果（1年次と3年次の比較結果）

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学者受け入れ人数は、試験実施後に教授会で検討し、最終的には学長の決定に委ねている。過去3年間の入学定員と入学者受け入れ数は、表 2-1-2 に示す通りである。また、

表 2-1-2 入学者受け入れ数

学部	専攻	入学定員 (人)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
リハビリテーション学部	理学療法学専攻	40	43	49	39
	作業療法学専攻	40	18	23	15
	合計	80	61	72	54
	入学定員充足率 %		76.2	90.0	67.5
看護学部		80	77	91	75
	入学定員充足率 %		96.3	113.8	93.8

表 2-1-3 選抜方法別入学者の比率 (%)

学部	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	一般 選抜	特別 選抜	一般 選抜	特別 選抜	一般 選抜	特別 選抜
リハビリテーション学部	13.1	86.9	9.7	90.3	3.7	96.3
看護学部	22.1	77.9	26.4	73.6	26.7	73.3

収容定員と在籍者数を p.5 に掲げた。過去 5 年間の在籍者数はエビデンス集（データ編）表 2-1 に示した【資料 2-1-9】。選抜方法別の学生受け入れ数の実績は表 2-1-3 のとおりで、主に年内に実施される特別選抜の比率が高く、その割合は 90%（リハビリテーション学部）および 70%（看護学部）を超えており、特別選抜中心の募集施策を採用している。本学の教育課程では実習を重視しているので、教育効果を考慮して定員を過剰に超えないように留意している。

リハビリテーション学部の入学定員充足率は年によりかなり変動があり、令和 5（2023）年入試では 90.0%であったが、令和 6（2024）年度は 67.5%であった。専攻別では、理学療法学専攻がほぼ入学定員を確保できているのに対し、作業療法学専攻の入学者は厳しい数値である。一方、リハビリテーション学部リハビリテーション学科としての収容定員充足率は 77.5%（p.5）を確保している。看護学部の入学定員充足率は、93.8～113.8%の間で推移している。また、収容定員充足率も 101.6%（p.5）となっており、適切な定員の確保ができていると判断できる（平成元（2019）年度からの入学定員充足率推移は表 5-4-1 を参照）。

安定的に入学定員を確保し、収容定員充足率を改善するために、オープンキャンパスの充実を図っている。すなわち、①オープンキャンパス参加者数の増加を図るため本学ホームページ、ダイレクトメール等の媒体をすべて活用し、オープンキャンパスの開催日や内容を高校生に周知徹底する、②オープンキャンパス参加者の出願歩留まり率を向上するよう本学の魅力・特色をアピールする、③広報部門の人員を拡充し、高校訪問等の広報活動やイベント企画力を強化する、④国家試験合格率 100%達成等の訴求力のある実績を示し

て効果的にアピールするなど、多様な取り組みを行っている【資料 2-1-10】【資料 2-1-11】【資料 2-1-12】【資料 2-1-13】【資料 2-1-14】。

《エビデンス資料》

【資料 2-1-9】 過去 5 年間の在籍者数 エビデンス集（データ編）表 2-1 に同じ

【資料 2-1-10】 ホームページ／オープンキャンパス <https://un.shijonawate-gakuen.ac.jp/ouen/opencampus>

【資料 2-1-11】 高校 1 年生、2 年生へのオープンキャンパス参加を促すダイレクトメール

【資料 2-1-12】 オープンキャンパスの日程、内容検討資料

【資料 2-1-13】 広報部門の活動内容、活動計画

【資料 2-1-14】 国家試験合格率 100%達成のアピール資料

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

18 歳人口は減少しているが、超高齢社会進展に伴う理学療法士や作業療法士、看護師への社会のニーズを踏まえ、本学への志願者を増やすため、近隣府県の高校を中心に、特に作業療法士に対する高校生の認知度を向上させるとともに、少人数教育・充実した基礎教育と実践力の養成等の教育の特色、教育目標、アドミッション・ポリシーの周知に努めていく。また、能力評価方法の多様化の検討、新指導要領による令和 7（2025）年度入試への準備等に適切に対応し、本学のアドミッション・ポリシーを十分理解したミスマッチのない入学者を安定的に確保していく。

一方、今後は受験生の年内早期受験の傾向が一層進む可能性もあり、一般選抜の受験生増加を図るとともに、従来以上に指定校推薦選抜や総合型選抜等の特別選抜を重視していく。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA（Teaching Assistant）等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教職協働による学修支援体制の概要を図 2-2-1 に示した。まず、各学部における全体の学修支援方針・計画・体制を各教授会（図中の①）で【資料 2-2-1】、また大学全体で対応すべき支援については、運営協議会（図中②）【資料 2-2-2】で審議決定している（図の左部分）。この決定に基づき、全学生に共通の事項に対しては教務委員会と教務課（図中③）【資料 2-2-3】【資料 2-2-4】、あるいは学生委員会【資料 2-2-5】と学生課（図中③）が協働で支援を行っている。個々の学生に対しては、担任（リハビリテーション学部）【資料 2-2-6】

（図中④）・アドバイザー制度（看護学部）【資料 2-2-7】（図中⑤）を軸として学生の状況把握や学生の意見の収集を行い（図の中部分）、必要に応じて学修状況の把握や生活上の

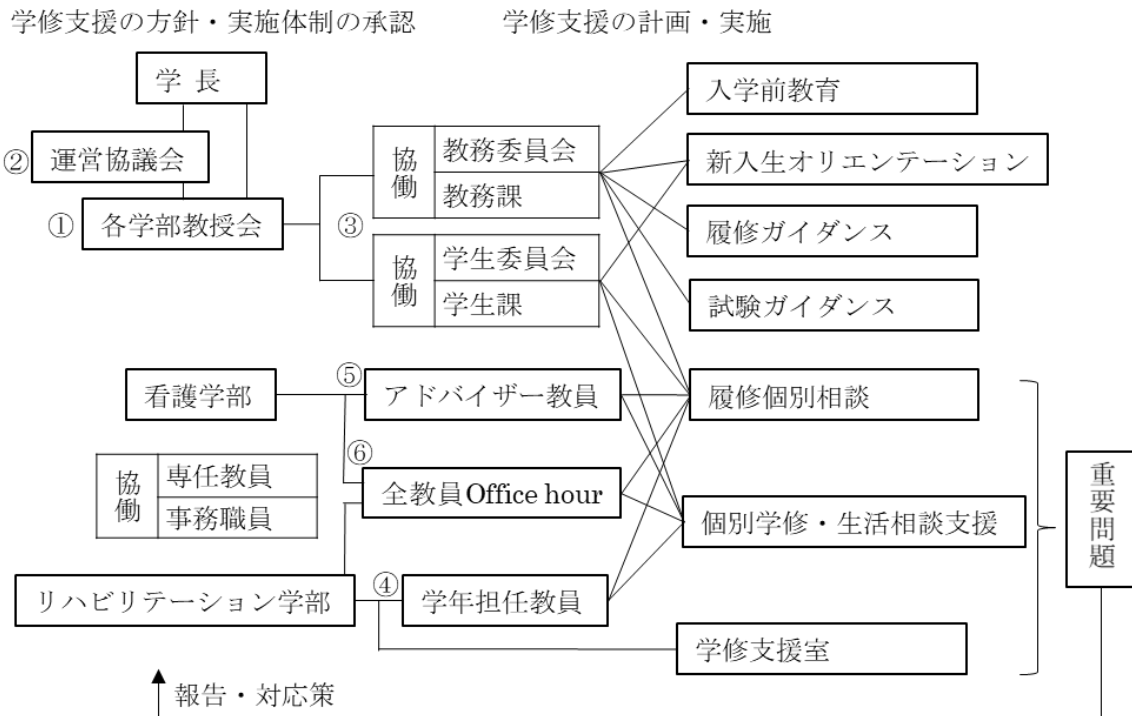


図 2-2-1 協働学修支援体制

問題などの対応を行っている（図の右部分）。また、全専任教員が週 2 コマのオフィスアワー（図中⑥）【資料 2-2-8】を設けており、学生が学修、生活上の問題に対して相談ができる体制も整えている。事務職員は、各委員会の定例会議に参加することで、活動内容及び学生情報の共有を図り、必要な施策の検討を事務面から支え、効果的な実施をサポートするなど、協働で学修支援を実施している。以上のように学生が効率的に学修を進めることができるよう多くの支援体制が整っている。

《エビデンス資料》

- 【資料 2-2-1】四條畷学園大学教授会規程
- 【資料 2-2-2】四條畷学園大学運営協議会規程
- 【資料 2-2-3】四條畷学園大学教務委員会規程
- 【資料 2-2-4】大学事務室運営規程
- 【資料 2-2-5】四條畷学園大学学生委員会規程
- 【資料 2-2-6】リハビリテーション学部 担任制度
- 【資料 2-2-7】看護学部 アドバイザー制度
- 【資料 2-2-8】オフィスアワーを示す資料

2-2-② TA（Teaching Assistant）等の活用をはじめとする学修支援の充実

1) TA 制度

本学は大学院を設置していないので TA 制度は無いが、各学部において TA 制度に準ずる取り組みを行っている。

リハビリテーション学部では、TA に代わるものとして評価技術・治療技術の修得のため、科目外での学習において上級生による技術指導やアドバイス、授業内容の復習指導などの協力を得ており、きめ細かく指導できる体制をとっている。また、協力した学生にとっても技術の復習となる良い機会となっている。このような点から様々な場で学生の協力を得ている。

看護学部では TA に代わるものとして講義や演習において、上級生および卒業生の協力を得て下級生に体験談を語ったり、実技のデモンストレーションを実施したりしている。

2) オフィスアワー

2-2-①にも記したが、週 2 コマのオフィスアワーを教員ごとに設定し、掲示板等で学生への周知を行っている【資料 2-2-8】。小規模大学であり、専任教員が同一建物に研究室を持っているという物理的環境もあり、オフィスアワーに関わらず学生は頻繁に研究室を訪れており、気楽に疑問の確認や相談ができる環境となっている。

3) 障がい等を有する学生への配慮

両学部とも、障がいのある学生からの申し出により、修学支援に必要な情報を学内で共有し、支援体制の整備を行っている。具体的には、①診断書の提出、②学生と合理的配慮について話し合い、③文面で合理的配慮について双方で確認、④常勤・非常勤教員への周知、⑤合理的配慮後の状況把握などである。これらは、原則として「障がい学生支援に関する基本方針」【資料 2-2-9】ならびに「合理的配慮が必要な学生対応フロー」【資料 2-2-10】に則り対応している。また、心理的不安の強い学生に対しては、本学園に設置している臨床心理研究所（The Institute of Clinical Psychology 以下 ICP）（ICP は 2-6-② で詳述）の公認心理師および臨床心理士によるカウンセリングの積極的活用をすすめている【資料 2-2-11】。

4) 休学者・退学者、留年学生への対応

休学、退学、留年の実態と原因調査は主に IR 室で分析が行われている【資料 2-2-12】。調査では、全体の傾向だけでなく、個別の事例についても分析している。休学等にはさまざまな原因があるが、特に専門科目の進度をフォローできないことが大きい。まず、休学し、それが留年につながり退学となるケースが多い。休学・復学・退学の手続きに関しては、学則に明確に掲載されているが【資料 2-2-13】、これらの手続きを行う前に担任（リハビリテーション学部）、アドバイザー教員（看護学部）が中心となって丁寧に相談・対応を行っている。すなわち、休学・退学については届けを出す前に必ず個別面接し、理由の確認および保護者への連絡や状況の確認を行い、学生にとって最善となる対応を検討している。その後専攻長・学科長・学部長の面談を行い、教授会で承認を得ている。休学になった場合も、担任、アドバイザー教員とのコンタクトや図書館利用などの大学設備利用は在学時と同様に実施できるように配慮しており、よりスムーズな復学に繋がるよう努めている。留年生に対しても担任、アドバイザー教員が中心となり、卒業まで学修等に関する支援を行うことになっている。

《エビデンス資料》

【資料 2-2-9】 障がい学生支援に関する基本方針

【資料 2-2-10】 合理的配慮が必要な学生対応フロー

【資料 2-2-11】 四條畷学園臨床心理研究所規程

【資料 2-2-12】 休学退学留年の実態、分析に関する資料

【資料 2-2-13】 四條畷学園大学学則 第 14 条～17 条 休学、休学期間、復学、退学

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

リハビリテーション学部、看護学部とも入学から卒業まで継続する複数教員による担任/アドバイザー制の下で、学生の変化を早期にキャッチしているが、休学者の対応については緊密な教員と職員との協働により休学中の定期的な連絡制度をつくるなど、より細やかな対応を検討する。障がいのある学生に対する支援内容については、対応する内容により学科/学部会議において情報を共有し、学生への対応のさらなる統一化を図る。

今後は教員のティーチングポートフォリオの導入や、障がいのある学生に対しては令和 5（2024）年度に制定した「障がい学生支援に関する基本方針」【資料 2-2-9】ならびに「合理的配慮が必要な学生対応フロー」【資料 2-2-10】の活用などを通じて、大学全体として問題点を可視化することで学生支援の充実を図る。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

キャリア支援は学生サービス組織体制の重要な一つとして位置付けており、その概略を図 2-3-1 に示した。

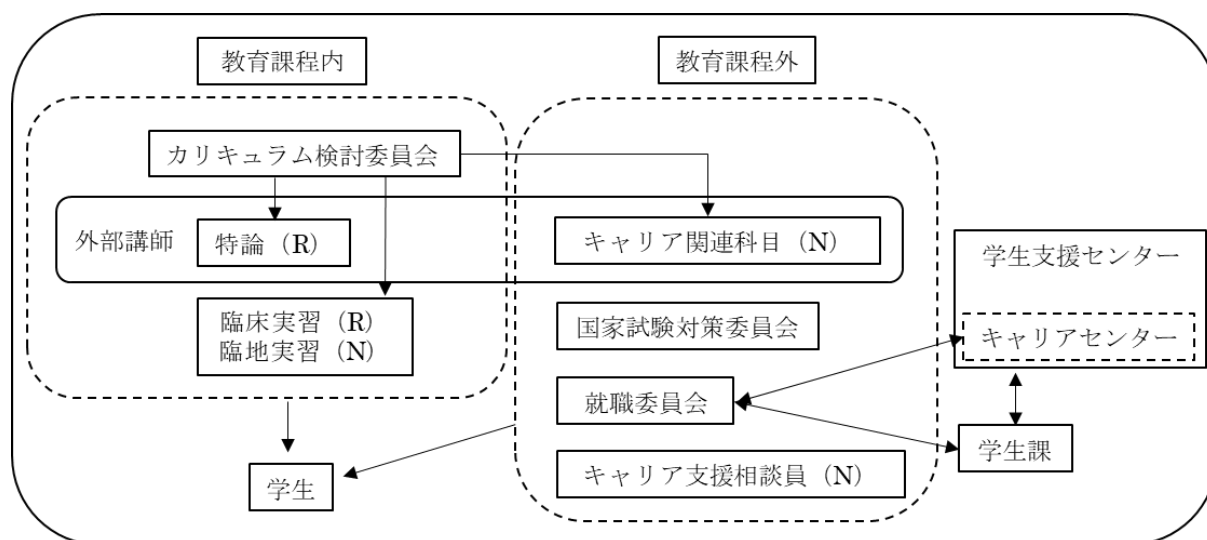


図 2-3-1 キャリア支援体制（R：リハビリテーション学部、N：看護学部）

キャリア支援に必要な教育プログラムは、大学カリキュラム検討委員会【資料 2-3-1】が中心となって構築している。社会における医療人としての人間性を養うために、リハビリテーション学部では教育課程内で特論【資料 2-3-2】を、看護学部では教育課程外でキャリア関連科目【資料 2-3-3】を外部講師に依頼して実施している。さらに、卒業後に医療現場でスムーズな活躍ができるように、両学部とも実習を重視したカリキュラムを提供している【資料 2-3-4】。

また、両学部ともに国家試験対策委員会【資料 2-3-5】を設置し、4 年間の学びを国家試験で存分に発揮できるよう、きめ細かな指導を行っている。就職については、学部共通の学生支援センター（4-1-③で詳細に記述）内にキャリアセンターを設置し、就職委員会【資料 2-3-6】ならびに学生課と密接に連携し、支援を行っている。特にキャリアセンターでは、面接対策、エントリー方法、就職先情報の提供とその選定方法等について、実践的な指導を実施している【資料 2-3-7】。

本学は高度な医療人の育成を使命としている点ではリハビリテーション学部、看護学部とも同様である。しかし、医療人として学ぶべき内容は学部により異なる部分も多く、大学としての支援体制の骨格のもとに、両学部がそれぞれ特色ある支援を行っている。

リハビリテーション学部

国家試験対策委員会を中心に国家試験の受験指導を計画的に進め、個々の学生を熟知した担任教員を中心に、個別指導を徹底している。また同時に就職委員会を中心に、学生から就職に対する相談内容を聞き取り、志望する病院の事情に熟知している教員に相談できる支援体制もとっている。就職試験前には、就職委員が学生に面接対策や論文、エントリーシート、履歴書の書き方などの指導を実施している。以上のように医療機関の事情を熟知した教員が面接指導・練習等を実施するなど、適切に手厚い就職指導が行われている。

求人票等の就職に関する資料については、学生が自由に閲覧できるようにしている。また、実習中の学生に対する情報提供として学外からもインターネットを通じて就職情報を閲覧できるようにしている。

年度計画として、4 年次すぐに開始する総合臨床実習時から就職活動に取り組める対策として、3 年次末に就職委員会とキャリアセンターによる就職対策講座【資料 2-3-8】から本格始動している。4 年次夏季には興味のある病院や施設等の説明を聞き、疑問点を解決したうえで希望する施設への就職活動ができるよう、両専攻合同の就職説明会【資料 2-3-9】を開催している。

本学にはインターンシップという制度は無いがそれに代わる制度として 1 年次から 4 年次までの教育課程の中で臨床実習を取り入れている。臨床実習は臨床現場における教育であり同時にキャリア教育の役割を果たしている。学内においては、「特論」科目を設定し、卒業後の専門職としての自己研鑽や社会的役割の理解等を目的に先駆的取り組みやトピックを取り上げて各領域で活躍しているゲストを迎えキャリア教育に繋がるように授業を行っている。

看護学部

看護学部では教育課程の中で臨床実習を実施している。複数の病院や施設で看護師の職

業を体験することがキャリア教育の役割を果たしている。

また、1年次のキャリアガイダンスでは、目指す看護師像を具体化し、3年次には就職活動を始める前期と就職試験の準備をする後期にそれぞれに応じた必要な知識やスキルを学ぶ就職ガイダンス【資料2-3-10】を実施している。さらに、キャリア相談員による個別相談の場【資料2-3-11】を設け、エントリーシートの添削や自己PRの作り方、小論文指導などを行っており、この過程を通して学生は再度自身の進路選択の意味を深く考える機会を得ている。このように1年次から段階的なキャリア教育を実施し、個々の意向に沿った支援の充実が図られている。

病院施設からの求人情報は閲覧設備を整え、随時最新情報を提示している。就職・進学に関する相談は、アドバイザー教員が1年次より定期的に面談の機会を持ち応じている。3年次には実習担当教員や4年次には卒業研究担当教員も対応している。就職活動が滞っている学生には就職委員と教員、大学キャリアセンターが連携をとりサポートしている。

以上のように、現行のキャリア支援は充実しているが、就職先アンケート【資料2-3-12】などにより第三者の意見を聴取して一層の向上をはかっている(3-3-①)。アンケートでは、多くの卒業生が真摯に仕事に取り組んでいることが分かるが、自由記述から社会人としての態度や言動についてはやや物足りないというコメントがあり、1年以内での退職も見受けられることから、学生個々の適正に応じた病院選択と社会人基礎力の育成を強化していく必要がある。

《エビデンス資料》

【資料2-3-1】 大学および学部カリキュラム検討委員会規程

【資料2-3-2】 リハビリテーション学部 キャリア関連特論科目一覧

【資料2-3-3】 看護学部 外部講師担当課程外キャリア関連科目一覧

【資料2-3-4】 実習科目一覧

【資料2-3-5】 四條畷学園大学国家試験対策委員会規程

【資料2-3-6】 四條畷学園大学就職委員会規程

【資料2-3-7】 キャリアセンター年間スケジュール

【資料2-3-8】 リハビリテーション学部 就職対策講座資料（就職活動ガイドブック）

【資料2-3-9】 リハビリテーション学部 両専攻合同の就職説明会

【資料2-3-10】 看護学部 就職ガイダンス資料

【資料2-3-11】 看護学部 就職委員会議事録、キャリア相談利用方法に関する案内

【資料2-3-12】 就職先アンケート結果と分析結果

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

キャリア支援充実のため就職先アンケート、卒業後アンケートを実施しており(3-3-①)、これらの結果から現場の期待に十分応えられる卒業生を送り出していることを確認している。一方、不十分な点が若干ある(2-3-①)との指摘も受けているので、今後はキャリア教育、ガイダンスの一層の充実を図っていく。また、教職員はキャリア支援が単なる就職支援ではないことを再確認し、1年次から4年次を通じて本学の使命である優れた医療人を

育成するにはどうすべきか、また高度な医療人として社会で活躍する学生に自ら考える力を涵養せしめるにはどうすべきかなど SD 活動や FD 活動を通じて研鑽を図っていく。

キャリア支援は大学キャリアセンターの職員とキャリア支援相談員（看護学部）、就職委員会の教員等が行っており、高度な医療人としての心構え等は主として教員が、一般的な社会人になるための心構えについては主としてキャリアセンターで指導している。より役割分担をより明確にし、また情報交換を密にして連携を深める。学生の利便性に配慮した進路相談の窓口の場所（リハビリテーション学部の学生は地理的に大学キャリアセンターから離れている）などの検討もしていく。さらに職場定着率や進学、資格取得などの卒業後のキャリアについても長期的な視点で検証していく。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学は小規模大学であり、その最大の利点の一つは学生に対してきめ細かなサービスを提供できることである。学生サービス体制の概略を図 2-4-1 に示した。学生生活安定のための支援は学生委員会が中心となって実施している。学生相談の場として、担任（リハビリテーション学部）、アドバイザー教員（看護学部）、オフィスアワーを設け、また ICP（2-6-② 参照）を設置している。新学期、および各学期の開始、終了時にはガイダンスを行い、学生委員が中心となって「学生便覧」【資料 2-4-1】に基づいて学生支援制度を紹介している。また、ホームページでも紹介している【資料 2-4-2】。学年末には全在学生を対象に学生満足度調査【資料 2-4-3】を実施し、学生の意見を毎年抽出し、具体的な学生支援内容に組み込む体制を整えている。

また、心身の健康に関する支援は、各学部に保健室を設け、体調の変化を訴えた学生に対応している。保健室の業務は、体調不良者の収容と休養、健康相談、緊急処置あるいは診療機関への委託等であり、「保健室運用申し合わせ」【資料 2-4-4】および「保健室運営要綱」【資料 2-4-5】に則り運用している。保健室は、各学部年間 20 名程度の学生利用がある（表 2-4-1）。体調不良を訴える学生がいつでも平臥できるベッド等を備えている。状況により保護者の迎えを依頼することや、他施設への受診を行うなどの対応を行っており、常駐スタッフはいないが学部内の連携により、活用されている。症状が重いあるいは高熱等の場合、緊急搬送先として近隣の野崎徳洲会病院を指定することを同病院と合意している。また、年 1 回の健康診断の実施と臨地実習に際しての抗体価検査、予防接種の指導など感染症対策についても適切に実施されている。実習で起こる可能性のある事故や感染症への罹患の備えとして共済会の保証制度【資料 2-4-6】に全員加入している。

心の悩みを抱える学生に対処するためには、大学共通の ICP（2-6-②で詳述）を設置している。ICP での相談内容は成績に対する不安、学習のストレス、対人関係など多岐にわたるが、これら心身の負担の軽減に専門家のアドバイスが役立っている【資料 2-4-7】。

学生の生活相談はリハビリテーション学部では学生相談室を、看護学部では面談室を設けている。主な相談内容は、修学、学生生活、進路、心身の健康、保護者への対応である。相談の内容・頻度、受けた相談を必要に応じ教員間で共有する体制になっている。また集計表を作成し、毎月の件数と相談内容を集計し実態把握に努めている。令和5（2023）年度の集計結果を表2-4-2に示す(エビデンス集（データ編）表2-9)。

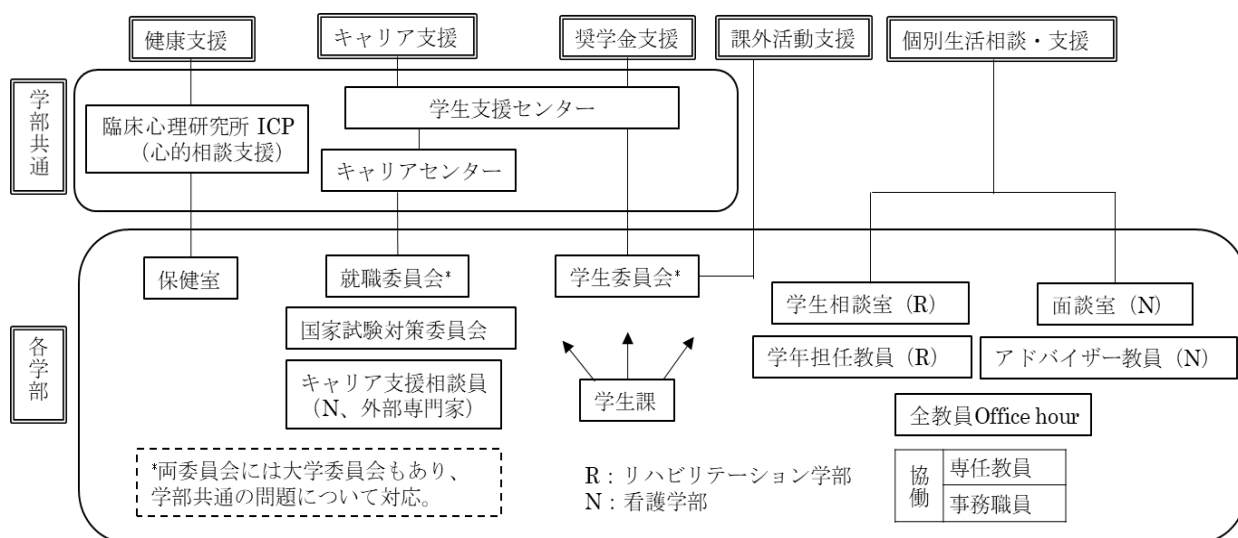


図2-4-1 学生サービス体制

表2-4-1 保健室年間利用者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
リハビリテーション学部	16	22	19
看護学部	16	24	23

表2-4-2 学生面談件数（令和5（2023）年度）

面談内容	リハビリテーション学部		看護学部	
	件数（件）	時間（時間）*	件数（件）	時間（時間）*
学習	1039	52	314	9
就職・進路	193	10	100	5
その他	120	6	83	6
合計	1352	68	506	20

リハビリテーション学部：国家試験対策指導時間を含む

看護学部：アドバイザーとして学生面談を行った件数と時間

*教員一人当たりの時間

また、学生支援センターでは経済的に困窮している学生のために外部奨学金受給のための情報提供や各種アドバイスを行っており、受給者の種別と内訳は表 2-4-3 の通りである。さらに、大学独自の奨学金も多数給付しており、四條畷学園大学奨学金規程【資料 2-4-8】に基づき給付対象学生を推薦している。実績はエビデンス集（データ編）表 2-7 に記した通りである。

課外活動としては学園祭、各種サークル活動、ボランティア活動等があるが、いずれも学生委員会が適切に協力支援している【資料 2-4-9】（エビデンス集（データ編）表 2-8）。

以上のように、学生生活の安定のための支援制度は十分に整えられ、適切に機能している。なお、現在留学生、社会人は在学していないので支援等はないが、留学生に対しては特別選考規定【資料 2-4-10】が、社会人に対しては選抜試験の成績に応じた特待生規定【資料 2-4-11】がある。

表 2-4-3 令和 5（2023）年度奨学金受給者

小野奨学会			
型	月額（円）	人数（人）	
		リハビリテーション学部	看護学部
給付型	50,000	3	4

日本学生支援機構				
型	種類	月額（円）	人数（人）	
			リハビリテーション学部	看護学部
給付型	自宅	12,800～ 42,500	54	61
	自宅外	25,300～ 75,800	1	3
貸与型	第一種	19,200～ 64,000	57	65
	第二種	20,000～ 120,000	120	156

《エビデンス資料》

【資料 2-4-1】 学生便覧（リハビリテーション学部 p.11、看護学部 p.13）

【資料 2-4-2】 大学ホームページ／学生生活／学生支援／学生支援制度の説明

<https://un.shijonawate-gakuen.ac.jp/campus/soudan.html>

【資料 2-4-3】 2022 年度学生満足度調査実施結果について

【資料 2-4-4】 四條畷学園大学保健室運用申し合わせ

【資料 2-4-5】 四條畷学園大学保健室運営要綱

【資料 2-4-6】 一般社団法人日本看護学校協議会共済会パンフレット

【資料 2-4-7】 ICP の活動実績

【資料 2-4-8】 四條畷学園大学奨学金規程

【資料 2-4-9】 学生委員会議事録（学生支援関連）

【資料 2-4-10】 四條畷学園大学外国人留学生規程

【資料 2-4-11】 四條畷学園大学社会人入試特待生規程

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活安定のための支援は、主として各学部が独自に関連委員会や担任、アドバイザーを中心にその確立を目指し展開してきた。その中で今後は、健康診断結果等を含めた学生の健康全般を管理する方法を整理していく必要がある。

さらに、学生の反応等を「学生の声（常設アンケート）」と学生満足度調査（年 1 回、両学部）で把握し、各委員会とも協力して学生への返答と具体的な対応を行っているが、今後とも一層の充実を図る。また、両学部に通ずる支援については、学部共同体制を確立して充実を図ることを継続する。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理<校地、校舎>

校地、校舎（学舎）の詳細な数値については、エビデンス集（データ編）「共通基礎」に掲げた。

【校地】

本学校地は、リハビリテーション学部のある北条キャンパスと看護学部のある学園町キャンパスから成り、校地面積は 22,722.3 m²（うち、専用面積：7,913.0 m²）で、専用校地だけでも大学設置基準（6,400.0 m²）を満たしている。

北条キャンパスは、JR 学研都市線四條畷駅から徒歩 13 分に位置し、リハビリテーション学舎を講義・演習等に使用し、徒歩 2 分の四條畷学園短期大学北条学舎にある図書館や体育館、学生食堂などを短期大学と共用している。

学園町キャンパスでは、主に看護学部が講義・演習等に使用する看護学舎と市道を挟んで同学舎と向き合う四條畷学園短期大学清風学舎の 5 階の全フロアおよび 1～4 階の一部をリハビリテーション・看護両学部が短期大学と共用している。

以上のように、校地は両学部で異なるが、短期大学を含めて相互に利用をはかっており、有効活用されている。

【校舎】

四條畷学園大学

大学の学舎面積は 22,474.2 m²（うち、専用面積：10,232.4 m²）で、専用学舎だけで大学設置基準（8,527.2 m²）を満たしている。施設利用時間は原則表 2-5-1 の通りであるが、必要があればこれに関わらず教育研究に利用できるようになっており、有効利用が図られている。

校舎は前項【校地】に記したように、北条キャンパスと学園町キャンパスに分かれているが、両学部と短期大学が協力して有効利用をはかっている。リハビリテーション学部は、北条キャンパスにあるリハビリテーション学舎を専有使用し、北条学舎、学園町キャンパス清風学舎の 1 階から 4 階の一部および 5 階の全フロアーを短期大学と共用している。看護学部は、学園町キャンパスにある看護学舎を専有使用し、上記の清風学舎の 1 階から 4 階の一部および 5 階の全フロアーを短期大学と共用している。いずれの学部の学舎も大学設置基準第 36 条に則り、教育・研究用施設として有効活用している【資料 2-5-1】。

また、各学舎各階には無線 LAN ルーターが設置され、インターネット上の WEB を活用する学修環境は十分に整っている。

以上のように各学部の教育効果を高めるための学舎とその設備は十分に充実し、教育効果を上げるために有効活用されている。

表 2-5-1 学舎及び図書館の開館時間

施設	平日	土曜日
リハビリテーション学舎	8:40~21:00	8:40~17:00
看護学舎		
清風学舎		
北条学舎		
北条図書館	9:00~21:00	9:00~17:00
学園町図書館		

< 体育施設 >

北条キャンパスにある体育館（452 m²）およびテニスコート（2,889 m²）は、四條畷学園短期大学と共用で、授業での利用のほかに、クラブ・同好会活動等でも使用している。授業では、体育館を基礎分野科目（リハビリテーション学部）あるいは教養科目（看護学部）で利用している。

< 学生食堂 >

北条キャンパスにある学生食堂「ビストロ北条」は四條畷学園の直営施設で、主にリハビリテーション学部と短期大学ライフデザイン総合学科の学生および教職員が利用している。北条キャンパス近隣に飲食店がないため大切な施設である。食堂としては 11:30～13:30 まで、デザートなどの利用では 11:30～15:00 まで営業している。ビストロ北条の利用状況を表 2-5-2 に示した。令和 2（2020）年度および令和 3（2021）年度は、COVID-19

表 2-5-2 ビストロ北条の利用状況

	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用件数（件）	13,541	6,099	8,159	9,525	9,761
営業日数（日）	200	175	178	182	179
1 日平均利用者（人）	68	35	46	52	55

の影響によりは営業日数が少なく、1 日当たりの利用者数も減少したが、現在は回復傾向にあり、学生だけでなく教職員にも有効に利用されている。

<その他の施設>

リハビリテーション学部附属のスポーツ活動相談・指導室【資料 2-5-2】を学園町キャンパスに設置している。同施設には、健康相談と体力測定、健康増進に必要な機器が配備されており、リハビリテーション学部の教員が専門的知識を生かして相談・指導に当たっている。

<安全性への配慮>

北条キャンパスのリハビリテーション学舎および学園町キャンパスの看護学舎と清風学舎の耐震性は竣工時から現行耐震基準を満たしている。北条キャンパスにある北条学舎 A 棟、B 棟は昭和 44（1969）年の建物であるため、耐震診断を実施してその結果を踏まえて補強を行い、文部科学省が示している耐震基準（0.7 以上）をクリアしている。

アスベストについては専門業者による調査を実施し、全ての建物で使用されていないことを確認している。また、外装についても適宜剥離チェックと補修を行っており、10 年間隔を目安に継続チェックする予定である。エレベーターのメンテナンスも法令に則り定期的に行っている。【資料 2-5-3】

学内の警備については、北条キャンパスも学園町キャンパスも、各所に防犯カメラを設置して、安全面の配慮をしている。夜間・休日については、北条キャンパスでは、警備保障会社への委託契約により、モニター等を利用した機械警備を導入している一方、学園町キャンパスでは、学園本部に常駐する警備員が、見回りの巡回を行うなど、法人本部事務局において 24 時間監視する体制となっている。

防災対策についても、四條畷学園危機管理マニュアル【資料 2-5-4】に基づき緊急災害時の対応・対策を決めている。学生を含めた消防訓練も定期的に行っている。緊急時のための水、食料の備蓄品も整備している。また、リハビリテーション学舎の土砂災害対策として、「土砂災害警戒レベル 3」の場合に清風学舎での振替授業等を実施するためのマニュアルを作成している。

<運営・管理>

講義室、実習室、研究室などの施設や設備は、学園共通の固定資産及び物品管理規程【資料 2-5-5】に従いリハビリテーション学部、看護学部ともに、学舎内の大学事務室が維持管

理、保守点検を行っている。建物、電気設備、エレベーター、給排水設備等については、四條畷学園の法人本部事務局と連携して法令に基づいた検査・点検を実施するなど、適切に維持・管理が行われている。夜間および休日の警備は、外部の警備保障会社に委託している。情報関係機器類については、大学事務室内の情報関係担当職員が維持管理を行っている。北条キャンパスの体育館や図書館【資料 2-5-6】、学生食堂の運営・管理については、短期大学の北条事務室が主に管理・運営を担当している。

以上のように校地、校舎等の施設や設備等の教育環境は、大学設置基準を上回って整備されている。安全性は法令に基づいてチェックしており、いずれも基準を満たしている。

《エビデンス資料》

【資料 2-5-1】学舎フロアの設備

【資料 2-5-2】スポーツ活動相談・指導室運用要領

【資料 2-5-3】過去の学園建物改修・改造一覧表、設備改善中期計画、建物点検、耐震工事等実施の状況

【資料 2-5-4】四條畷学園危機管理マニュアル

【資料 2-5-5】四條畷学園固定資産及び物品管理規程

【資料 2-5-6】四條畷学園大学・短期大学図書館管理規程

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

＜実習施設＞

学内の実習室とその活用については、2-5-①に既述したように両学部とも学内教育に必要な設備を整えている。さらに看護学部では「成人看護学実習室」に「ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成授業」の補助金【資料 2-5-7】を活用したハイブリッドシミュレータ 2 台を設置し、多面的実習に活用している。臨床実習施設は、令和 6（2024）年 4 月現在、リハビリテーション学部は、理学療法学専攻が 144 ケ所（うち契約により附属実習施設と同等の連携が図られている「主たる実習先」である医療法人徳洲会野崎徳洲会病院を含む）、作業療法学専攻が 257 ケ所（同上の「主たる実習先」である社会医療法人信愛会畷生会脳神経外科病院と介護老人保健施設竜間之郷を含む）、看護学部が 114 ケ所である【資料 2-5-8】。また、実習の教育効果を上げるため、リハビリテーション学部では実習先との連携強化を目的として、臨床実習施設サポートセンターを学内教員が創設・運営し【資料 2-5-9】、学部主催の研修会の開催、実習病院内の勉強会への講師派遣、研究・学会発表等の相談・指導、文献検索支援や年一回の専攻別臨床実習指導者講習会【資料 2-5-10】を開催している。看護学部でも実習先にリカレント教育を題材【資料 2-5-11】に講師を派遣し連携を強化している。なお、臨床実習施設サポートセンターおよびリカレント教育については、本学独自の基準として「IV. 基準 A. A-1-③ 実習施設への講師派遣」で改めて紹介している。

＜図書館＞

主にリハビリテーション学部の学生が利用する北条図書館は北条学舎にあり、四條畷学園短期大学ライフデザイン総合学科との共用となっている。主に看護学部の学生が利用す

る学園町図書館は看護学舎にある【資料 2-5-6】。両図書館の専有面積、図書の収容能力、蔵書数、閲覧座席数等を表 2-5-3 に示した。学園町図書館にはラーニングコモンズとしてグループ学習室 2 室を設置している【資料 2-5-12】。

両図書館とも WEB-OPAC（蔵書目録検索システム）を導入し、学外からインターネットを通じた蔵書検索が即時可能で、国立国会図書館サーチ、CiNii Research、J-STAGE 等の無料サイトに加え、医中誌 Web、最新看護検索 Web、メディカルオンラインの有料サイトとも契約している。

また、両学部の要請に応じて、電子ジャーナル（和雑誌は、MedicalFinder[リハプランと看護プラン]、メディカルオンライン、洋雑誌は Science Direct 及び American Journal of Nursing 他 5 雑誌と個別契約）、電子書籍（e-Book Library）、電子動画（Educational Video Online）、電子辞書（Net Dictionary）を表 2-5-3 に示したように必要十分な範囲で導入している。

なお、書籍・雑誌等の購入については、学生からの要望も踏まえながら教員が委員長である各学部の図書委員会の承認を得ることで適切な選択を行っている。

両学部とも学生の図書館利用率をあげるため、新入生ガイダンスの一部として、各図書館内で、図書、蔵書検索、e-Book Library などの利用方法を説明している【資料 2-5-13】。また学生便覧でも紹介している【資料 2-5-14】。また、表 2-5-1 に示したように、両図書館とも開館時間は平日が 9:00-21:00、土曜日および授業のある祝日が 9:00-17:00 となっており、教職員だけでなく学生にとっても利便性は高い（エビデンス集（データ編）表 2-11）。両図書館の利用状況は表 2-5-4 の通りである。

表 2-5-3 図書館の概要（令和 6（2024）年 5 月現在）

キャンパス	専有面積 (m ²)	閲覧 席数 (席)	PC (台)	蔵書数 (冊)	電子 書籍 (冊)	学術雑誌		視聴覚 資料 (点)
						内国雑誌 (冊)	外国雑誌 (冊)	
北条図書館	472.99	80	16	32,991	204	123(14) ^a	9(3) ^a	328
学園町図書館	332.96	93	35	17,759	216	60(20) ^a	144(144) ^a	688

a：内電子ジャーナル

表 2-5-4 本学学生の図書館利用状況

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
リハビリテーション学部	貸出者数（人）	395	368	283	186
	貸出冊数（冊）	726	678	559	418
看護学部	貸出者数（人）	2,104	2,597	2,702	2,248
	貸出冊数（冊）	4,219	5,049	4,875	4,185

なお、本学園には学園町キャンパス総合ホールにも図書館がある。主として本学園高校生以下を対象とした図書館であるが、本学園 100 周年（令和 8（2016）年度）記念事業の一環として令和 5（2023）年 11 月に大規模なリニューアルを実施した。新図書館は、ラーニングコモンズスペースの設置、教養を身に付けるためのメディアコンテンツの充実などにより、大学を含めた知の拠点としての役割を担える施設となっている。

＜情報サービス施設＞

学内の学生ラウンジ、図書館、会議室には無線 LAN ルーターが設置され、各研究室、講義室、実習室は学内 LAN に接続可能である。

リハビリテーション学舎には、学生の自習用パソコン教室 1（設置パソコン：28 台）と、授業用パソコン教室 2（設置パソコン：54 台）の 2 室があり、後者についても、授業で使用していないときは、学生が利用可能である。また、事務室内の IT サポート可能な職員が、学生の質問等に対応している。

看護学部では、清風学舎内のパソコン教室（設置パソコン：46 台）を四條畷学園短期大学と共有し、看護学舎のパソコンは、自習室に 36 台、図書館に個別利用 33 台、蔵書検索用 2 台、二つのグループ学習室に各 1 台ずつを配置している。これらは学内 LAN に接続するとともに、パソコン対応のマルチメディア装置を設置し、視聴覚資料を活用しながら実践的な学習が可能で、教育効果を上げている。

以上のように、情報サービス施設は充実している。

また、令和 5（2023）年度から教室や実習室等以外の場所において、多様なメディアを利用した授業等を卒業単位に算入できるよう学則を変更した（学則第 22 条）。遠隔授業環境の質的充実を図るため、本学の学生支援システムである UNIPA のオプション機能として導入した学修管理システム「クラスプロファイル」は国の補助事業である「大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保」の補助金を活用している【資料 2-5-15】。

《エビデンス資料》

【資料 2-5-7】「ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成授業」の補助金申請書類など

【資料 2-5-8】実習施設一覧表など

【資料 2-5-9】リハビリテーション学部 臨床実習施設サポートセンターから実習病院内の勉強会 資料

【資料 2-5-10】リハビリテーション学部 専攻別臨床実習指導者講習会 資料

【資料 2-5-11】看護学部 リカレント教育 資料

【資料 2-5-12】学園町図書館グループ学習室使用ルール

【資料 2-5-13】新入生ガイダンス 資料 図書館の利用方法

【資料 2-5-14】学生便覧 図書館 リハビリテーション学部 p.16、看護学部 p.18

【資料 2-5-15】UNIPA オプション機能学修管理システム「クラスプロファイル」使用説明書

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

リハビリテーション学舎、看護学舎、清風学舎は、障がい者用トイレの設置を含め、段差の無いバリアフリーな造りとなっている。北条学舎の図書館利用には一段の段差があるが、必要に応じスロープを設置して利用者の利便性を確保している。難聴者のための補助器具として FM 機器も用意されている。また、学生一人一人にロッカーが割り当てられ、白衣等を収納できるほか、洗浄機能付きトイレ、温水手洗台（看護学部）がある。また、パウダールーム（看護学部）を設置し、身だしなみを整えることができるようになっている。また、現在進行中の四條畷駅前整備事業によれば、令和 6 年（2024）度末に駅から看護学舎手前までペデストリアンデッキが新築され、令和 7（2025）年度中には道路整備や広場整備工事が完成し学舎周辺環境が大きく向上する予定である【資料 2-5-16】。

《エビデンス資料》

【資料 2-5-16】 四條畷駅東側整備スケジュール（予定）および完成イメージ図

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学は、リハビリテーション学部、看護学部ともに、入学定員が 80 名と、比較的少人数であり、授業を行う学生数の管理については、問題となるようなことはない【資料 2-5-17】。

リハビリテーション学部では、専攻別に受講学生数を管理している。入学定員は理学療法学専攻、作業療法学専攻ともに 40 人であり、学年全員が同時に受講する両専攻共通の講義科目でも、リハビリテーション学舎に二つある大講義室（定員 100 人）、学園町キャンパス清風学舎 5 階の大教室（定員 121 名）の何れかで行うことができる。また、英語など教育効果を考えて少人数の方が望ましい科目についてはグループに分けての講義を行っている。パソコンを利用する情報リテラシーは専攻別に実施している。ゼミナール形式により指導する演習科目などについては、1 教員に 3～5 人の学生という体制で実施しているものもある。

看護学部も、学年全員が受講する講義科目の場合でも、四つの講義室（定員 90～180 人）の何れかで、行うことができる。また、教育効果を考えて、必修科目のいくつか、および語学科目、コンピュータ使用科目では、1 学年 2 クラスの編成による講義を行っている。選択科目についても必要に応じて人数制限を行っている。少人数の方が望ましい演習科目などのグループ学習形式による指導では、学生をグループに分けて、1 教員に 5～10 人の学生という体制で教授している。

以上のようにクラスサイズは適正であり、かつ授業科目によっては、クラス分割を実施するなどして、きめ細かい指導体制で運営を行い十分な教育効果をあげている。

《エビデンス資料》

【資料 2-5-17】 授業別受講者数表

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

人数制限を課している選択科目の履修希望者が上限を超えた場合には、学生に不利益が生じない様に公正に対応するとともに、履修希望者が全員履修できる様に使用講義室や時

間割の調整等について担当教員と協議を行い適切に対応していく。学修効果をさらに高める工夫として、語学などの科目について、習熟度別クラス編成などを実施したい。また、多様なメディアを利用した効果的な新たな授業方法導入の可能性について検討する。

設備面では、教育の ICT (Information and Communication Technology) 化による UNIPA、クラスプロファイル、Google Form 等の利用推進に対応した通信回線の増強、各教室のマルチメディア装置の刷新、その他設備・装置の更新を進め、最新の環境整備を目指していく。また、これらの設備の機能をフルに活用できるよう FD 活動を通じて教職員のノウハウ向上に取り組んでいく。

また現在、「チーム医療論」を両学部共通開講科目として必修化している。今後、清風学舎の講義室や実習室の設備・備品等を改良し、両学部の学生が共に学び交流できる機会を増やしていく。

図書館は、e-Book の増加や IT 環境の整備を進めてきた。今後は、蔵書選択の精緻化、メディア多様化への対応、特にリニューアルされた清風学舎総合ホール図書館のラーニングコモンズ環境の利用を積極的に推進するなど、主体性を持ち協働して学ぶ力の育成の場とする。

また、駅前に立地する看護学舎や清風学舎等の施設を、卒業生向けの「学術講演会」や「ホームカミングデー」の場として活用し、現役学生と卒業生の「縦のつながり」、卒業生同志の「横のつながり」を深め、相互の情報交換を活発に行う場として有効活用できるよう施設の運営・管理方法を改善していく。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援体制の概略は既述した（図 2-2-1）。これらの体制は学生の意見・要望をくみ上げつつ、改善を図っている。すなわち、図 2-6-1 に示したように、学修支援に限らず、学生生活、学修環境等に関する意見・要望を把握し適切に対応するために、入学時アンケート【資料 2-6-1】、在学中は毎年次学生満足度調査【資料 2-6-2】、卒業時に卒業時アンケート【資料 2-6-3】を実施している。これらは各対応委員会が取りまとめ、調査結果・意見に対して対応部署へ回答をフィードバックしている。また、授業評価アンケートの結果はホームページ上に公開する【資料 2-6-4】とともに、フリーコメントを含め科目担当者によって分析され、授業内容の改善を図っている。さらに IR 室が中心となり結果を総合的に分析し【資料 2-6-1、2-6-2、2-6-3】、大学運営協議会等で報告し必要な対応を行っている【資料 2-6-5】。加えて、学生の意見・要望を直接聞くために、「学生の声」ボックス（投書箱）

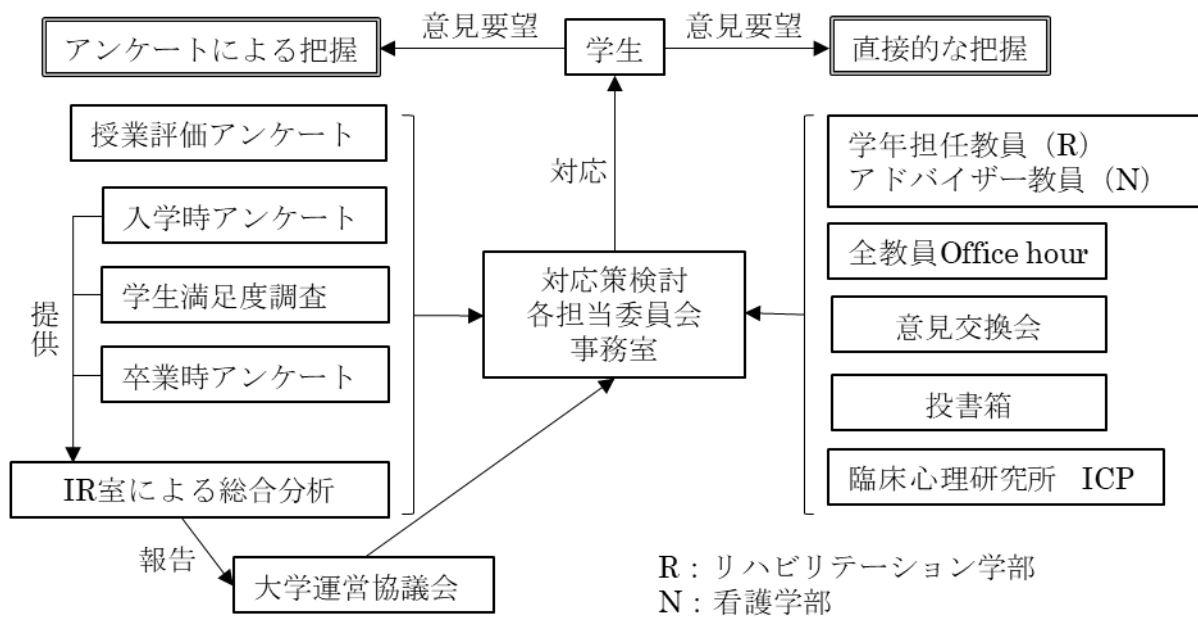


図 2-6-1 学生の意見要望の把握システム

を設置している。さらに、担任（リハビリテーション学部）やアドバイザー教員（看護学部）による対応システム、あるいはオフィスアワーの設定など、多くの機会を設けて丁寧な意見汲み上げが可能なシステムを構築している。これらの意見は迅速に集約し可能な対応や掲示板でのフィードバックを行っている【資料 2-6-6】。また、看護学部では 1～4 年次の学生有志から直接意見を吸い上げて対応している（2-6-③参照）。

このように、各委員会や担当者が学生の声を集め、要望を把握し、教職員が共有して学修支援の改善を行っている。

《エビデンス資料》

- 【資料 2-6-1】 入学時アンケート結果
- 【資料 2-6-2】 学生満足度調査結果
- 【資料 2-6-3】 卒業時アンケート結果
- 【資料 2-6-4】 授業評価アンケート結果
- 【資料 2-6-5】 大学運営協議会 議事録
- 【資料 2-6-6】 学生の声ボックス 回答

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活に関わる学生の意見を汲み上げる仕組みは、図 2-6-1 および前項で記述した。オフィスアワーの導入、担任（リハビリテーション学部）やアドバイザー教員（看護学部）による支援など、丁寧な対応システムを設けている。また、各種調査やアンケートを実施していることもすでに記した（2-6-①）。またリハビリテーション学部には学修支援室を設置している。これらのシステムを通して寄せられた意見は、学修支援と同様に担任やアド

バイザー教員による個人対応はもちろん、各委員会、学部長、学科長等の幹部教員で共有し問題解決を図っている。IR 室による総合的な分析も学修支援対応と同様である。

対人関係、経済問題、学業、就職等をはじめ、何らかの悩みを抱えている学生は少なくないが（表 2-4-2）、組み上げた意見に対する対応や教員による個別対応については、おおむね満足を得ており、それらの対応が以降の改善に結び付いている。

特に心身に関する健康相談については、ICP を設置し、重点的に取り組んでいる。ICP には公認心理師、臨床心理士のカウンセラーが常駐し、学生や保護者からの各種の不安などの相談に応じている。また、ICP の本室は看護学部が位置する学園町キャンパスの学園総合ホールにあるが、リハビリテーション学部の学生のためには北条キャンパスにある四條畷学園短期大学北条学舎に北条室を開設している。これらが協働し学生の学修支援体制をとっている。さらに、これまでの単位取得困難学生・休学/単位未修得学生・退学する学生の修学状況に鑑み、平成 27（2015）年度入学生から ICP の協力のもと、了解を得られた全学生（全員が了解）に対して「大学生生活支援カード」によるアンケート調査を実施し、修学上の学力不安・精神的不安・生活不安などに関する調査を学生および保護者に対して行っている。これにより学生の心理的な不安の払拭・修学に対する意欲の向上など良好な結果を得ている【資料 2-6-7】。

経済的支援については担任、アドバイザー教員のみならず、学生支援センター（図 2-4-1）内の奨学金担当部署で、プライバシーに配慮した形で相談を受けている。奨学金制度については、入学時と学年オリエンテーションで説明しており、多くの学生が受給していることは 2-4-①で既述した。（表 2-4-3、エビデンス集（データ編）表 2-7）。

《エビデンス資料》

【資料 2-6-7】 大学生生活支援カード 様式

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境についても意見をくみあげるシステムは図 2-6-1 に示したとおりであり、「学生満足度調査」、「卒業時アンケート」、「学生の声ボックス」（投書箱）などで自由に意見を述べる機会を多数設けている。学修環境についての意見、要望のとりまとめは、両学部とも自己点検・自己評価委員会が行っている。集約された意見、要望は各学部内で共有され内容に応じた関連委員会では対応を検討して改善に結び付けている。また、IR 室はアンケート等を総合的に分析して大学運営協議会に報告し、また IR レポートとして、各学部にも報告している。当該委員会では、大学として対応が必要な報告内容について検討の上、改善に反映している。【資料 2-6-2】。なお、看護学部では FD・SD 委員会がワーキンググループを組織し、1～4 年次の学生有志から「講義」「実習」「学生生活」について直接意見を求めている。集約した意見は教職員ハンドブックに掲載し、学生が主体的に学べる環境作りに活用している【資料 2-6-8】。

これまで、学生の要望に対応した例として、リハビリテーション学舎の全フロアおよび看護学舎の全教室に無線 LAN ルーター設置を完了し、図書館の開館時間延長や設置パソコンの SSD 化による利便性向上、講義室のプロジェクターやモニター学修機材の刷新、ラウンジ・テラスの備品設置、自動販売機の充実などを行った。

ソフト面では、広報課と共同で北条食堂にて、昼食時の休み時間を活用して、レクリエーション・ゲーム大会実施期間を設定し、在学生活を充実できる様な取り組みを実施した。また、リハビリテーション学部では、立地の関係で希望者の多いバイク通学の申請方法の簡素化、申請日の複数期間の設定などを挙げることが出来るが、これらは実際の利用者すなわち学生の立場に立たないと気が付きにくい点であり、意見くみ上げのシステムが有効に機能していることを示している。

《エビデンス資料》

【資料 2-6-8】教職員ハンドブック

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

このように学生の意見・要望を把握するために、学生満足度調査、卒業時アンケート、授業評価アンケート、専攻会議（リハビリテーション学部）、学部長・学科長懇談会（看護学部）、学生の声ボックスなどの全体の声に対応する仕組み、また担任、アドバイザーや科目担当者が個別に対応する仕組みが整備されている。一方、意見・要望を上げない学生や対応に満足していない学生、奨学金等の提供情報に満足していない学生などが一定数存在する。オリエンテーション等での情報提供を今後も継続して実施するとともに、理解を促す更なる工夫も必要であると考えられ、事案に応じて学部会議（リハビリテーション学部）、学科会議（看護学部）で検討するなどの仕組みをさらに強化することで、問題の共有と改善を図る。

【基準 2 の自己評価】

基準 2 で問われる学生の受け入れ体制から入学後の支援体制、学生の意見を反映させる体制整備に関しては、委員会、学年担任、アドバイザーなどの教員組織、教務課、学生課などの職員組織が協働することにより適切に運営されている。また、アドミッション・ポリシーに基づく適正な入学者選抜の実施に加え、学修環境の整備は様々な機会を捉えて学生の意見が反映されており充実度は向上している。こうした観点から、基準を満たしているといえる。

今後の学生受け入れ・支援体制に繋がる収容定員については、本学の求める学生像に合致する入学者を選抜するために、多様な能力を評価するための選抜方法を更に見直して充足率の向上を図るなど検討を続けていく。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学のディプロマ・ポリシーは教育目的を踏まえて定められており【資料 3-1-1】、ホームページ【資料 3-1-2】、大学案内(CAMPUS GUIDE 2025)【資料 3-1-3】、学生便覧【資料 3-1-4】等で公開して広く周知している(1-2-④)。また、在学生に対しては、リハビリテーション学部では入学オリエンテーションおよび年度初めの履修ガイダンスの際に学生便覧を用いてディプロマ・ポリシーを説明しており、各学年に周知を図っている。看護学部でも、入学時のガイダンスをはじめ各セメスターのはじめには学部長が、また各セメスター末の試験終了時には学科長から、各学年に対して周知を行っている。ディプロマ・ポリシーは学部によって異なるため、以下学部別に述べる。また、ディプロマ・ポリシーは、本学の教育の根幹を示すものであるため、教育目的をどのように踏まえているか、詳細に記述する。

リハビリテーション学部

リハビリテーション学部は、多様化する社会のニーズに応えることのできる、人間性豊かな、高度な医療人としての理学療法士および作業療法士を育成することが責務である。医療・保健・福祉の領域における理学療法士および作業療法士は、知識や技術の修得に留まらず他者の立場に立って最善の医療を実践しようとする熱意と誠意が求められ、さらにこれらを基盤とした専門的で高度な技術の実践力と応用力が必要とされる。本学部では、このような責務を学則第 1 条 2 に「教育研究上の目的」として具体的に定め、その実現のために三つの教育目標 (p.2 参照) を掲げている。ディプロマ・ポリシーでは、これらを踏まえた以下の三つの領域にわたる内容を掲げている。

【ディプロマ・ポリシー】

情意領域

- ・人への感謝を忘れず、人のために尽くそうという高い志を備えている。
- ・リハビリテーション専門職として人間性豊かな倫理観と責任感を兼ね備えている。
- ・リハビリテーション専門職としての熱意とたゆまぬ向上心を備えている。

認知領域

- ・リハビリテーションの社会的意義、責任について理解している。
- ・リハビリテーション専門職として必要な教養を備えている。
- ・リハビリテーション専門職として必要な基礎医学の知識を修得している。
- ・リハビリテーション専門職に必要な幅広い臨床医学の知識を修得している。
- ・理学療法士・作業療法士として必要な専門的知識・技術を修得している。
- ・事象を科学的に捉え、客観的な判断が出来る能力を備えている。

精神運動領域

- ・チーム医療の一員としての役割を認識し、責任ある行動がとれる。
- ・リハビリテーション専門職としてのコミュニケーション能力を備えている。
- ・対象者に対してインフォームドコンセントが実践できる。
- ・リハビリテーション医療を実践するにあたって必要な安全性に対する配慮が出来る。

- ・専門的知識や技術を目的に応じて正確に選択し、実践できる。
- ・臨床場面で指導的役割を果たすための基礎力を備えている。

上記の3領域にまとめた基本的意図について、教育目的ならびに目標を踏まえて記すと次のようである。

1. 社会に貢献する人間性豊かな尊敬される人材を育成すること

リハビリテーション学部で養成する理学療法士や作業療法士は、主として障がい者や高齢者などの社会的弱者と向き合う。したがって、理学療法士、作業療法士は人のために尽くそうとする高い志を備え、人間性豊かな倫理観と責任感を、さらには熱意と向上心を兼ね備えていることなどが要求される。これらをディプロマ・ポリシーの情意領域としてまとめた。

2. 科学する力と旺盛な研究心を身に着けたセラピストを育成すること

医療職の業務は多岐にわたり、それぞれの職種によって社会的役割や責任の範囲が異なっている。とりわけチームワークが大切だといわれているリハビリテーション医療に携わる理学療法士や作業療法士は、その職分をよく理解すると同時に協調性を重んじ、職責を果たすことが重要とされる。そのためには基本的教養と基礎医学、臨床医学さらにリハビリテーション医学における専門的知識が求められる。これらを知識として修得することが不可欠でありディプロマ・ポリシーの認知領域としてまとめた。

3. セラピストとしての実践力を育成すること

理学療法士や作業療法士はセラピストとしてチーム医療の一翼を担い、その職責を果たさなければならない。そこで求められるのはコミュニケーション能力、安全に対する配慮、質の高い技術を提供するための実践力である。これらを集約する目的でまとめたものがディプロマ・ポリシーの精神運動領域である。

看護学部

看護学部は、生命の尊厳を守り、患者・家族を中心とした看護を実践できる人間性豊かな看護師の育成、また看護専門職としての高い倫理観を持って、医療・保健・福祉の場で看護を実践できる人材を育成することを目指している。これらを達成するために学則第1条2に「教育研究上の目的」として教育目的を具体的にさだめ、その実現のために四つの教育目標（p.2 参照）を掲げている。ディプロマ・ポリシーでは、これらを踏まえた以下の七つの領域にわたる内容を掲げている。

【ディプロマ・ポリシー】

1. 豊かな人間性と幅広い教養を持った社会性のある医療人として基礎的能力を修得している（情意領域）。
2. 生命の尊厳と人権の尊重への深い理解を有し、専門職として倫理観を身につけている（情意領域）。
3. 人々の健康に関わる専門的知識を修得し、多面的に物事を分析・判断する能力を身につけている（認知領域）。

4. 人々の生活の質（QOL）の向上をめざし、対象に合わせて看護を実践する能力を身につけている（精神運動領域）。
5. 様々な療養の場で生活する人々とその家族のニーズを理解し、必要に応じた看護を実践する能力を身につけている（精神運動領域）。
6. 保健・医療・福祉チームの一員として、多職種と連携・協働に向けて行動する能力を身につけている（情意領域）。
7. 看護を通して社会に貢献するため、自らの課題を見出し生涯にわたって研鑽する姿勢を身につけている（情意領域）。

教育目的および四つの教育目標（p.2）をディプロマ・ポリシーにどのように反映させているかについては、次の通りである。

1. 幅広い教養を身に付け、生命の尊厳と人権の尊重について深く理解した、人を思いやる人間性豊かな人材を育成する

本学の使命の一つに、学生が人として成長し、豊かな人生を送ることができるための教育がある。看護学部でも、学生が幅広い知識と教養を身につけ、豊かな情操と道徳心を養うこと、命を尊ぶ態度を養うことを重視し、自分自身の人間性を磨き、感性を養い、多様な価値観を持つ人と向き合う素地を育む必要があると考えている。これらが育まれるような科目を設定している。そこで、ディプロマ・ポリシーとして、上記の「1」および「2」を制定した。

2. 看護に必要な専門的知識と技術を修得し、科学的根拠に基づく判断と看護実践能力を兼ね備えた人材を育成する

看護の対象は、あらゆる世代の個人・家族・集団・そして地域である。これらの多様な対象の特性や状態を理解した上で、科学的な知識・技術を用いて、必要とされる看護を判断する能力が求められる。また、対象が生活者として存在していることを前提に、対象者との信頼関係を築きながら健康の保持増進、疾病予防、健康回復、苦痛緩和等、生涯を最期までその人らしく人生を全うできるようにニーズに応じた援助を行う能力が求められる。さらに、医療技術の進歩や超高齢社会等により、様々な療養の場で生活する人々とその家族の支援ニーズが高まっている。そのため、本学の臨床実習では、高度医療を担う病院をはじめ、老人保健施設や障がい者施設、地域リハビリテーション施設、訪問看護ステーション、地域包括支援センターなど、地域の多様な場を実習場として設定している。そこで、ディプロマ・ポリシーとして、上記の「3」「4」および「5」を制定した。

3. 保健・医療および福祉の総合的視野から、関係分野の職種と連携・協働し、チーム医療の一員として活躍できる人材を育成する

現代の医療は高度に専門分化しており、患者・家族を中心とした医療を提供するためには、多職種による連携・協働が必須である。また、多種多様な価値観に対応するために、他者との相互理解と関係性を構築する力が必要となることから、授業方法にグループワークやディスカッション、プレゼンテーション等を取り入れている。さらに、本学のリハビリテーション学部教員をはじめ、看護系以外の医療専門職が兼任教員として担

当する科目を設け、関係分野との相互連携の具体がイメージできるようにしている。そこで、ディプロマ・ポリシーとして、上記の「6」を制定した。

4. 看護専門職としての社会的責務に基づき、看護の専門性やケアの質の向上に向けて探求できる人材を育成する

医療を取り巻く環境は大きく変化し、今後、看護師に求められる能力はますます多様化するため、看護師は生涯にわたってより質の高い看護が提供できるように自己研鑽に努める義務がある。そのために、モデルとなる臨床現場で活躍する看護師や、実際の患者・家族をゲストとして招く等、学生の関心を高め、課題を発見する力を育むようにした。また、より総合的な課題探求能力を育むことをねらいとして、臨地実習での受持事例を対象とした卒業研究（事例研究）を設けた。そこで、ディプロマ・ポリシーとして、上記の「7」を制定した。

《エビデンス資料》

【資料 3-1-1】ディプロマ・ポリシー （資料 F-13 に同じ）

【資料 3-1-2】大学ホームページ／教育研究上の目的・教育目標・三つのポリシー

<https://un.shijonawate-gakuen.ac.jp/guide/educationalgoal.html>

【資料 3-1-3】大学案内(CAMPUS GUIDE 2025) p.37

【資料 3-1-4】学生便覧 リハビリテーション学部 p.21、看護学部 p.23

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

単位認定基準は学則「第 4 章 教育課程および履修方法等」、卒業認定基準等は学則「第 5 章 卒業及び学位の授与」に明確に記してある。また、両学部とも進級制限はないが、実習等の特定科目についての履修には低年次において先修が必要な科目がある。これらの先修必須科目についても学生便覧に明確に記載されている【資料 3-1-5】。卒業判定は、「学則 第 5 章 卒業及び学位の授与」に則り行っている。これらの内容を学生に周知するため、学則の全文は学生便覧に掲載されており、また、各種ガイダンスでも紹介されている。

個々の科目とディプロマ・ポリシーとの関連については、シラバス上に「授業目的」および「ディプロマ・ポリシーとの関連」の欄を設け【資料 3-1-6】、当該科目がディプロマ・ポリシーのどの項目を踏まえたものであるかを明確に理解できるようにしている。また、シラバスには科目の「到達目標」が設けられており、この目標に達した際に単位が認定される。目標に達したかどうかの判定は試験・レポートにより異なるが、評価基準もシラバスに明確に掲げている。これらの仕組みによって、一定単位以上の教養関連科目（あるいは一般教育科目）および必修科目の修得により卒業認定基準を満たした学生は、ディプロマ・ポリシーにかなった人材として卒業している。

《エビデンス資料》

【資料 3-1-5】学生便覧 リハビリテーション学部 p.46 先修条件、看護学部 p.26 履修条件

【資料 3-1-6】シラバス例

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定、卒業・修了認定については、3-1-②で引用した学則や学生便覧の該当項目に記載している内容に則り、厳正に運用している。

単位認定については、学則第 23 条に「授業科目を履修し、その科目の試験に合格したものは、所定の単位を与える」とし、第 24 条で学生の成績評価は 5 段階評価（秀、優、良、可、不可）で可以上を合格と規定している。シラバス【資料 3-1-6】には到達目標、授業計画、成績評価基準を全ての科目について明記しており、授業内容や形態に応じて筆記試験、レポート、実技試験、リアクションペーパー等により多面的に学修成果を評価している。また、客観的ならびに公平な成績評価のために学期ごとに GPA（Grade Point Average）を算出し、成績表にも記載している【資料 3-1-7】。GPA の結果は、年間履修登録単位数の制限や退学勧告、定期的な学生面談時における学生指導や各種奨学金、卒業時の各種表彰の選考に用いるなど、多様に活用している。また、各学生が自己の立ち位置を把握し、学修の励みとなるように全学生の GPA を学期末に匿名で公開している【資料 3-1-8】。

1 単位当たり 45 時間の学習時間を確保する単位制度の実質化を図る目的で CAP 制度を導入し、登録できる単位数の上限を定めている【資料 3-1-9】。リハビリテーション学部では各年度 45 単位までの履修登録を基準として、GPA に応じて制限を超えることを認めている。看護学部では 1 セメスターあたり 22 単位を基準とし、GPA に応じて増減設定している。さらに、各学期とも 15 週の授業日程に加えて定期試験日程を確保すること、また、準備学習の時間をシラバスに明記することによっても、1 単位 45 時間学習を厳正に運用している。

入学前の既修得単位について、学則の第 25 条により「他の大学又は短期大学（外国の大学および短期大学を含む）における既修得単位について、教育上有益であると認めるときは本学において修得したものと認定することができる。ただし、学則の第 4 条に定める修業年限を短縮することはできない。」と明記されており、認定できる単位数の上限は 30 単位を超えない範囲と定めている。

定期試験の受験について、リハビリテーション学部および看護学部の学生便覧において、①試験を受けようとする科目の履修登録をしていない場合、②欠席が授業回数の 1/3 を超えた場合等、定期試験を受験することができないことを明記している【資料 3-1-10】。科目担当者は定期試験前に、受験要件を満たしていない受講者を教務課に報告し、当該受講者を成績評価の対象から除外している。

本学の卒業要件は、両学部ともに学則第 28 条に「4 年以上在籍し 128 単位以上を修得しなければならない」と規定している。履修単位の詳細は、両学部とも「学生便覧」の「教育課程表」に明記している【資料 3-1-11】。卒業判定は、両学部とも毎年 1 月または 2 月の教授会における審議を経て学長が認定している【資料 3-1-12】。とりわけ、未修得単位があるため卒業要件を満たせず卒業を許可されない学生については、個別に十分な検討を行っている。

このように、科目の履修条件、成績評価基準、単位認定、卒業・修了認定等の基準は、学則や「学生便覧」で明確化されており、厳正に適用されている。

《エビデンス資料》

【資料 3-1-7】成績表例

【資料 3-1-8】GPA 公開例

【資料 3-1-9】学生便覧 CAP 制度 リハビリテーション学部 p.41、看護学部 p.26

【資料 3-1-10】学生便覧 定期試験の受験可否 リハビリテーション学部 p.43、看護学部 p.40

【資料 3-1-11】学生便覧 教育課程表 リハビリテーション学部 p.32、看護学部 p.29

【資料 3-1-12】2 月教授会（卒業判定）議事次第

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

学修に関わる基準は明確かつ厳正に適用されているが、リハビリテーション学部と看護学部では単位認定方法に若干の相違がある。例えば、選択科目の単位認定において、定期試験で不可であった場合、リハビリテーション学部では再試験を認めているが、看護学部では教養科目については原則認めていない。それぞれ長所短所があり、学部間で情報を交換し、最善の方式を探っていく。GPA を成績評価に導入し、成績不良者を早期に発見したり、四條畷学園奨学金等の給付に活用したりしている。このように学生指導や学習促進に有効な手段となるよう今後も活用方法の検討を行っていく。CAP の上限単位については、今後も検討を重ねていく。CAP 制は履修指導で学生の理解を促しているが、余力のある学生が最低限の科目しか履修しないケースもあり、その趣旨を徹底していく。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

教育目的は教育研究上の目的として p.2 に記載した。また教育目的の達成のための教育目標も p.2 に記載したが、これらを踏まえた教育課程の編成方針は以下のようにカリキュラム・ポリシーとして両学部ともに明確に示している。

リハビリテーション学部

カリキュラム・ポリシーは六つである。

1. 幅広い教養、豊かな人間性および高い倫理観を兼ね備えた人材育成を目指したカリキュラムとする。

2. 初年度の基礎教育から専門教育への円滑なつながりを考慮したカリキュラムとする。
3. 専門的知識、技術の修得に必要な基礎医学、臨床医学を配慮したカリキュラムとする。
4. 医療専門職に求められる最新の知識、技術を修得し、実践力を育成するためのカリキュラムとする。
5. 社会のニーズに対応した保健・医療・福祉を推進するためのカリキュラムとする。
6. 地域社会だけでなくグローバル社会においても活躍することのできるコミュニケーション能力を涵養するためのカリキュラムとする。

リハビリテーション学部では、教育目標である①「社会に貢献する人間性豊かな尊敬される人材を育成すること」を踏まえてカリキュラム・ポリシーの1を定め、②「科学する力と旺盛な研究心を身に付けたセラピストを育成すること」を踏まえてカリキュラム・ポリシーの2～4を定め、③「セラピストとしての実践力を育成すること」を踏まえてカリキュラム・ポリシーの4～6を定めている。

看護学部

カリキュラム・ポリシーは四つである。

1. 多様化した対象者のニーズに対応するべく、豊かな人間性と高い倫理観を兼ね備えた看護専門職を育成するため、資格取得を看護師資格に絞り、看護師に特化したカリキュラムを構成している。
2. 教養科目、専門基礎科目、専門科目の三つの科目群から構成し、看護専門職として基礎的な内容から専門的・応用的な内容へと段階的に学修を積めるように配置している。
 - 1) 教養科目は、幅広い教養を身につけ、生命の尊厳と人権の尊重について理解し、人を思いやる人間性を育むことを目的とした科目群である。導入基礎科目、教養基礎科目と科学的思考の基礎、語学から構成している。この科目は、1・2年次で学修する科目に加えて、4年次にも配置、これまでの学修経験を基に洞察と倫理観を深めるよう配置している。
 - 2) 専門基礎科目は、人体や疾病のメカニズム、倫理や社会保障制度など、看護の専門知識を学ぶ上で基礎となる知識を身につけることを目的とした科目群である。人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進・健康支援と社会保障制度から構成している。
 - 3) 専門科目は、看護学の専門的知識・技術を基礎から応用へと段階的に学修するための科目群である。基礎看護学・成人看護学・老年看護学・母性看護学・小児看護学・精神看護学・在宅看護学、看護の探求と発展から構成している。
3. 様々な療養の場で生活する人々とその家族のニーズに対応できる力を看護実践力の中核とし、一つの模擬家族を事例として各専門領域で看護過程を展開するなど、自らが体験する演習や実習を多く設定している。
4. 1から3において実践的に看護を学修できるよう、講義・演習・実習というサイクルを繰り返しながら、各専門科目が相乗し、らせん状で学問を展開する。知識を身につけ、体験し、そして振り返りというプロセスが深い理解につながるように科目を配置している。

看護学部では、教育目標である①「幅広い教養を身につけ人間性豊かな人材を育成すること」を踏まえてカリキュラム・ポリシーの1を定め、②「科学的根拠に基づく判断と看護実践力を備えた人材を育成すること」を踏まえてカリキュラム・ポリシーの2～4を定め、③「チーム医療の一員として活躍できる人材を育成すること」を踏まえてカリキュラム・ポリシーの4を定め、④「看護の質の向上に向け探究できる人材を育成すること」を踏まえてカリキュラム・ポリシーの4を定めている。

これらのカリキュラム・ポリシーは両学部とも大学案内（CAMPUS GUIDE 2025）【資料 3-2-1】、学生便覧【資料 3-2-2】、ホームページ【資料 3-2-3】に掲載して広く周知を図るとともに、在学生へは各学期のオリエンテーション【資料 3-2-4】やガイダンス時に説明している。

《エビデンス資料》

【資料 3-2-1】 大学案内（CAMPUS GUIDE 2025） p.37

【資料 3-2-2】 学生便覧 リハビリテーション学部 p.22、看護学部 p.23

【資料 3-2-3】 大学ホームページ／大学紹介／三つのポリシー <https://un.shijonawate-gakuen.ac.jp/guide/educationalgoal.html>

【資料 3-2-4】 オリエンテーション資料

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

ディプロマ・ポリシーの達成に対するカリキュラム・ポリシーについては、以下に述べるように、各カリキュラム・ポリシーの一つ一つに複数のディプロマ・ポリシーが対応するという形でカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を担保している（図 3-2-1 および図 3-2-2）。すなわち、各図の右欄が CP（カリキュラム・ポリシー）であり、中央欄の DP（ディプロマ・ポリシー）がどのような CP を基に達成されるのか、明確に可視化されており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性が確保されているのが明白である。

また、表 3-2-1、表 3-2-2、表 3-2-3 にディプロマ・ポリシーに対するカリキュラムの貢献度をまとめて示した。これは「ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの関係」を集計したものである。科目担当者によって各科目のシラバス【資料 3-2-5】に示された「授業目的」がディプロマ・ポリシーの認知領域、情意領域、精神運動領域のうちどの領域と関係が深いかを示したものである。いずれの科目もディプロマ・ポリシーの三領域の達成に関わっていることが明白に示されている。

また、すべての科目を対象にカリキュラムマップとしてディプロマ・ポリシーと科目の関係を一覧表に【資料 3-2-6】、また「4 年間の学びの流れ」を CAMPUS GUIDE 2025 に掲載し【資料 3-2-7】、4 年間を通じたカリキュラムの流れを学生が容易に理解できるようにしている。同時に、各科目のシラバスにはカリキュラムマップに応じた科目ナンバリング【資料 3-2-8】を行いディプロマ・ポリシーとの関係を明示することで、各科目がディプロマ・ポリシーのいずれに関わっているか可視化している。

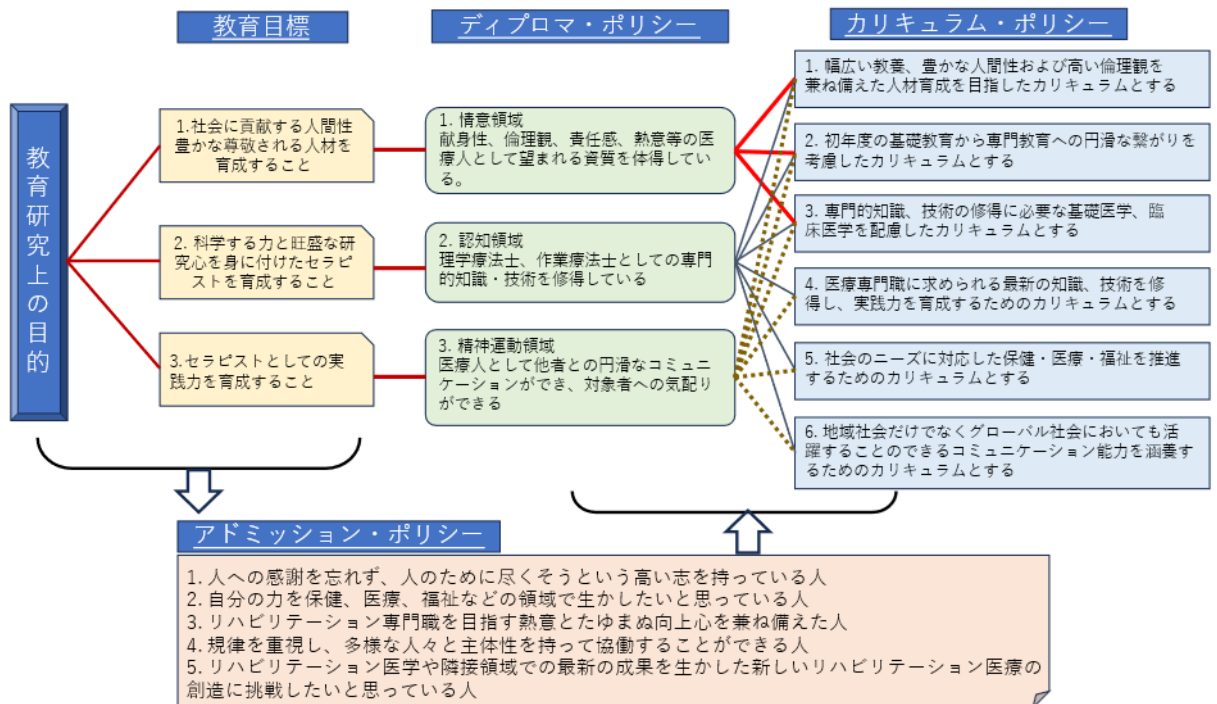


図 3-2-1 リハビリテーション学部における三つのポリシーの相関図

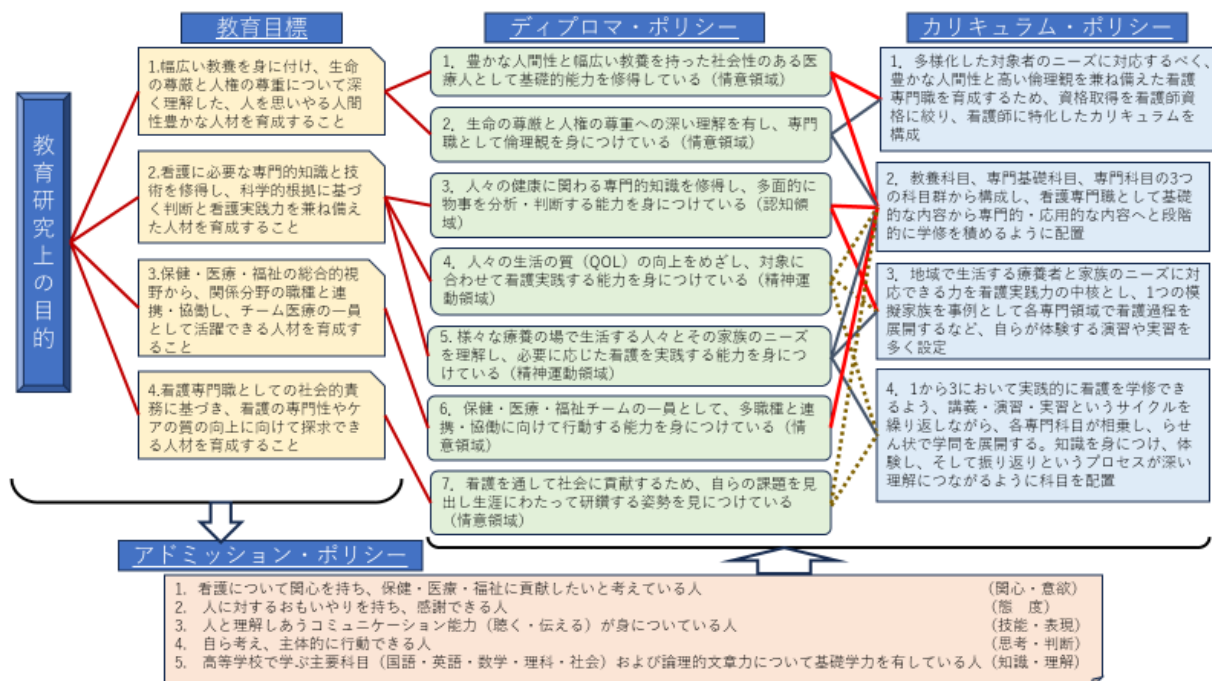


図 3-2-2 看護学部における三つのポリシーの相関図

表 3-2-1 理学療法学専攻 ディプロマ・ポリシーに対するカリキュラムの貢献度

ディプロマ・ポリシー の領域 科目区分	情意領域	認知領域	精神運動領域	科目数合計 (%)
基礎分野	6	28	12	46 (25.8)
専門基礎分野	5	34	1	40 (22.5)
専門分野	15	38	39	92 (51.7)
科目数合計 (%)	26 (14.6)	100 (56.2)	52 (29.2)	178 (100)

(科目数：選択科目および重複してディプロマ・ポリシーに関与する科目を含む)

表 3-2-2 作業療法学専攻 ディプロマ・ポリシーに対するカリキュラムの貢献度

ディプロマ・ポリシー の領域 科目区分	情意領域	認知領域	精神運動領域	科目数合計 (%)
基礎分野	6	28	12	46 (24.9)
専門基礎分野	5	33	1	39 (21.1)
専門分野	16	46	38	100 (54.0)
科目数合計 (%)	27 (14.6)	107 (57.8)	51 (28.1)	185 (100)

(科目数：選択科目および重複してディプロマ・ポリシーに関与する科目を含む)

表 3-2-3 看護学部 ディプロマ・ポリシーに対するカリキュラムの貢献度

ディプロマ・ポリシー の領域 科目区分	情意領域	認知領域	精神運動領域	科目数合計 (%)
基礎分野	34	2	1	37 (21.8)
専門基礎分野	3	19	3	25 (14.7)
専門分野	26	41	41	108 (63.5)
科目数合計 (%)	63 (37.0)	62 (36.5)	45 (26.5)	170 (100.0)

(科目数：選択科目および重複してディプロマ・ポリシーに関与する科目を含む)

《エビデンス資料》

【資料 3-2-5】 シラバス例 全てのシラバスは資料 F-12 参照

【資料 3-2-6】 ディプロマ・ポリシーと科目の関係（カリキュラムマップ）

【資料 3-2-7】 大学案内（CAMPUS GUIDE 2025）4 年間の学びの流れ リハビリテーション学部 p.19、20、25、26、看護学部 p.33、34

【資料 3-2-8】 科目ナンバリング一覧表

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

教育課程は、シラバスの充実や単位制度の実質化と合わせてカリキュラム・ポリシーを基に以下のように体系的に編成されている。

1) シラバスの充実

シラバスには、「ディプロマ・ポリシーとの関連」、「科目ナンバリング」、「授業目的」、「到達目標」、「授業概要」、「授業計画」、「準備学習」、「課題（試験やレポート等）」に対するフィードバック方法、「評価基準」、「テキスト」、「参考書」、「その他」（教員からのメッセージや授業に関する実務経験）の掲載が必須であることを全教員（非常勤講師を含む）に徹底しており【資料 3-2-9】、またインターネットでいつでも確認できるようにしている【資料 3-2-10】。「ディプロマ・ポリシーとの関連」の欄は、当該科目の修得によってディプロマ・ポリシーのどの項目を達成できるかを明確に示している。また、「科目ナンバリング」の欄は、卒業までの教育課程における科目の位置づけ（学習分野および区分）を明確に示している。さらに、「課題（試験やレポート等）」に対するフィードバック方法」の欄を設け、科目の修了認定基準を学生へ周知する方法を明確にしている。また、教務委員会が、シラバス記載のすべての項目について適切に書かれているかチェックを行い、非常勤講師を含む各教員に修正、加筆を依頼している。

2) 単位制度の実質化

3-1-③に詳述したように 1 単位 45 時間の学習時間を確保するよう、15 週の授業時間、準備学習時間の明示、GPA に応じた履修登録単位数の上限設定（CAP 制度）を実施している【資料 3-2-11】。リハビリテーション学部では各年度 45 単位までの履修登録を基準として、GPA に応じて制限を超えることを認めている。看護学部では 1 セメスターあたり 22 単位を基準とし、GPA に応じて増減設定している。

3) 教育課程の体系的編成

カリキュラムの配置の基本的考え方は両学部とも基礎科目から専門科目へと無理なく進めるようにしている。

リハビリテーション学部

リハビリテーション学部の三つのポリシーの相互関係をすでに図 3-2-1 に示した。図によって、教育目標とディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーが構築されていることが可視化されている。これによっても教育課程が三つのポリシーを基に体系的に構築されていることが明確である。

すなわち、カリキュラム・ポリシーの 1 に対応するべく、医療人としての教養を育む教養科目を基礎分野として『人文・社会科学系』、『自然科学系』、『保健』、『外国語』の 4 系

に区分している。また、専門知識を学ぶ科目を専門基礎分野・専門分野として、カリキュラム・ポリシーの 3 に対応して専門基礎分野は『人体の構造と機能および心身の発達』、『疾病と障がいの成り立ち及び回復過程の促進』、『保健医療福祉とリハビリテーションの理念』の 3 系に、カリキュラム・ポリシーの 4 から 6 に対応して専門分野は『基礎理学療法学・基礎作業療法学』、『理学療法管理学・作業療法管理学』、『理学療法評価学・作業療法評価学』、『理学療法治療学・作業療法治療学』、『地域理学療法学・地域作業療法学』、『臨床実習』の 6 系に区分している。また、カリキュラムマップで科目ナンバリングを明示しており、カリキュラム・ポリシーの 2 に対応して、一定の基礎的科目の単位認定を受けることによりはじめて専門的、応用的科目の履修ができる臨床実習の先修条件を設けている。

このように、学修とその評価、それを踏まえてより高度な学修というステップを明確にし、自己の学修の筋道やレベルを容易に把握できる体系的カリキュラムとなっている。

看護学部

カリキュラム構成は以下のようなものである。

教育課程の科目区分は「教養科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」で構成されている。看護学部における三つのポリシーの相互関係は図 3-2-2 として前掲した。リハビリテーション学部同様に教育目標とディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーが構築されていることが明確に示されている。

カリキュラム・ポリシー1 は、主に教養科目群に始まり、4 年生の専門科目における看護の探求と発展と深く関連している。カリキュラム・ポリシー2 は、文字通り、教養－専門基礎－専門という科目区分が学年進行に併せて段階的に繋がっている。カリキュラム・ポリシー3 は、看護実践論（3 年生 6 科目、4 年生 1 科目）という専門科目と関連している。カリキュラム・ポリシー4 は、専門科目群において、1～3 のカリキュラム・ポリシーを講義－演習－実習というサイクルを通じて実質化している。これらのことから、教育課程が体系的に構成されていることが明確である。

これら両学部のカリキュラムの基本的考え方に基づき、具体的な時間割【資料 3-2-11】が組まれており、学生は無理なく学修をすすめることができる。

以上のように、両学部とも明確な教育課程編成方針の下、CAP 制も活用して無理のない効果的な教育を行っている。これらのカリキュラムの流れは、入学志願者が容易に理解できるように、3-2-②で述べたように簡潔なマップにまとめて「CAMPUS GUIDE」の中で紹介している【資料 3-2-7】。

《エビデンス資料》

【資料 3-2-9】 教務委員会の議事録、シラバス作成の手引き、非常勤講師への依頼文書

【資料 3-2-10】 大学ホームページ／情報公開／シラバス検索 <https://un.shijonawate-gakuen.ac.jp/guide/disclosure.html>

【資料 3-2-11】 学生便覧 CAP 制度 リハビリテーション学部 p.41、看護学部 p.26

【資料 3-2-12】 リハビリテーション学部、看護学部 時間割表

3-2-④ 教養教育の実施

本学では、学部共通の教務委員会およびカリキュラム検討委員会の中に教養教育検討会議を設置して教養教育の在り方について検討してきた。現在、両学部ともに上記会議および各学部での議論を踏まえ、主として基礎科目（基礎分野）群を教養教育の科目として体系的に三つにカテゴライズしている（図 3-2-3）。これは、教養科目から専門科目への円滑な橋渡しによって教養教育が達成されるよう科目の特性に従いまとめたものである。すなわち、初年次には教養を培うための基礎分野の科目を重点的に、年次が上がるにつれて専門分野の科目を多く履修できるように科目を編成している。これらの体系化や実施方法については、教務委員会とカリキュラム検討委員会が連携して年度ごとに検討を加える体制がある。なお、教養教育では外部講師が担当している科目が少なくないが、専任教員を該当科目の担当者として配置して外部講師とのコミュニケーションをとっている。

また、授業科目以外にも医療人としての幅広い教養の醸成に必要な活動を地域連携委員会、広報委員会、学生委員会等の協力体制のもとで推進している。

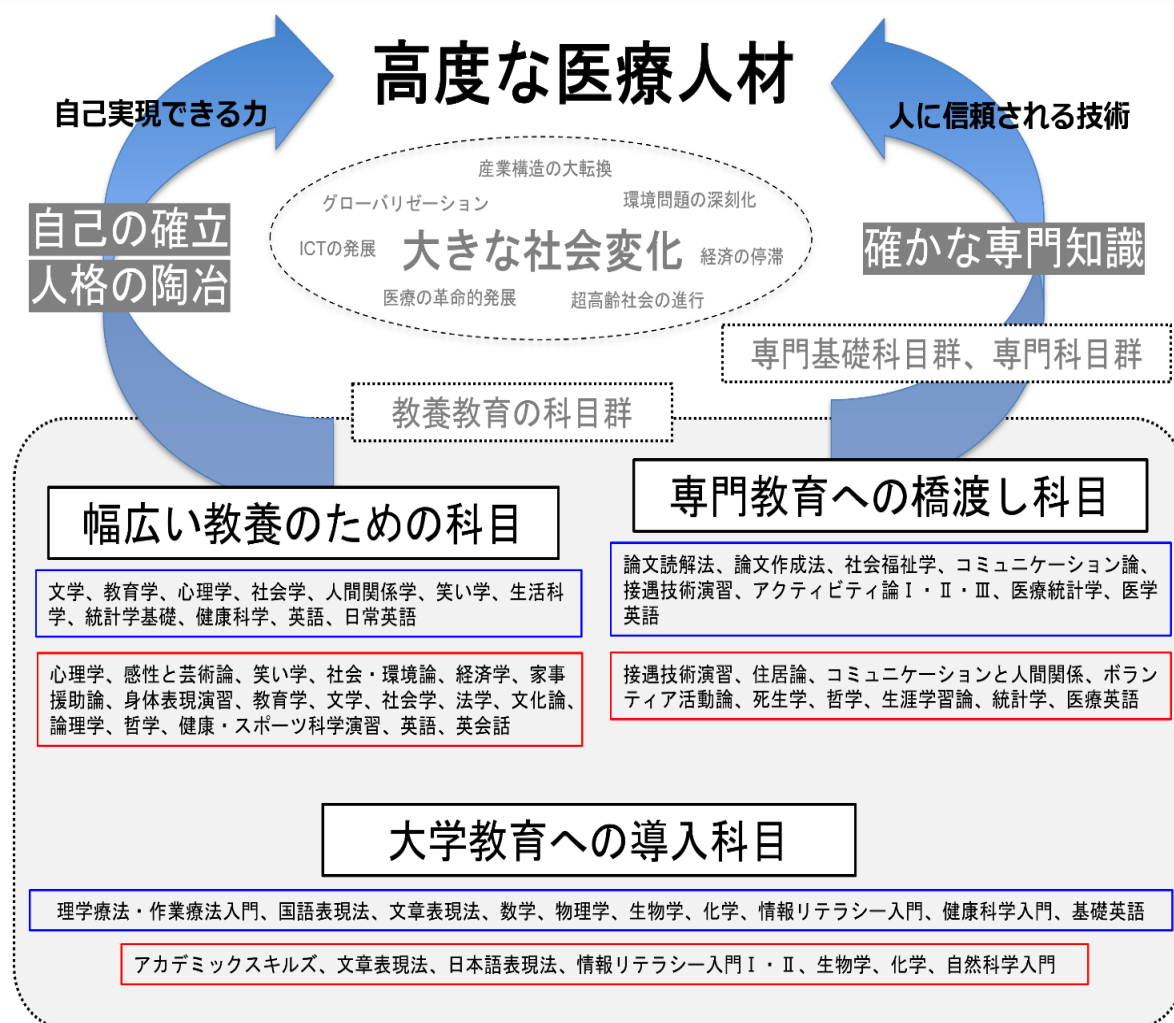


図 3-2-3 教養教育科目の体系

一方、近年情報化社会の著しい進展や価値観の多様化など社会情勢は大きく変化している。このような社会の変化に適応できる教養とは何か、またそれをどのようにして本学の教育の場で提供すべきか、令和 5 年（2023）年度に教養教育検討会議で改めて検討が行われた【資料 3-2-13】。まず医療系大学である本学の学生に求められる教養とは何かが再考察された。その結果を踏まえて教養教育の実施体制の在り方、教養教育担当教員の意識改革、教養科目の体系的整備、科目外の教養教育の在り方について議論された。さらには、上記の検討内容を踏まえつつ、医療系小規模大学としての利点を最大限に活かした教養教育の在り方という視点に論点を集中した議論があった。これらの検討結果が提言として報告されている【資料 3-2-14】。提言内容には、現状の把握、短期的に対応可能なもの、中長期的な視野に立って対応すべきものがあり、順次取り組んでいく予定である。

提言では、教養教育の実施は図 3-2-4 に示したように、各委員会が相互に連携した体制で推進することの重要性が指摘されているが、現在でも提言に近い実施協力体制が構築されていることを改めて確認している。すなわち、カリキュラム体系化だけでなく、地域連携等の科目外活動についても各委員会が連携して推進するという体制ができている。提言では、これらの連携を一層強固なものとする、ICT や AI（Artificial Intelligence）などの発展等、社会の変化に対応するために必要な科目を積極的に導入すること、あるいは科目外活動を単位認定するなど、社会の変化に応じた対応の重要性が指摘されており、検討が必要と認識している。また、FD・SD 委員会が中心となり、教職員向けに上記の活動を推進するための研修等の機会を充実させていきます。

以上のように、現状の教養教育体制は整っているが、社会の急速な変化に鑑みて、不断の改革の必要性を認識している。

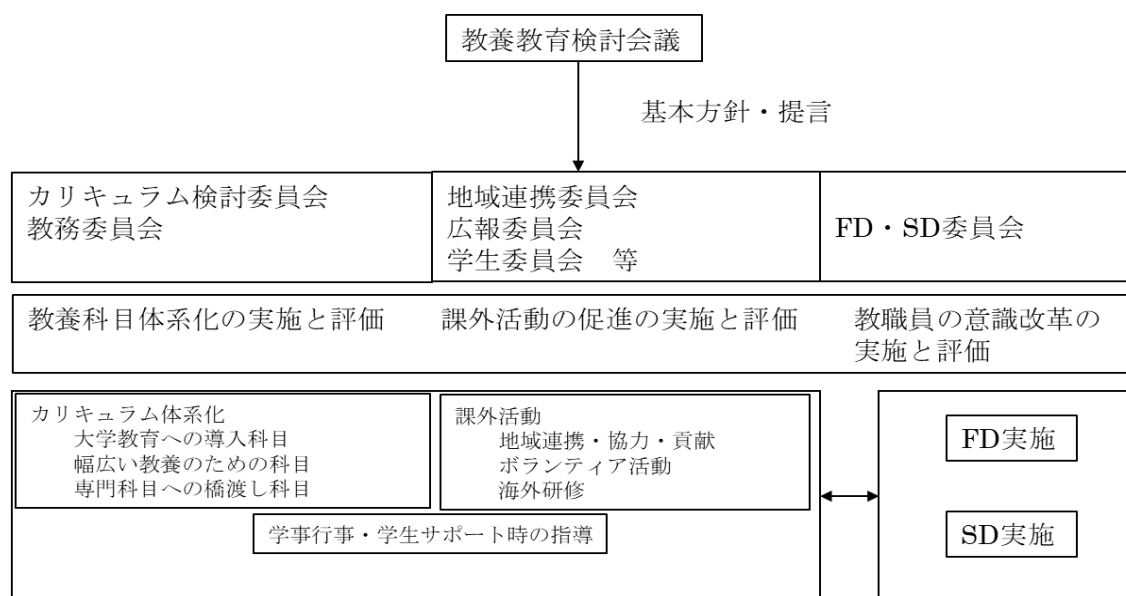


図 3-2-4 教養教育推進体制

《エビデンス資料》

【資料 3-2-13】 教養教育検討会議 議事録

【資料 3-2-14】 教養教育検討会議 これからの教養教育について 提言

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

授業方法の改善を進めるための組織として 4-2-②に詳述する FD・SD 委員会が設けられている【資料 3-2-15】。この委員会が主導して、各期末にはすべての科目について学生に授業評価アンケートを実施し、その教授方法などについて評価を受けている【資料 3-2-16】。これに基づき、科目担当教員は次回に向けた改善策を立案し、学生にフィードバックしている【資料 3-2-17】。このサイクルを繰り返すことで年度ごとに授業改善を図るという体制がある。また、外部から専門的講師を招いた勉強会、講演会を催し、授業改善のための最新情報の周知に努めている【資料 3-2-18】。各学部では、専任教員が担当する科目授業を別の専任教員が参観し、忌憚のない意見を述べて改善点を相互に検討する機会を設けている【資料 3-2-19】。さらに、教務委員会では授業改善に向けた意見交換を行い、改善を常に行っている【資料 3-2-20】。

このように、常に学生の意見を収集し、また教員間の意見交換をスムーズに行うことにより授業改善に結びつけており、その円滑な運営には FD・SD 委員会が重要な役割を担う体制が整っており、組織的に改善が進められている。

次に授業内容・方法の工夫として、効果が上がっている具体例を述べる。まず、学舎の共同利用、教職員・学生の交流など、二つのキャンパスのシナジー効果が期待出来るように授業を配置・実践している。例えば、「チーム医療論」は、看護学部及びリハビリテーション学部共通の科目であり、両学部の学生が協同してチーム医療を考える機会となっており、深い議論が可能となっている（2-5 の改善・向上方策（将来計画）参照）。また、リハビリテーション学部の科目である「基礎看護学概説」「地域リハビリテーション研究」については看護学部の専門性を教授することで、互いの職種間の相互理解を深化させている。

教授法の工夫として、特にアクティブ・ラーニングに力を入れている。すなわち、テーマや事例を用いたグループワーク、ディスカッション・発表、ポートフォリオの活用、シミュレーターを用いた実践、テーマを持って地域住民へインタビューを行う学外授業（看護学部）などがある【資料 3-2-21】。さらに UNIPA クラスプロファイル機能（2-5-② <情報サービス施設>を参照）を用いて課題や授業資料のやり取り、質問への対応、意見交換が自由に行われている【資料 3-2-22】。

専門科目では、模擬症例（リハビリテーション学部）あるいは模擬家族（看護学部）を設定して少人数でグループワークや実習を繰り返しながら専門の思考過程、知識習得を図っている。臨床実習（リハビリテーション学部）では、ルーブリック評価表を作成することで、実習指導者が具体的な指導内容を把握できるように、また学生も到達目標が明確となるようにすることで、効果を上げている。

《エビデンス資料》

【資料 3-2-15】 四條畷学園大学 FD・SD 委員会規程

【資料 3-2-16】 授業評価アンケート 様式

【資料 3-2-17】 授業評価アンケート 自己評価と改善策の様式

【資料 3-2-18】 授業改善に関わる外部講師による勉強会、講演会の資料

【資料 3-2-19】 他教員の授業参観と参観後の意見 様式

【資料 3-2-20】 教務委員会における授業改善に向けた意見交換に関する資料、議事録

【資料 3-2-21】シラバス作成の手引き関連ページ、該当授業例（地域・在宅看護学実習Ⅰ）

【資料 3-2-22】UNIPA のクラスプロファイル機能のページのコピー

（3）3-2 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27（2015）年度より、推薦入試などの早い段階で入学が決定している新入生に対し、入学前教育（2-1-②）として高校までの知識の復習に特化した通信制の教材を受講させることで基礎学力の底上げを目指している。ごく一部の生徒に受講の成果が認められないケースがあるが、ほとんどの生徒には一定の成果が認められることから今後も継続する。対面での受講機会を増やすことで、より高い成果が得られるようにしたい。

社会情勢の変化に柔軟に対応し、特に ICT を活用した効果的な教授方法について模索するとともに、先進的な取り組みを学び修正していく。

教養教育についても、教養教育検討委員会からの提言を受け止め、新しい時代に対応できる力の育成に努める。また、現況では両学部で同様な教養科目がそれぞれ別個に提供されている。両学部の人的資源を有効に活用するため、あるいは教員・学生の学部間交流を促すために両学部合同の教務委員会を開催し、学部の垣根を越えた教養教育の在り方を検討している。この検討結果を踏まえ、基礎力はもちろん、医療人として優れた適性を有する人材育成をはかる。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

（1）3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

（2）3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

令和 3（2021）年 10 月、「アセスメント・ポリシー」（表 3-3-1）を策定し、教育・学修成果を可視化する仕組みを明確化した。すなわち、評価視点を機関レベル（大学）、教育課程レベル（学部・学科・専攻）、科目レベルの 3 段階にカテゴライズし、三つのポリシーに則して評価する仕組みである。特にディプロマ・ポリシーについては、図 3-3-1 に示したように、機関レベルは、卒業率、就職率、進学状況、卒業時アンケート、国家試験合格率で【資料 3-3-1】、教育課程レベルは、GPA、単位取得状況、国家試験合格率、卒業時・卒業後・就職先アンケートで【資料 3-3-2】、科目レベルは資格取得率で評価することとしている【資料 3-3-3】。これにより、ディプロマ・ポリシーの拠り所である本学の学則（使命・目的）第 1 条使命・目的の精神、すなわち「知」、「技」、「心」を身につけた医療人を育成する（p.2）ことが達成できているか、明確に可視化が可能となっている。すなわち、図の破線枠で示したように「心」の学修成果は主としてアンケートにより、「知」と「技」の学修成果はアンケートも含む様々な指標によって評価を行う仕組みがある。

知識・技能以外のコンピテンシーに関わる学修成果の点検・評価はかなり困難であるが、

表 3-3-1 アセスメント・ポリシー

<p>四條畷学園大学は、三つのポリシー（アドミSSION・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）のもと、教育活動を進めています。教育改善を恒常的に実施するため、三つのポリシーに則して機関レベル（大学）、教育課程レベル（学部・学科・専攻）、科目レベルの3段階で以下の表をもとにして評価して教育・学修成果を可視化します。</p>			
評価主体/時期	アドミSSION・ ポリシー (入学前・入学時)	カリキュラム・ ポリシー (在学中)	ディプロマ・ ポリシー (卒業時・卒業後)
機関レベル (大学)	入学試験 アセスメント・テスト(1年次) 入学時アンケート	GPA 退学状況 休学状況 アセスメント・テスト(3年次) 学生満足度調査	卒業率 就職率 進学状況 卒業時アンケート 国家試験合格率
教育課程レベル (学部・学科・ 専攻)	入学試験 入学前学力調査 アセスメント・テスト(1年次) 入学時アンケート	GPA 単位修得状況 進級率 留年率 学生満足度調査 アセスメント・テスト(3年次) 外部模擬試験	GPA 単位修得状況 国家試験合格率 卒業時アンケート 卒業後アンケート 就職先アンケート
科目レベル	入学前学力調査	科目成績評価 学生授業評価アンケート 公開授業評価	資格取得率

日常的に学生と接触している教職員は高学年になるほどこれらのコンピテンシーが改善されていることを実感している。就職先アンケートの結果からも医療人として一定の識見を有する学生を育成できていることが示されている。

一方、これらの実感を実感化するため、令和3(2021)年度より両学部新入生に対して共通のアセスメント・テスト(2-1-②)を実施している【資料3-3-4】。令和5(2023)年度からは3年次期末にも実施した【資料3-3-5】。1年次と3年次のテスト結果を比べると、3年次における評価の素点平均値は必ずしも高くなっておらず、低下した項目も少なくなかった。この結果は教職員の実感との乖離がある。この原因を検討する必要がある、「3-3の改善・向上方策(将来計画)」において検討方向を示した。

《エビデンス資料》

- 【資料 3-3-1】 機関レベルの評価を示す資料（卒業率、就職率、進学状況、卒業時アンケート、国家試験合格率）
- 【資料 3-3-2】 教育課程レベルの評価を示す資料（GPA、成績分布状況、国家試験合格率、卒業時・卒業後・就職先アンケート）
- 【資料 3-3-3】 科目レベルの評価を示す資料（資格取得率）
- 【資料 3-3-4】 アセスメント・テストの分析結果
- 【資料 3-3-5】 アセスメント・テストの分析結果（3 年次）

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

アセスメント・ポリシー（表 3-3-1）や図 3-3-1 で示した各種指標、アンケート結果について、課程レベルや科目レベルの視点は各学部や科目担当で分析を実施している。例えば、「学生による授業評価アンケート」は、Google Drive に科目ごとに作成されたファイルを科目担当者が閲覧し、自己の担当科目アンケート結果（項目ごとのスコア）が学年平均との比較でどの程度異なるか、さらに学生の自由記載コメントから学生からの具体的評価を知ることができるようになっている【資料 2-6-4】。「公開授業（教員相互による授業参

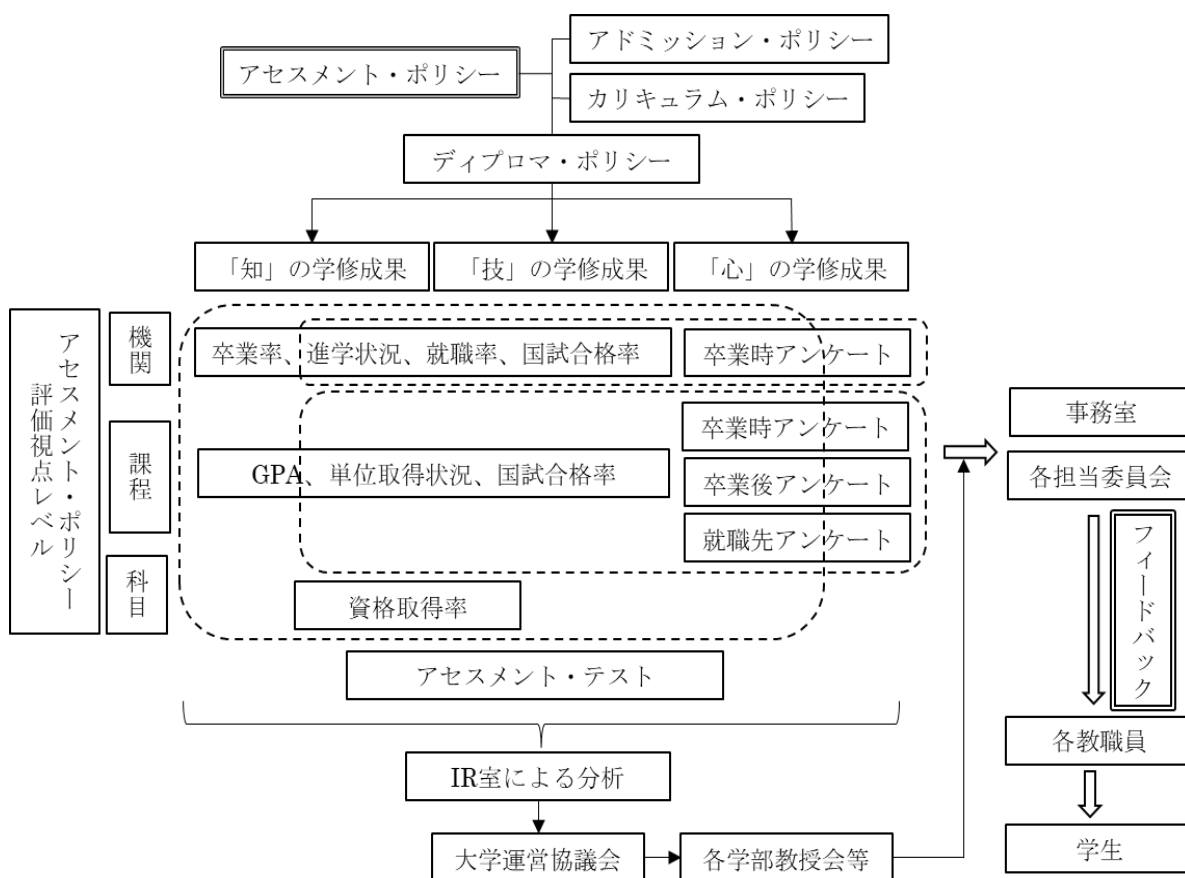


図 3-3-1 デイプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価とフィードバック

観)」「【資料 3-2-19】、「卒業時アンケート」【資料 3-3-1】もイントラネット上のファイルを通じたフィードバックを行っている。また、リハビリテーション学部では「授業改善プロポーザル」として、学生コメントが芳しくない教員には「FD 委員会から担当教員に授業改善の申し入れ→専攻長・学部長へその経過・結果報告を行う」手続きを構築している。また、課程レベルや科目レベルの改善は機関レベルの改善に結びついているが、IR 室は主としてこの機関レベルの評価視点での分析を総括的に行い、大学運営協議会【資料 1-2-15】へ報告しており、各学部教授会等でも共有される【資料 3-3-1】。また、これら分析結果はいずれも課題を所管する各担当委員会を通じて各教職員にフィードバックされ、改善活動に繋がっている。

このように、教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックする仕組みが十分整っている。

また、重要な学修成果の一つに国家試験合格率があるが、本学は両学部とも年度により多少変動するがほぼ毎年度全国合格率を上回る結果を得ている【資料 2-1-14】【資料 3-3-1】。これは、通常の授業の充実はもちろんであるが、国家試験対策委員会が年間計画を策定し、特別講座と模擬試験を適切に実施することによって達成されている。すなわち、模擬試験の結果を各教員にフィードバックし、指導の改善を促す仕組みが構築されている。

さらに、就職率も開学以来ほぼ 100%を維持しており、これも学修成果のフィードバックと改善が適切であることの証左となっている【資料 3-3-1】。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

Google Form を用いた「授業評価アンケート」「卒業時アンケート」は学生の負担軽減にもつながり、また、「授業評価アンケート」は教員が相互に担当科目以外も容易に閲覧することができるため、教育内容・方法及び学修指導の改善に向けたフィードバックに効果をあげている。全教員がより簡便にこれらの結果に触れ、容易にフィードバックが行えるよう、更にアプリケーションの利用方法などを工夫していく予定である。

国家試験合格率、および就職率の結果は、学修成果の点検・評価の一つであり、これまでの実績を維持できるように、日常の授業の充実はもちろん、模擬試験等を充実させ、今後とも丁寧な指導を行っていく。

また、アセスメント・テストによって、知識・技能以外のコンピテンシー評価を行っており、昨年度に 1 年次と 3 年次のテスト結果を比較することができた。しかし、評価素点の平均値は 3 年次の方が高いという結果は必ずしも得られず、教職員の実感とは乖離がある。アセスメント・テストはあくまでテスト時点における学生本人の自己評価である。学生は学年進行に伴い自己をより深く理解し、ひいてはより厳しく自己評価していることが原因の一つだと推察され、このこと自体が学生の成長を示していると考えている。このような判断は、本学以外の全国保健衛生関連大学におけるテスト結果でも本学と同様に 3 年次の素点が低くなるという傾向が認められることから首肯できる。したがって、素点の平均値の高低だけでなく、個々の学生の素点を丁寧に検証し、1 年次と 3 年次のテスト結果の違いを学生一人一人に対する個別指導に結び付けることが重要であり、今後一層の対応をしていく。

【基準3の自己評価】

学修成果を自己評価するにあたって重要なポイントは四條畷学園大学の使命・目的に適ったカリキュラム編成がなされているか否かである。この点、ディプロマ・ポリシー、教育目標、カリキュラム・ポリシーともに各学部においてそれぞれ明確に記述され、相互に整合性が確保されている。

専門的な医療従事者育成にあたっては、厚生労働省および文部科学省によって専門ごとに指定規則（詳細は4-2-①）が定められており、リハビリテーション学部と看護学部でカリキュラム・ポリシーは異なっている。しかし、学修成果の点検、評価並びにフィードバックに関する仕組みについては、アセスメント・テストの導入やアンケート内容の見直し・整理の取り組みなど、継続的な学修成果可視化の改善が図られ、学修指導へのフィードバックが適切に行われている。

このように、本学の教育課程は、教育目的を踏まえた三つのポリシーに基づいて、適切に機能している。また、学修成果の点検、評価並びにフィードバックも「授業評価アンケート」、「卒業時アンケート」等の充実が図られ適切に行われていると評価している。

基準4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学は教育目的を達成するため、独自の教学マネジメントの方針を定めている【資料4-1-1】。教学マネジメントの方針が適切に機能するためには学長のリーダーシップが重要である。そこで、学長が校務をつかさどり、所属教職員を統督するために適切なリーダーシップを発揮できるよう、学長を補佐する副学長以下の教職員の役割を学則「教職員組織」の第37条に規定している【資料4-1-2】。学長が最終決定するに際し、意見を述べる次の会議体を設置している。大学運営協議会（学則第38条）【資料1-2-15】は、大学全体に関する重要事項として定めた事項について、学長に対して意見を述べる（学則第41条）、学部教授会（学則第42条）は、学部に関して定められた事項について意見を述べる（学則第45条）。

さらに、休業日（学則第7条2項）、休学（学則第14条）、復学（学則第16条）、退学（学則第17条）、転学（学則第18条）、除籍（学則第19条）、卒業（学則第29条）、学位の授与（学則第30条）、学期（学則第6条2項）、入学許可（学則第12条2項）、大学運営協議会の審議事項（学則第41条）、学部教授会の審議事項（学則第45条）、表彰（学則第50条）、懲戒（学則第51条）はいずれも学長が決定することが学則上明確である。

以上により、本学学則において「大学の意思決定と業務執行における学長のリーダーシップの発揮」がなされることが明記され、担保されているものと考えており、実際の大学の意思決定と業務執行も、全てこれに基づいて行われている。

また、学園規程である職務権限規程第2条【資料4-1-3】には、「学長、校長、園長、事務局長および事務長（以下「所属長」という）は、学園の定められた方針、諸規程、および承認された計画に従ってそれぞれの業務を最も効果的に遂行する管理責任があり、その遂行に必要な権限を有する。」と記載されており、学長は大学の業務に関して、管理責任と権限を持って執行する立場にあることが規定されている。

これらに加え、学校法人四條畷学園寄附行為【資料4-1-4】において、1号理事として選任される学長は、四條畷学園大学の最高責任者であると同時に、学長が理事会や常任理事会に出席することで、学園本部の管理部門と、本学との連携を図っており、本学の意思が理事会に反映され、理事会の考え方も学長を通じて本学に伝達されることで、本学の意思決定や業務執行への学長による適切なリーダーシップが発揮されている。

このように、大学の意思決定と教学マネジメントにおいて、学長の適切なリーダーシップが発揮され適切な体制が確立している。また、副学長以下の補佐体制も明確である【資料4-1-2】。

《エビデンス資料》

【資料4-1-1】四條畷学園大学 教学マネジメントの方針

【資料4-1-2】四條畷学園大学学則「教職員組織」第37条

【資料4-1-3】四條畷学園職務権限規程第2条

【資料4-1-4】学校法人四條畷学園寄附行為 第6条

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の使命・目的は縮約すると知・技・心を備えた医療人を世に送り出すことにある。このことは、学則（使命・目的）第1条（p.1）【資料4-1-5】に明記されている。また、この達成のために三つのポリシー【資料4-1-6】を明確に定めている。また、学長の権限を学則で明確にし、目的達成に邁進していることは、前項4-1-①で述べたとおりである。

具体的には前項で記述したように、学長が適切なリーダーシップを発揮するため、また権限の適切な分散を図るため、学則第37条【資料4-1-7】に明確な規定があり、意志決定の権限と責任が明確になっている。すなわち、以下のように定められている。

副学長は、学長の指示あるときは学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

学部長は、学長の指示の下、命を受けて学部の校務をつかさどる。

学科長は、学長および学部長の指示の下、命を受けて学科の校務をつかさどる。

専攻長は、学長および学部長並びに学科長の指示の下、命を受けて専攻の校務をつかさどる。

また、教授会の位置づけは学則第42条～45条、ならびに学部教授会規程【資料4-1-8】で明確にされており、さらに学長に意見を述べるべき事項についても学則第45条に明確に定められている。上記のように、大学の意思決定の権限と責任は明確で、また副学長の位置づけおよび役割も明確であり、教学マネジメントは適切に機能している。

《エビデンス資料》

【資料 4-1-5】 四條畷学園大学学則（使命・目的）第 1 条（p.1）

【資料 4-1-6】 三つのポリシー（【資料 F-13】に同じ）

【資料 4-1-7】 四條畷学園大学学則第 37 条（【資料 4-1-2】に同じ）

【資料 4-1-8】 四條畷学園大学学部教授会規程（【資料 1-2-14】【資料 2-2-1】に同じ）

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

職員の採用は教職員採用規程【資料 4-1-9】、昇任は四條畷学園事務職員人事評価規程【資料 4-1-10】に基づく。本学の職員配置の組織図は、すでに図 1-2-1 で示した。事務長が大学に係る所管業務一切を主管し、部長、次長、課長および主査が分掌事務を主管することになっている。

また、大学事務室の 6 課 1 係の役割、職務分掌についても明確に定められている【資料 4-1-11】。なお、大学事務室は、リハビリテーション学部と看護学部別に別々に配置され、各々が各学部の事務を所掌している。しかし、教育の質保証のため教務面で期待される専門性の高度化、各事務室での個々の学生サービス向上、入試・広報事務の重要性、奨学金・保険・科研費・役所等への定期報告等の共通業務の分散実施（短期大学事務室を含む 3 ヶ所）による非効率性の改善等の観点から、令和 4（2022）年 4 月、清風学舎 1F に学生支援センターを設置し、入試・広報、奨学金・保険、科研費、定期報告業務、就職支援業務等を集約・効率化し、一方、各事務室は主に教務と学生サービス業務に集中することで、専門的・個別的な事務対応力を強化している。

管理職は、職務分掌その他の規程でその役割を明確化するとともに、両学部が離れた立地にあるハンディを、大学両学部と短期大学事務室の管理職が月 1 回の管理者ミーティングに出席して情報交換やヒヤリハット振り返りによる事務リスクの所在等を共有すること、また、ほぼ毎月開催する大学運営協議会に課長以上が参加し、大学全体の課題に迅速に対応するなど緊密な連携を図ることで克服している。このような施策により、大学における管理体制およびその機能に問題はない。

以上のように学長がリーダーシップを発揮するために適切な職員配置がなされ、役割も明確で、教学マネジメントが機能的に作用している。

《エビデンス資料》

【資料 4-1-9】 教職員採用規程

【資料 4-1-10】 四條畷学園事務職員人事評価規程

【資料 4-1-11】 事務組織・事務分掌規程

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長のリーダーシップはガバナンス体制の整備と、それを明確にする学内規程等の見直しや改定が適宜適切に行われ、十分に機能しているが、これらの整備をさらに徹底する。また、本学独自の教学マネジメントの方針を令和 5（2023）年度に制定しており、教学マネジメントとして行うべきことが明確になったが、学長のリーダーシップのもと、方針で謳われている六項目をさらに適切に推進させる。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教育目的 (p.2) を踏まえてカリキュラム・ポリシーが定められており (3-2-①)、教育課程はカリキュラム・ポリシーに即して体系的に整備されていることは既述した (3-2-③)。

本学は理学療法士、作業療法士、看護師の資格を有するすぐれた医療人の育成を目的としているため、これら教育課程を担う教員の採用・昇任については、慎重な配慮をしている。すなわち、大学設置基準第十条に係る別表第一のイおよび別表第二に規定される必要教員数および必要教授数の基準は満たしており (表 4-2-1)、さらに厚生労働省および文部科学省の共同省令である理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第二条第一項第四号及び第三条第一項第三号【資料 4-2-1】(リハビリテーション学部)、および保健師助産師看護師学校養成所指定規則第四条四【資料 4-2-2】(看護学部) による職業資格を有する教員数も十分に満たしている (表 4-2-2)。表に示したように、リハビリテーション学部の専任教員は 2 名を除いて理学療法士もしくは作業療法士であり、看護学部の専任教員は全員が看護師である。また、教育内容と単位数も各指定規則で定められているが、問題なく対応できている。

なお、本学は教養教育を重視しており、人間理解のリテラシーを有する人材の育成を目指していることから (3-2-④)、幅広い分野の教員を学外から特任教授、客員教授、非常勤講師として招請し、学生の人間形成の涵養に協力を得ている (表 4-2-3)。また、専任教員もその専門性を生かして、教養教育の一部を担当している。さらに臨地／臨床実習においては臨床教授および臨床准教授制度を設け、最新の臨地／臨床実習を可能としている。

これら教員の採用・昇任については、教職員採用規程【資料 4-1-9】、教員任用規程 (大学)【資料 4-2-3】に基づき適材適所の人事が行われている。すなわち、新規採用の場合は原則公募とし、内部昇任の場合は一定の業績基準を設けている【資料 4-2-4】。また、教員評価を毎年度末に行っており【資料 4-2-5】【資料 4-2-6】、学長、学部長による適切な採用あるいは昇任等における参考資料として活用している。

《エビデンス資料》

【資料 4-2-1】 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第二条第一項第四号及び第三条第一項第三号

【資料 4-2-2】 保健師助産師看護師学校養成所指定規則第四条四

【資料 4-2-3】 教員任用規程 (大学)

【資料 4-2-4】 大学の専任教員昇任に関する内規

【資料 4-2-5】 四條畷学園教育職員人事評価規程

【資料 4-2-6】 本務教員人事評価表

表 4-2-1 専任教員数および教授数（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）

学 部	専任教員数		教授数	
	設置基準	現員	設置基準	現員
大学全体	10		5	
リハビリテーション学部	14	22	7	10
看護学部	12	24	6	8

表 4-2-2 指定規則で定められた職業資格を有する専任教員最低数と現員（人）
（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）

リハビリテーション学部				看護学部	
理学療法士		作業療法士		看護師	
指定規則	現員	指定規則	現員	指定規則	現員
6	12	6	8	8	24

表 4-2-3 専任教員以外の教員数（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）

学 部	特任教授	客員教授	非常勤講師
リハビリテーション学部	1	1	41
看護学部	0	1	52

4-2-② FD（Faculty Development）をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教育内容・方法については、アンケート（2-6-①）を通じて学生から直接コメントをもらうシステムを整えており、これらが教員に改善を促す効果的な刺激となっている。また、教員の資質・能力向上への取組みは、大学 FD・SD 委員会規程【資料 3-2-15】に基づき、組織的に運営している。具体的には、リハビリテーション学部では専任教員 5 名および事務職員 2 名によるリハビリテーション学部 FD・SD 委員会を設置している。看護学部では専任教員 5 名および事務職員 1 名による看護学部 FD・SD 委員会を設置している。また、両学部が共同して活動できるように、前述の大学 FD・SD 委員会規程を設け、それに基づき専任教員 3 名および事務職員 2 名による大学 FD・SD 委員会を設置している。また、他大学の FD 活動組織と連携し、全教員に講演会、情報交換会の開催情報を提供して自己啓発を促している【資料 4-2-7】。両学部の連携については、各学部主催の研修会は互いに周知し、両学部の教職員が参加できるように調整するなど、活動方針と内容を共有するよう努めるとともに、参加者に事後アンケートを実施して次回以降の企画に反映させ、必要に応じて見直しを行っている。

表 4-2-4 に過去 3 年の FD・SD 委員会の取り組みを記載した。また、最新の研究成果を教育現場に還元することが教育改善に極めて有効であることから、本学では表の内容のように、FD では研究活動の活性化を促進するための内容にも積極的に取り組んでいる。

表 4-2-4 FD 活動の開催内容

年度	リハビリテーション学部	看護学部
令和 5 年度	・近年の学生の育て方 (宝塚医療大学 成田亜希教授)	・学生が主体的に学べる環境作り Part 2 (関西大学 山田剛志教授)
令和 4 年度	・アセスメント・テストの解釈について ・科研費採択に関する講演会	・学生が主体的に学べる環境作り Part 1 (関西大学 山田剛志教授) ・科研費応募書類の作成ポイント ・本学部教授による科研費申請レビュー ・健康科学研究所採択課題の発表会
令和 3 年度	・今後の遠隔授業における留意点 ・リモート授業における効果的なグループワークの構築について	・ICP の役割の理解と教職員との連携に関して ・e-learning 学習に関する個人研修 ・公的研究費の獲得に向けた研究計画書作成に関して

《エビデンス資料》

【資料 4-2-7】FD 研修会講師派遣について（ご依頼）

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育の充実には優れた教員の確保が重要であることは論を待たないが、多様な媒体を利用してこれまで以上に広く内外に人材を求めていく。また、内部昇格においては「教員任用規程（大学）」の適切な運用により有能な人材の登用をはかる。

教員評価は平成 28（2016）年度に初めて行い、令和 2（2020）年度に評価表を部分的に改定しているが、教員自己評価票の内容の再検討を含めて教員へのフィードバック方法を改善していく。

FD 活動については、今後とも積極的に実施し、教育目標の達成に向けた教員の能力・資質向上の取り組みを継続する。COVID-19 を契機に、感染防止対策、遠隔授業の採用など、緊急事態に対応した様々なノウハウを蓄積した。これまでに開発、培った感染症、その他の緊急時における対策のノウハウが風化しないように維持を図る。

今後も①授業評価、実習評価アンケートの評価に向けて両学部での協働、②授業内容および方法の改善を図るための FD 活動の継続的な企画・運営、③若手教員への教育力向上

のための支援、④職員の職能開発推進のための支援、⑤教育優秀教員の表彰、教員の研究支援、授業参観の実施、⑥オンライン授業に関して知識と技術を充実強化し効果的活用の拡大を図っていく。

特に⑥については、i) オンラインソフトの機能と知識・技術面に関する課題、ii) オンラインソフト機能の教育的活用に関する知識の課題、iii) オンライン実施時の通信機能面に関する課題、iv) オンライン授業の効果判定に関する課題を解決することが重要である。今後、授業評価アンケートの結果と連動させてこれらの課題解決を図っていく。

さらに、看護学部ではFD マザーマップによる教員の自己評価を促し、次年度の活動計画に反映させることを目標としている。

4-3 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

新規採用の教職員に対しては、毎年4月の入園式後、理事長から本学園の建学の精神や新人職員に期待することについて説明があり、法人本部事務局の人事担当者から、就業規則【資料4-3-1】を始めとする規則やルールについて説明されている。

職員研修はSD 研修としてFD・SD 委員会あるいは法人本部事務局が内外の受講機会を把握し、計画的に参加を促している。内部研修では、毎年5・6回の研修会を計画し【資料4-3-2】、理事長をはじめとする各部門の部長、課長等が専門的な内容についてレクチャーし、意見交換を行っている。また、外部研修では、各職員に日本私立大学協会や日本私立大学振興・共済事業団などの外部主催の研修、大学主催の公開講座、学校法人傘下の各校園が主催する講演会等に計画的に参画を指示している。これらの研修の成果を自己確認できるように、職務遂行に必要なスキルの一覧表があり【資料4-3-3】、修得したスキルを表中で可視化し、各自でチェックできるシステムがある。また、外部の研修会参加や研修会実施記録を学内ネットワーク上の共有ホルダーに保管・公開し、各職員が必要に応じてアクセスし研修内容を共有化できる仕組みを構築している。さらに、月1回、法人本部主催で大学・短大・法人本部の課長以上で情報共有のための事務連絡会議を開催しているが【資料4-3-4】、その中で、出席者が持ち回りで発表したSD 研修の内容を各事務室で職員にフィードバックし知識の共有化を図っている。また、本学園独自の自己研鑽奨励手当を設け【資料4-3-5】、職員が積極的に自己啓発に取り組むことを奨励しており、大学職員も本制度を利用している。

平成28(2016)年度に創設した人事評価制度により【資料4-3-6】【資料4-3-7】、管理者と担当者が年度ごとに目標設定と実績評価についての面接を行い、納得のある評価、モチベーションの向上、計画的な人材育成、効果的な組織運営を推進している。

《エビデンス資料》

- 【資料 4-3-1】 就業規則
- 【資料 4-3-2】 SD 研修会実施計画表
- 【資料 4-3-3】 スキル表
- 【資料 4-3-4】 事務連絡会議規程
- 【資料 4-3-5】 四條畷学園自己研鑽奨励手当運用規程
- 【資料 4-3-6】 四條畷学園事務職員人事評価規程
- 【資料 4-3-7】 人事評価シート 様式

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

SD の重要性の認識は教職員の間に浸透している。今後も教職員が一体となってレベルアップを図って行くが、特に教員の FD・SD に関する意識をさらに高めて円滑な大学運営をはかる。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では、各教員別に研究室が整備されており、集中的に思考をめぐらし、またデータの整理や論文執筆等ができる環境がある。また、学際的交流が先端研究の遂行には重要であるので、他学を含めた学外での研究・研修を推奨している（離任地制度：4-4-③参照）。研究のための器具、装置は各学部で一定の設備があり、各種の実験を行うことができる。大部分の器具・装置は教員の研究室ではなく、学部毎に共同利用している実験室、実習室に配置されていることから、高額な装置であっても効率的な使用が可能になっており、有効利用されている。

保健・医療・福祉領域においては、社会的要請の高い分野、学際的分野、先駆的分野等の研究の一層の進展が望まれている。本学は医療系大学としてこれら社会的要請に対応していくことは責務であると考え、リハビリテーション学部と看護学部の協働のもとに保健・医療・福祉領域における研究推進を目的として、健康科学研究所を設けている（I-3、p.3）

【資料 4-4-1】。健康科学研究所は学長を所長とし、年 2 回の学内公募によって選ばれたテーマについて、担当教員が研究員として研究助成金を獲得し、下記の活動を行うこととしている【資料 4-4-2】。

- (1) 学術研究及び調査並びに当該成果の公表
- (2) 研究会・講演会・講習会等の企画及び開催
- (3) 大学研究生の研究支援

(4) その他研究所の目的達成に必要な事項

健康科学研究所への資源の配分については、適切な配分によって斬新な成果が得られており、学術雑誌等を通じて内外に公表している。表 4-4-1 に健康科学研究所における研究活動と研究費の配分額を示した。研究テーマの採択方法と研究費の配分方法については、4-4-③で詳述する。

以上のように、研究環境は整備されている。また、健康科学研究所における活動で得られた成果は、年度ごとに報告が義務づけられ、適切に運営管理されている。

表 4-4-1 健康科学研究所における研究テーマと研究費（採択合計額）

年度	リハビリテーション学部	配分額 (千円)	看護学部	配分額 (千円)
令和 6 年度 (新規採択)	・小脳性運動失調への理学療法及び身体リハビリテーションの効果及びアウトカムの妥当性と信頼性に関する系統的レビューとメタ分析	650	・看護技術の流暢性効果による自己練習への影響	365
令和 5 年度 (新規採択)	・小脳性運動失調への非侵襲的脳刺激の効果に関する系統的レビューとメタ分析	300	・ COVID-19 によって看護技術の自己練習ができなかった学生の習得度 ・ 自閉スペクトラム症児の透明マスクを用いた療育のシステムの構築	563 992
令和 4 年度 (新規採択)	・体操選手への腰痛予防	800		
令和 3 年度 (新規採択)	・フィンガータッピングが前頭前野の興奮性に与える影響と注意機能検査との関連 ・ Trail Making Test アプリ実用化に向けた基礎研究	620 750	・看護学生の臨地実習における気持ち立て直し尺度（仮）試作版の基準関連妥当性の検討 ・「新人看護師と患者のコンフリクト」に対する教育介入モデルの有用性の検証 ・成人における定期的な運動による皮膚保湿機能への影響	1,040 670 700

《エビデンス資料》

【資料 4-4-1】 四條畷学園大学健康科学研究所規程

【資料 4-4-2】 健康科学研究所研究計画審査申請書 様式

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学の研究倫理の確立とその厳正な運用は次のような規程・基準・要領に基づいている。

- ・ 四條畷学園大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程 【資料 4-4-3】
- ・ 四條畷学園大学研究倫理審査委員会規程 【資料 4-4-4】
- ・ 四條畷学園大学研究倫理基準 【資料 4-4-5】
- ・ 四條畷学園大学人を対象とする生命科学・医学系研究に関する研究倫理要領 【資料 4-4-6】
- ・ 四條畷学園大学研究倫理委員会規程 【資料 4-4-7】

これらには、研究費の適正な使用、人を対象とする研究を行う時に留意すべき倫理的配慮など幅広い内容を含んでいる。

また、研究費の適正使用を推進するために以下を定め、適正な研究活動が行われるよう組織的に取り組んでいる。

- ・ 四條畷学園大学公的研究費の適正な取扱に関する規程 【資料 4-4-8】
- ・ 四條畷学園大学公的研究費に係る間接経費の取扱規程 【資料 4-4-9】
- ・ 四條畷学園大学科学研究費補助金事務等取扱規程 【資料 4-4-10】
- ・ 四條畷学園大学公的研究費の使用に関する行動規範 【資料 4-4-11】
- ・ 四條畷学園大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程 【資料 4-4-3】

これら公的研究費の使用不正防止対策の基本方針を作成・周知・実施するために必要な措置を講じる「最高管理責任者」として学長を置き、最高管理責任者を補佐する実務上の責任と権限を持つ統括管理責任者として事務長、さらに各学部・各学科に「コンプライアンス推進責任者」として学部長を配置することで公的研究費の不正防止に関する責任体系を明確化している【資料 4-4-8】。

また、公的研究費に関わる教職員全員から「公的研究費についての誓約書」を徴収している【資料 4-4-12】。また、公的研究費に関わる可能性の高い取引業者についても、「誓約書」の徴収を行っている【資料 4-4-13】。

このように、研究倫理の確立については、各種の規程等を制定し、これら倫理観の確立と身に着けた倫理観を厳正に運用しているかについては、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）による研究倫理教育 e-learning の受講を義務化し、適正さを確認している【資料 4-4-14】【資料 4-4-15】。

なお、両学部の個々の研究に対する研究倫理審査は、研究倫理審査委員会（以下、倫理委員会）を原則毎月 1 回開催している（申請のない月是不開催）【資料 4-4-4】。特に「人を対象とする研究」が倫理規程に反していないかを含め慎重に審査を行っている。

さらに近年、研究の国際化、オープン化により研究インテグリティの管理が重要になっている。本学は「研究インテグリティの管理に関する基本方針」ならびに「研究インテグ

リティの確保に関する規程」を定め、外国大学をはじめとする多様な機関との交流を推進するための研究環境の構築に努めている【資料 4-4-16】【資料 4-4-18】。

《エビデンス資料》

- 【資料 4-4-3】 四條畷学園大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程
- 【資料 4-4-4】 四條畷学園大学研究倫理審査委員会規程
- 【資料 4-4-5】 四條畷学園大学研究倫理基準
- 【資料 4-4-6】 四條畷学園大学人を対象とする生命科学・医学系研究に関する研究倫理要領
- 【資料 4-4-7】 四條畷学園大学研究倫理委員会規程
- 【資料 4-4-8】 四條畷学園大学公的研究費の適正な取扱に関する規程
- 【資料 4-4-9】 四條畷学園大学公的研究費に係る間接経費の取扱規程
- 【資料 4-4-10】 四條畷学園大学科学研究費補助金事務等取扱規程
- 【資料 4-4-11】 四條畷学園大学公的研究費の使用に関する行動規範
- 【資料 4-4-12】 公的研究費についての誓約書 様式
- 【資料 4-4-13】 取引業者「誓約書」様式
- 【資料 4-4-14】 一般財団法人校正研究推進協会（APRIN）<https://www.aprin.or.jp/>
- 【資料 4-4-15】 APRIN による研究倫理教育 e-learning <https://edu.aprin.or.jp/>
- 【資料 4-4-16】 四條畷学園大学研究インテグリティ管理に関する基本方針
- 【資料 4-4-17】 四條畷学園大学研究インテグリティの確保に関する規程

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究活動を支える学園からの原資は研究費と旅費からなる。旅費は一律配分とし、研究費は旅費とは別に職階に基づいて一定額を傾斜配分している。さらに、健康科学研究所の研究員に対して、研究計画の申請に基づいて研究費を配分している【資料 4-4-2】。申請研究の決定と配分額の決定は、健康科学研究所内に設置される運営委員会において審議し、学長が決定している【資料 4-4-1】。なお、運営委員会委員は大学運営協議会構成員として、いる。また健康科学研究所の研究員とは、選定された研究を行う教員の兼任である。

健康科学研究所は、研究助成を行うことで教員が研究業績を積み重ね、科研費や学外の研究助成獲得のためのステップとして支援する機能も果たしている【資料 4-4-1】。また、若手研究者の育成にも取り組んでおり、全教員の個人研究費の一部を若手研究者育成基金として控除し、健康科学研究所の研究支援資金の原資の一部に充てている【資料 4-4-18】。科研費等の研究計画書の作成にあたっては、FD・SD 委員会主催による勉強会の開催【資料 4-4-19】、あるいは採択経験者から助言を受けることを推奨するなど、外部資金導入のために全学的な支援を行っている。

本学には大学院がないため TA はいないが、学則 48 条に基づき「四條畷学園大学研究生規程」【資料 4-4-20】を定めて研究生の受け入れ体制を整えている。また、「四條畷学園 科学研究費補助金事務等取扱規程」【資料 4-4-10】により科研費使用による研究補助員の雇用条件を定めている。その他、専任教員の研究時間確保についても、「離任地」制度を設けて週 1 日の研究・研修日を設けている【資料 4-4-21】。

以上のように、研究環境は整っており、経常研究費、健康科学研究所研究支援資金に加えて科学研究費の獲得もあり【資料 4-4-22】、学会発表や論文・著書の出版を通じて保健福祉医療分野の研究進展に貢献している。

《エビデンス資料》

【資料 4-4-18】 四條畷学園大学研究支援資金運用細則

【資料 4-4-19】 2023 年度第 1 回 FD・SD 研修会資料

【資料 4-4-20】 四條畷学園大学研究生規程

【資料 4-4-21】 大学・短期大学の教授、准教授、講師、助教の授業担当時間及び勤務時間数等に関する規程

【資料 4-4-22】 科学研究費一覧

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

健康科学研究所の活動は研究推進の原動力となっているが、科研費を含めて更に外部研究資金の獲得件数を増加させるために、申請書の書き方のポイントを紹介する学内講習会の実施や、複数回採択者にアドバイスを求めることができる相談窓口といった支援体制を構築する。

以上のように健康科学研究所、研究設備、全教員に割り振られている個別の研究室をはじめとして、研究環境は一定の水準にある。現在、学年末の教員評価のための学部長面談において、研究環境に関する意見や要望を聴取しているが、支援を強化するために若手研究者を中心にさらに丁寧に意見を聴取する機会を設ける。また効果的な研究資金配分を考える上で、現在無条件で配分されている学内研究費について、研究計画書の提出により一律または傾斜配分（一定額）する制度の導入についても検討する。

【基準 4 の自己評価】

基準 4 で主に問われる教学マネジメントから教員の研修・研究支援体制の整備に関しては、学長-教授会の役割の明確化、FD・SD 委員会を主体とした組織的な FD 活動の実施、また、研究費については職階に基づく均等配分のみではなく、研究テーマに応じた配分を重視するなど、教職協働の大学運営が効率的に行われている。

なお、過去 3 年間、FD・SD 活動や教員の研修・研究活動は、COVID-19 感染の影響を受けたが、予防策の徹底、オンデマンドの講義形式の活用、学生指導等によりほぼ予定通りの活動ができた。今後もこうした環境下にあっても効果的に実施できるよう、修得した教育・活動方法を風化させないように維持していく。

基準 5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

四條畷学園大学の設置者である学校法人四條畷学園は、学校法人四條畷学園寄附行為第 3 条【資料 5-1-1】において、「この法人は、教育基本法、学校教育法に従い、学校教育を行い「創立の趣旨」を尊重し、「人をつくる」を教育理念とし、「徳、知、体三育の偏らざる実施とその上に立つ品性人格の陶冶に依る人材育成」を「目的」に掲げている。なお、寄附行為全文（【資料 5-2-1】を参照）は私立学校法第 33 条の 2 に従い、ホームページ上で公開している。また教育基本法、学校教育法を始めとする法令遵守を明記するとともに、就業規則【資料 4-3-1】により、法人の管理、運営に関する基本的事項を定め、法人の経営規律と誠実性の維持を表明している。

本学は、学則第 1 条において、「本学は、四條畷学園の建学の精神「報恩感謝」ならびに教育理念「人をつくる」のもと、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、広く一般教養を授けるとともに、専門の学術技能を教授研究し、高い倫理観、科学する力、技術力を備えた人間性豊かな人材を育成し、学術の向上と社会の保健医療福祉に貢献することを使命・目的とする。」と、その使命・目的を掲げている（p.1 I-2、【資料 5-1-2】）。

第 1 条の 2 で、第 1 条の具体化のため、教育研究上の目的、ならびに人材育成のための教育目標をリハビリテーション学部では三つ、看護学部では四つ定めている。

また、第 2 条においては、「本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検および評価を実施し、その改善・充実に努める」と「自己評価等」の実施を明記して、経営規律と誠実性の維持を表明している（p.1 I-2、【資料 5-1-3】）。

また、経営規律は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守により維持されている。

学校法人が定める学校法人四條畷学園寄附行為や大学の学則には、学校教育法、私立学校法に従うことが明記されており、学園諸規程も、大学設置基準、私立学校振興助成法、学校法人会計基準等の関係法令に従うことを前提に制定されている。学園ならびに大学に勤務する全ての教職員は、これらの学園諸規程（就業規則【資料 4-3-1】、事務組織・事務分掌規程【資料 4-1-11】、大学事務室運営規程【資料 2-2-4】等）や関係法令を遵守しなければならない。各法令等が定める申請や届出事項、報告等も計画的に行われており、大学の設置、運営は法令遵守のもとに行われている。学校法人が、法令や寄附行為および学園の諸規程に違反する行為、またはその危険性がある行為（「法令違反行為」）を行わないよう、その端緒となる事象の早期発見と是正のために、内部監査担当による監査と監事監査

を計画的に行っている。加えて、外部の法律事務所を窓口とする公益通報等に関する規程【資料 5-1-4】を定めている。

監査部門としては内部監査や監事監査に関する規程として四條畷学園内部監査規程【資料 5-1-5】等が整備され、法人本部事務局内に配置された内部監査担当により、監事の監査をサポートできる体制を整えている。また有限責任あずさ監査法人による監査計画に基づく監査を受けると共に、監査結果について意見交換を行い改善すべき点の把握と改善に努めている。理事長および学長の指導の下、設置管理運営面におけるコンプライアンスの充実が図られており、法令等遵守体制は適切であると認められる。

なお、令和 5（2023）年 4 月、本学が、主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、より強固な経営基盤に支えられ、時代の変化に対応した大学づくりを進めることを目的として、「四條畷学園大学ガバナンス・コード」【資料 5-1-6】を制定し、遵守状況をチェックしている。

また、経営の規律と誠実性は以下に記すように情報公開によっても担保されている。

本学園では、私立学校法第 47 条に従い、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録【資料 5-1-7】、貸借対照表【資料 5-1-8】、資金収支計算書【資料 5-1-9】、事業報告書【資料 5-1-10】及び役員等名簿【資料 5-1-11】を作成し、作成後 5 年間は請求があった場合に開示できるように事務所に保管している。また、同法第 63 条の 2 に基づき財産目録を含む財務情報【資料 5-1-12】および監査報告書【資料 5-1-13】ならびに役員の報酬等に関する規程【資料 5-1-14】をホームページで公表している。財務情報として資金収支計算書【資料 5-1-9】、資金収支内訳表【資料 5-1-15】、活動区分資金収支計算書【資料 5-1-16】、事業活動収支計算書【資料 5-1-17】、事業活動収支内訳書【資料 5-1-18】、事業活動収支計算書の財務分析【資料 5-1-19】、貸借対照表【資料 5-1-8】、財産目録【資料 5-1-7】などを開示している。この財務情報は、5 年分以上を掲載しており、経年比較も含めて、閲覧や印刷が出来るようにしている。財務情報については、事業報告書の財務の概要に財務比率の経年比較【資料 5-1-20】を添付するとともに、事業活動報告書において、各年度の財務状況を解説している。学校法人の事業報告書も、ホームページに掲載している。そのほか、学校法人の公共性に鑑み、広く社会に対する説明責任を果たすため、大学の基本情報【資料 5-1-21】、ガバナンス・コード【資料 5-1-6】、内部質保証の方針【資料 5-1-22】、アセスメント・ポリシー【資料 5-1-23】、公的研究費の不正使用防止の取り組み【資料 5-1-24】と通報窓口、動物実験規程【資料 5-1-25】、自己点検報告書、授業評価などについても、ホームページで公開している。

大学のホームページでは、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、建学の精神・教育理念・教育方針（第 1 号関連）、大学の機構（第 2 号関連）、教員に関する情報、教員紹介（第 3 号関連）、三つのポリシー、学生に関する情報、卒業者数、就職情報（第 4 号関連）、シラバス検索（第 5 号関連）、学則、必要単位数（第 6 号関連）、交通アクセス、施設紹介（第 7 号関連）、学費・奨学金（第 8 号関連）、学生サポート（第 9 号関連）を掲載している。

また本学は、平成 26（2014）年 10 月に稼働した日本私立学校振興・共済事業団の「大学ポートレート」に参加している。「大学ポートレート」において本学の特色や学びについて分かりやすく説明し、本学に関心を寄せている受験生・保護者などに情報提供している

【資料 5-1-26】。なお、教育研究成果については、リハビリテーション学部紀要および看護ジャーナルを発行し、「四條畷学園大学・四條畷学園短期大学学術機関リポジトリ」を構築し、これら情報を広く提供している【資料 5-1-27】。

以上、教育情報と財務情報は、ホームページへの掲示を中心として、適切に公開されていることが認められる。

以上のように、学校法人ならびに大学の経営は、教育基本法、学校教育法を遵守し、規律に従って運営することが明記されている。本学園の建学の精神である「報恩感謝」や教育理念「人をつくる」を尊重し、学則に使命・目的を掲げ、その達成のために自己点検、自己評価することなど、高等教育機関として社会の要請に応えることが明記されており、適切であることが認められる。

《エビデンス資料》

- 【資料 5-1-1】 学校法人四條畷学園寄附行為第 3 条
- 【資料 5-1-2】 四條畷学園大学学則第 1 条
- 【資料 5-1-3】 四條畷学園大学学則第 2 条
- 【資料 5-1-4】 公益通報等に関する規程
- 【資料 5-1-5】 四條畷学園内部監査規程
- 【資料 5-1-6】 四條畷学園大学ガバナンス・コード
- 【資料 5-1-7】 財産目録
- 【資料 5-1-8】 貸借対照表
- 【資料 5-1-9】 資金収支計算書
- 【資料 5-1-10】 事業報告書
- 【資料 5-1-11】 役員等名簿
- 【資料 5-1-12】 財務情報
- 【資料 5-1-13】 監査報告書
- 【資料 5-1-14】 役員の報酬等に関する規程
- 【資料 5-1-15】 資金収支内訳表
- 【資料 5-1-16】 活動区分資金収支計算書
- 【資料 5-1-17】 事業活動収支計算書
- 【資料 5-1-18】 事業活動収支内訳書
- 【資料 5-1-19】 事業活動収支計算書の財務分析
- 【資料 5-1-20】 財務比率の経年比較
- 【資料 5-1-21】 大学の基本情報
- 【資料 5-1-22】 四條畷学園大学内部質保証の方針
- 【資料 5-1-23】 アセスメント・ポリシー（表 3-3-1 に同じ）
- 【資料 5-1-24】 公的研究費の不正使用防止の取り組み
- 【資料 5-1-25】 四條畷学園大学動物実験規程
- 【資料 5-1-26】 大学ポートレート
- 【資料 5-1-27】 四條畷学園大学・四條畷学園短期大学学術機関リポジトリ

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

学校法人四條畷学園寄附行為（【資料 5-2-1】を参照）で規定されている学園の使命・目的の実現に向けて、学園の最高議決機関である理事会と、その諮問機関である評議員会を設置し、学校法人四條畷学園寄附行為に記載された権能に従って意思決定することが定められている。

寄附行為は文部科学大臣の認可を受け、役員の職務及び責任の明確化、情報公開の充実、中期的な計画の作成を明記した内容に改定し、令和 2（2020）年 4 月 1 日から施行した。

その執行に当たっては、理事会で承認された単年度ごとの事業計画書【資料 5-1-28】と予算【資料 5-1-29】に基づいて、学園の管理運営組織である法人本部事務局と大学の運営組織である大学事務室が、日常的に緊密に連携しながら、本学の運営を行っている。さらに、定期的に関われる理事会や評議員会の席上で、事業計画の進捗状況の報告と検証が続けられている【資料 5-1-30】。

四條畷学園の建学の精神である「報恩感謝」は、学園に勤務する教職員が日常的に意識するよう、携行する職員証裏面に表示されている【資料 5-1-31】。また、本学の教育理念・使命・目的は、大学教職員に毎年配布される「学生便覧」【資料 5-1-32】に明示されており、本学の教職員が折にふれて意識するようになっている。

また、これからの教育ビジョンを一層明確化するために学校法人四條畷学園 長期ビジョン・第三次中期計画 SG 90-100 Plan を取り纏め【資料 1-2-8】、今後の経営計画に反映させている。また、令和 3（2021）年度に大学としての質を保証するため、「内部質保証の方針」【資料 5-1-22】を定め、教育研究活動の点検・評価および改善を継続的に行っていく方向を明確にした。

このように、大学の使命と目的を意識できる仕組みが整えられ、その実現のために法令等に従って意思決定機関が整備されていることから、使命・目的の実現に向けたプロセスは適切であると認められる。

《エビデンス資料》

【資料 5-1-28】事業計画書 資料 F-6 に同じ

【資料 5-1-29】単年度予算

【資料 5-1-30】理事会や評議員会での事業計画の進捗状況の報告（議事次第）

【資料 5-1-31】職員証裏面

【資料 5-1-32】学生便覧 資料 F-5

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境問題については、緑に恵まれた現在のキャンパスを適切に維持できるように、法人全体でエコ意識を持って、節電、省エネルギー対策に取り組むようにしている。また、服装は原則自由とし、夏季の軽装等、状況に応じた自己判断を可としている。なお、教職員と学生に対し、エコ意識の自覚や協力を促すべく、法人本部事務局からイントラネット掲示板で注意喚起【資料 5-1-33】を行っている。また、学園敷地内及び近隣の全面禁煙、越境樹木の伐採など、学園近隣環境への配慮を心がけている。

人権問題については、学園の人権教育実践のために組織された四條畷学園人権教育推進委員会【資料 5-1-34】が活動しており、大学からも 5 名の教職員が委員として参画している。本学園の全職員は、四條畷学園人権教育基本方針の趣旨を正しく理解し、理想とされる社会の実現のために、人権教育推進活動について絶えず努力を続けなければならないが、この趣旨の理解を深めるため毎年夏期に学園に勤務する教職員を対象とした全学人権研修会【資料 5-1-35】を開催するほか、年 3 回行う定例会議【資料 5-1-36】で、各校園の活動報告をしている。また、大学では上記とは別に、大学人権委員会【資料 5-1-37】が短期大学と共同で毎年冬期に「人権セミナー」【資料 5-1-38】を開催し、人権に関する相互の啓発を図っている。

セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメントについては、その適切な予防および措置を行うことを目的に、学園全体でハラスメント防止等に関する規程【資料 5-1-39】を定め、その中で「ハラスメント防止委員会」や「ハラスメント調査委員会」の設置等について規定している。大学ではハラスメント防止委員として各学部 2 名がハラスメント相談員を兼ねた活動をしている。これらのことをわかりやすく解説したハラスメント防止ガイドライン【資料 5-1-40】は、教職員と学生の全員に毎年必ず配布される「学生便覧」に掲載されている。

また本学は、リハビリテーション学部で、機能解剖学と生理学実習を必修科目としており、学内でラットとウシガエル解剖を行っているため、文部科学省が所管する動物実験施設になっている。そのため、四條畷学園大学動物実験委員会規程【資料 5-1-41】、四條畷学園大学動物実験規程【資料 5-1-42】を定め、実験動物の飼育および保管並びに苦痛の軽減に関する基準や動物の愛護および管理に関する施策を総合的に推進している。また、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（文部科学省告示第七十一号）」に基づき、実験動物の逃亡などを防ぐ設備を設け、学内で必要とされる対応を図ってきている。加えて、実験動物の管理や動物実験に関する外部検証（第三者評価）の必要性に鑑み、公私立大学実験動物施設協議会【資料 5-1-43】へ加盟し、情報収集や指導を受けられる体制を整えている。

個人情報保護については、「個人情報の保護に関する法律」に従い、四條畷学園大学個人情報保護規程【資料 5-1-44】、個人情報保護管理マニュアル【資料 5-1-45】を制定して個人情報の適正な保護に努めており、この規程については本学のプライバシー・ポリシーとともに、学生全員に配布している「学生便覧」に掲載されている。併せて、本学の情報システムの安全性と信頼性を維持・確保することを目的に、情報システム運営の基本である四條畷学園情報システム運用管理規程【資料 5-1-46】を定めている。同時に学生向けにはパソコン利用のルール（学生用）を定め、ホームページで周知している【資料 5-1-47】。

また、「公益通報者保護法」にしたがい、本学園でも公益通報等に関する規程【資料 5-1-48】を制定し、外部の法律事務所に公益通報等を受け付ける窓口を設けて、公益通報者の保護、公益通報への対応等に当たっている。

安全への配慮・管理に関しては、発生する可能性がある自然災害、火災、重大事故、重大事件などから、教職員や学生の生命、本学の組織、財産等を守るため、迅速かつ的確に対処すべく、学校法人四條畷学園危機管理マニュアル（以下「学園危機管理マニュアル」という。）【資料 5-1-49】を定めている。さらに、大学固有の危機に対応するため、大学内

に学長を委員長とする四條畷学園大学危機管理委員会【資料 5-1-50】を置き、学園危機管理マニュアルで定められた四條畷学園危機管理委員会と連携して本学固有の危機に対応できるようにしている。固有の危機に対する危機管理マニュアルとして「リハビリテーション学部火災地震土砂災害の緊急時対応」を策定し、令和 4（2022）年、「土砂災害警戒レベル 3」の場合にリハビリテーション学舎の授業を清風学舎で振替実施するためのマニュアルを策定した【資料 5-1-51】。防災用品や災害時の備蓄についても、各学舎（リハビリテーション学部は学舎敷地内 3 ヶ所に防災備蓄倉庫を別に設置）で、消費期限等による定期的な入れ替えを行うなど常時整備している。防犯については、防犯カメラの設置や警備員の巡回警備、夜間・休日の機械警備の導入など、強化を図っている。AED（自動体外式除細動器）はリハビリテーション学舎の 1 階ロビーおよび看護学舎 3 階の事務室前に設置している。

また、教職員の安全と健康を確保し快適な職場環境を形成するために安全衛生委員会【資料 5-1-52】を置いている。当該委員会では、教職員の危険および健康障がい防止や健康の維持増進の対策等を調査・審議し、必要に応じてその調査・審議の結果を理事長に報告している。健康障がい防止の一例として、COVID-19 流行における対策を上げることができる。すなわち、令和 2（2020）年 3 月に COVID-19 感染予防対策の一環として、「新型コロナウイルス感染症対策 基本方針」【資料 5-1-53】を策定、「感染事案の経緯と現状」に関する一覧表を作成し、随時更新した【資料 5-1-54】。この「感染事案の経緯と現状」は危機管理委員会でも常時管理し、常任理事会および理事会、評議員会等に提出、経営による意思決定の基礎資料とした。また、令和 3（2021）年 5 月 28 日には就業規則に COVID-19 による特別休暇の項目を追記した【資料 5-1-55】。

学園内の食堂やラウンジではテーブル上にパーティションを設置したほか、各校園の体育祭や文化祭、同窓会、保護者会といった団体行事も、ケース・バイ・ケースで延期または中止とした。学内会議である校長会や教頭会等についても原則、オンライン会議にし、感染リスクの軽減に取り組んだ。一方、COVID-19 に関連して、学生や生徒間で誤解や偏見に伴う差別が起きないように「ストップ！コロナ差別」のポスター掲示等で、人権侵害の防止に留意してきた。さらに教職員のメンタルの不調を未然に防止するために外部医療法人に委託して年に 1 回ストレスチェックを行っている【資料 5-1-56】。

以上のように、環境保全、人権、安全への配慮に関しては、それぞれに定められた法令に従い、本学として、あるいは学園全体として、規程やガイドライン、マニュアルなどを定めて、時代の要請に応じた対応を整えている。

《エビデンス資料》

【資料 5-1-33】法人本部事務局からイントラネット掲示板で注意喚起 節電

【資料 5-1-34】四條畷学園人権教育推進委員会規程

【資料 5-1-35】全学人権研修会 議事

【資料 5-1-36】四條畷学園人権教育推進委員会開催通知

【資料 5-1-37】四條畷学園大学人権委員会規程

【資料 5-1-38】大学・短大主催 人権セミナー

- 【資料 5-1-39】 ハラスメント防止等に関する規程
- 【資料 5-1-40】 学生便覧 ハラスメント防止ガイドライン リハビリテーション学部 p.97、
看護学部 p.81
- 【資料 5-1-41】 四條畷学園大学動物実験委員会規程
- 【資料 5-1-42】 四條畷学園大学動物実験規程（【資料 5-1-25】に同じ）
- 【資料 5-1-43】 公私立大学実験動物施設協議会 ホームページ
- 【資料 5-1-44】 四條畷学園大学個人情報保護規程
- 【資料 5-1-45】 個人情報保護管理マニュアル
- 【資料 5-1-46】 四條畷学園情報システム運用管理規程
- 【資料 5-1-47】 大学ホームページ／在学生の方／学生向けソーシャルメディアガイドライ
ン <https://un.shijonawate-gakuen.ac.jp/guideline/>
- 【資料 5-1-48】 公益通報等に関する規程
- 【資料 5-1-49】 学校法人四條畷学園 危機管理マニュアル
- 【資料 5-1-50】 四條畷学園大学危機管理委員会規程
- 【資料 5-1-51】 リハビリテーション学部火災地震土砂災害の緊急時対応
- 【資料 5-1-52】 安全衛生委員会規程
- 【資料 5-1-53】 新型感染症対策 基本方針
- 【資料 5-1-54】 感染事案の経緯と現況に関する一覧表
- 【資料 5-1-55】 就業規則 COVID-19 による特別休暇の項目
- 【資料 5-1-56】 ストレスチェック様式

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

公共性の高い学校法人として社会への責務を果たすために、四條畷学園寄附行為および大学学則は、学園経営あるいは大学運営の規律を十分に担保している。すなわち、寄附行為、学則に基づき各種委員会が設置され、誠意をもって運営されている。また、財務情報をはじめとする各種情報は経営の根幹であるが、それらの情報を積極的に公開しており、経営の透明性を図っている。引き続き積極的かつスピーディな情報公開に努める方針である。さらに、例えば現在公開している財務情報は、学園全体の財務状況を判断するための資料として、すべての項目を網羅しており、公開の内容・方法とも適切なものであるが、今後は、より一層「分かりやすさ」に配慮したものに改善して行く方針である。また、創立 100 周年を迎えるにあたり学園として目指す姿を全教職員で共有するためにクレドを作成している【資料 5-1-57】。教職員は、「学ぶ喜びをずっと」をスローガンとしたクレドにより本学園ひいては大学の使命を認識しているが、今後は職員証と共に常時携行することを一層奨励し、学園の構成員としての自覚をさらに促したい。

《エビデンス資料》

- 【資料 5-1-57】 創立 100 周年に向けたロゴ・スローガンに関する資料

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

大学運営の根幹となる学校法人四條畷学園は、学校法人四條畷学園寄附行為（以下、「寄附行為」という）【資料 5-2-1】【資料 5-2-2】と寄附行為施行細則【資料 5-2-3】に基づいて運営される。法人の理事（理事長を含む）、監事、評議員の選任方法は寄附行為によって定められており、厳密に運用されている【資料 5-2-4】。法人・大学の意思決定及び管理運営システムの概略を図 5-2-1 に示した。

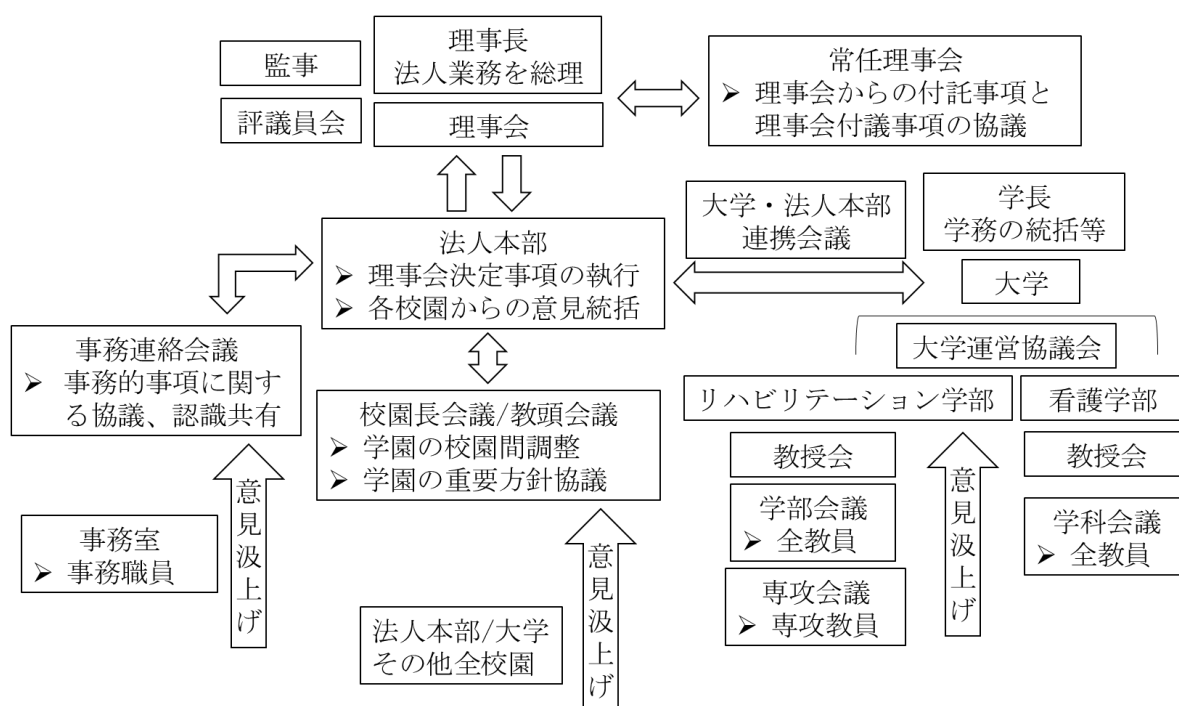


図 5-2-1 法人・大学の意思決定および管理運営システム

図に示したように、理事会、評議員会、常任理事会、校園長会議、教頭会議が設置され、それぞれに審議や決定、伝達、執行などの権限を付与する一方で、2名の監事に業務および財産の状況、理事の業務執行の状況を監査する役割が与えられている。

常任理事会は、理事会機能を補佐する機能を持ち、主に理事会への付議事項を事前に協議する場となっている【資料 5-2-5】。また、法人本部の総務課は理事会、評議員会に関わる事務を担当している【資料 4-1-11】。

隔月で開催される理事会への出欠確認は、毎回、事前に議題等を添え、外部理事、および監事全員に郵便で送付されている。令和 4（2022）年 2 月 28 日には、理事および監事はオンラインによる出欠確認ならびに議案を決議できるように寄附行為を改定した。各理事の理事会欠席は稀である（資料 F-10）。なお、各理事に職務分担は無く、全理事の合議により理事会業務を行っている。

学校法人四條畷学園では、寄附行為 第 11 条および第 13 条において、理事長が学校法人を代表してその業務を総理することを規定しており、管理運営に関する諸規則は、事務組織・事務分掌規程【資料 4-1-11】、大学事務室運営規程【資料 2-2-4】等で定めている。

法人の使命・目的の達成に向けて、重要度に応じて階層的に審議体と決定機関が整備されている。法人全体の長期ビジョンと中期計画は、全校園の今後の課題やアクションプランとともに取り纏められており、第三次中期計画は令和 4（2022）年度より具体的な施策が実施されている【資料 1-2-8】。以上のように、使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性は、適切であると認められる。

（3）5-2 の改善・向上方策（将来計画）

意思決定の体制整備とその機能に大きな課題はない。長期ビジョンと第三次中期計画についても、今後の課題やアクションプランとともに取り纏めを完了し、令和 4（2022）年度より具体的な施策が実施されている。ただし、これらのビジョンや計画を完遂するためには、不断の PDCA 活動が必要不可欠であり、今後も全教職員の参画により改善活動を進めて行く。

《エビデンス資料》

【資料 5-2-1】 学校法人 四條畷学園寄附行為

【資料 5-2-2】 四條畷学園ホームページ／学園について／組織体系／寄附行為

<https://www.shijonawate-gakuen.ac.jp/>

【資料 5-2-3】 寄附行為施行細則

【資料 5-2-4】 役員選出時の理事会議事録

【資料 5-2-5】 常任理事会規程

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

（1）5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

（2）5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

学校法人四條畷学園の管理運営体制の概略はすでに図 5-2-1 に示したが、その詳細を記すと、以下の通りとなる。

① 理事会（学校法人四條畷学園寄附行為第 11 条）

学校法人四條畷学園寄附行為【資料 5-3-1】に基づいて、学校法人の最高議決機関としての理事会が置かれている。理事会は 9 人の理事で構成されている。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。理事長は理事の中から選ばれ、法人業務を総理すると規定されており、学園全体を統制している。同じく、寄附行為に基づき、非常勤監事 2 名が置かれている。監事は、学校法人の業務および法人財産の状況、及び理事の業

務執行の状況を監査する。理事会は、毎年6回定期的に招集開催されるほか、必要に応じて適宜開催されることがある。大学関係者では、学長が必ず理事となる（学校法人四條啜学園寄附行為第6条1項1）。理事会における審議内容や理事の出欠状況は、理事会議事録【資料5-3-2】により、適切であることが確認できる。

② 評議員会（学校法人四條啜学園寄附行為第18条）

学校法人四條啜学園寄附行為に基づき、理事会の諮問機関として評議員会が置かれる。評議員会は理事（9名）の2倍を超える25名の評議員で構成されている。評議員会は毎年度5回定期的に召集開催されるほか、必要に応じて適宜召集開催される。評議員会の審議内容や出欠状況は評議員会議事録【資料5-3-3】により、適切であることが確認できる。また、評議員会はすべて学園内の会議室で開催しており、書面開催はない。なお、評議員の選出は寄附行為第22条にしたがって適切に選任されていることが議事録から確認できる【資料5-3-4】。

また、私立学校法第42条に掲げられた9事項については、理事会で決定の前に、寄附行為第20条に従いあらかじめ評議員会の意見を聴いている【資料5-3-5】。

さらに、私立学校法第46条に掲げられた事項、決算および事業実績について、評議員会に報告し、意見を求めている【資料5-3-6】。

③ 常任理事会（寄附行為施行細則第6条）

学園の経営および業務の運営に関する重要方針を協議するため、寄附行為施行細則に基づき常任理事会が置かれている。常任理事会は、理事長以外の理事の中から理事の互選により選出された常任理事（現在6名）、および理事長で構成され、必要に応じて他の理事や監事も出席する。原則、8月を除き毎月1回以上開催されている。大学関係者では、学長が常任理事である。常任理事会における審議内容や常任理事の出欠状況は常任理事会議事録【資料5-3-7】により、適切であることが確認できる。

常任理事会における審議の内容は次の通りである。

（協議事項）

- ・理事会に付議する事項
- ・理事会から付託された事項
- ・緊急に処理することを要する学園の業務に関する事項
- ・その他常任理事会において必要と認めた事項

（議決事項）

- ・法令および寄附行為において理事会の専決事項とされるものを除く、理事会からの付託事項および職務権限規程等学内諸規程で定める事項

④ 監事（学校法人四條啜学園寄附行為第7条）

監事は、寄附行為第7条に従い理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは3親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。

監事が監査する内容は寄附行為第7条にあるように次の通りである。

- ・業務及び財産状況、理事の業務執行状況の監査

- ・業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- ・業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況の監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
- ・寄附行為に違反する重大な事実を発見したことによる報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
- ・業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること

なお、監事の職務・義務・権限等は学校法人四條畷学園監事監査規程【資料 5-3-8】に詳細を規定している。監事の選任は、令和 5（2023）年 5 月の理事会議事録【資料 5-3-9】により適切であることが確認できる。また、監事の常任理事会や理事会への出欠状況は、常任理事会、理事会及び評議員会議事録により適切であることが確認できる【資料 5-3-10】。監事の職務執行状況は適切であることは理事会議事録【資料 5-3-11】、監査報告書【資料 5-3-12】によって確認できる。なお、法人本部に置かれている内部監査担当部長は、必要に応じて監事の業務支援を行っている。

⑤ 校園長会議（寄附行為施行細則第 7 条）

寄附行為施行細則に基づき、学園の運営に関する重要方針の協議および各校園間の調整・連絡を行う目的で校園長会議が置かれている。同会議は、校園長会議規程【資料 5-3-13】に従い、理事長、副理事長、常務理事、各校園長、法人本部事務局長、及び議長が必要と認めた者から構成され、原則月 1 回以上、定期的で開催されている。大学関係者では、学長、副学長、学部長、事務長、事務部長が出席している。会議の議題、出欠状況は、校園長会議議事録【資料 5-3-14】により、適切であることが確認できる。

校園長会議の審議事項等は、校園長会議規程に次の通り定められている。

- ・学園の基本方針の下に、学園運営の全般的な施策について協議・分析・立案に係る事項
- ・円滑な学園運営の実施に関して、各校園間の調整・連絡に係る事項
- ・学園運営に関する情報提供に係る事項

⑥ 教頭会議（寄附行為施行細則第 8 条）

寄附行為施行細則に基づき、学園の運営に関して実務上の課題の協議および各校園間の調整・連絡を行う目的で教頭会議が置かれている。同会議は、教頭会議規程【資料 5-3-15】に従い、理事長、副理事長、常務理事、各校園の副学長、教頭、法人本部事務局長、及び議長が必要と認めた者から構成され、原則月 1 回以上定期的に開催している。大学関係者では、両学部の事務室の課長が出席している。

教頭会議の審議事項等は、教頭会議規程に次の通り定められている。

- ・理事長指示事項、校園長会議協議事項等の円滑なる実施について各校園間の調整・連絡に係る事項
- ・学園運営の実務上の諸問題について協議・分析・立案を行い、別途定める校園長会議への諮問に係る事項

・学園運営に関する情報提供に係る事項

このほか、法人本部事務局の主催で毎月 1 回事務連絡会議【資料 4-3-3】【資料 5-3-16】を行っており、情報の共有とコミュニケーションの円滑化を図っている。

事務連絡会議は、理事長、法人本部事務局長をはじめとした各校園課長以上の職員、および必要がある場合は、ほかに教員や事務職員を加えて実施される。会議では事務職員間での共通認識の醸成や問題意識の共有化と解決が図られ、理事長や各校園長が諮問する事項について協議および相互に報告する場となっている。

また、各教職員からの意見、提案は既述のように学部会議や学科会議で聴取しており、各学部教授会、両学部合同の運営協議会、学園本部との大学・法人本部連携会議（1-2-⑤参照）において取り上げられて対応するシステムがあり、教職員一体の円滑な運営が行われている（図 5-2-1）。

本学は保育園から大学までを擁する総合学園の一端を担う小規模な大学で、理事長と学長、法人本部事務局と大学事務室がコミュニケーションを密にして管理・運営全般を行っている。組織の各レベルにおいて、円滑かつ効果的に会議や打ち合わせが実施されていることが、各種規程や議事録で確認できる。大学の運営に関する意思決定や、その伝達・執行は適切であることが認められる。

《エビデンス資料》

【資料 5-3-1】学校法人四條畷学園寄附行為 理事会に関する条項

【資料 5-3-2】開催状況一覧 理事会議事録例

【資料 5-3-3】開催状況一覧 評議員会議事録例

【資料 5-3-4】評議員の選出が適切に行われていることを示す資料（議事録）

【資料 5-3-5】私立学校法第 42 条に関わる遵守事例を示す資料（議事録）

【資料 5-3-6】私立学校法第 46 条に関わる遵守事例を示す資料（議事録）

【資料 5-3-7】常任理事会開催状況、常任理事会議事録例

【資料 5-3-8】学校法人四條畷学園監事監査規程

【資料 5-3-9】監事の選任が適切であることを示す資料（議事録）

【資料 5-3-10】監事の出欠状況が適切であることを示す資料（開催状況一覧）

【資料 5-3-11】監事の職務執行状況が適切であることを示す資料（議事録）

監事監査計画、内部監査計画、監事監査チェックリスト

【資料 5-3-12】監査報告書

【資料 5-3-13】校園長会議規程

【資料 5-3-14】開催状況 校園長会議議事録例

【資料 5-3-15】教頭会議規程

【資料 5-3-16】事務連絡会議議事録

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人および本学の管理運営については、事務組織・事務分掌規程と大学事務室運営規程に基づいて行われる。5-2-①および図 5-2-1 で既述したように、本学園全体の運営は理事

長に総理され、理事会、評議員会、監事がそれぞれの立場で相互チェックする体制ができている。

「学校法人四條畷学園寄附行為」第6条で1号理事として選任される学長は、四條畷学園大学の教学部門の最高責任者であると同時に、理事会および常任理事会に出席することで、管理部門と教学部門との連携を図る役割を担っている。理事会および常任理事会で審議、決定された重要決定事項については、学長を通じて教授会に伝達され、学部長、学科長、および専攻長（リハビリテーション学部）から各々の会議を通じて大学の全教員に速やかに周知されている【資料 5-3-17】。

一方、法人本部事務局主催の校園長会議、教頭会議を通じて、事業計画や事業報告、予算、決算等管理運営に関する重要事項についての協議が行われるが、会議の参加者である事務長もしくは部長は、教授会や学部会議等において内容を報告することで、管理部門と教学部門の意思疎通と連携を図る仕組みになっている【資料 5-3-18】。

さらに、大学の教学部門と法人本部事務局の管理・運営部門の意思疎通、および連携を一層強化するために大学・法人本部連携会議（1-2-⑤ 参照）【資料 5-3-19】を設置して、原則として毎月1回、定例会議を開催している。

なお、これら管理運営に関わる主要メンバーである理事、監事、評議員の選任、会議への出席状況、職務執行状況が適切であることは、前項 5-3-①の各メンバーに関する記述の該当箇所でも既述した。

このように、各種管理規程に基づいた運営により、管理運営機関間の連携およびガバナンス、相互チェックは適切に機能している。このことは議事録によっても確認できる

《エビデンス資料》

【資料 5-3-17】 重要決定事項を下部に伝達していることを示す資料

【資料 5-3-18】 校園長会議、教頭会議の検討事項を教授会等に伝達していることを示す資料

【資料 5-3-19】 大学・法人本部連携会議で大学と法人本部との意思疎通を示す資料

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学は小規模大学であり、その利点は、学長と教職員の関係はもちろん法人本部事務局との連携も難しくないことにある。ただし、キャンパスが二ヶ所に分かれている点で、相互のコミュニケーションに時間がかかる場合もある。現在、校園長会議、教頭会議、大学運営協議会、大学・法人本部連携会議、その他の諸会議において電子会議システムが活用されており、各部門の連携強化が図られている。令和4（2022）年4月には、理事会に役員がオンラインでも出席できるよう、寄附行為を改正している。今後もこれらシステムの充実をはかっていく。

一方、改正私立学校法の施行を控え、改訂内容に沿った運営が今後も適切に行えるように対応する。特に、今後これまで以上に重視されると予想される監事、評議員の役割について、慎重に対処していく。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

学校法人四條畷学園は、平成 28（2016）年度に創立 90 周年を迎え、四條畷学園長期ビジョン・中期計画 SG 90-100 Plan および四條畷学園第一次中期計画【資料 5-4-1】を策定した。その後、平成 30（2018）年度の看護学部の完成年度をもって、令和 8（2026）年度に迎える創立 100 周年に向けた持続発展可能な経営基盤の確立を目的とした長期ビジョン・第二次中期計画【資料 5-4-2】を策定した。令和 4（2022）年度には令和 3（2021）年度の財務情報と第二次中期計画を基本に、募集力の維持・強化および管理体制・財務基盤の強化を図るための道筋を立て、また、校園別教育改革として教育ビジョンの徹底による教育の特色づくりをまとめた長期ビジョン・第三次中期計画【資料 5-4-3】を作成した。

年度予算は、当初策定した中期計画を基本に、計画後に発生した特殊要因を加味して編成している。各年度予算は、前年度 1 月までに各校園と法人本部事務局が協議した結果をベースに、事業計画と予算案を策定している（資料 F-7）。事業計画と予算案は、各年度 3 月の評議員会に諮問、理事会の承認を経て最終的に決定されている【資料 5-4-4】。大学もこのルールに従って、毎年の事業計画を立てている。全ての支出事項は、イントラネット上の経費管理システムを通じて、法人本部事務局の事務局長を経由して理事長まで回付、承認される仕組みになっており、安易な経費の支出は出来ない仕組みになっている。また定例の支出以外で 20 万円を超える出費については、事前に理事長宛稟議し、決裁承認を得るルールがあり、個々の予算執行も厳正にチェックされている【資料 5-4-5】。予算策定時には予測されなかった状況が発生した場合には、補正予算を組み、評議員会に諮問し、寄附行為第 31 条に従い理事会の承認を得ることで、予算執行の透明性を確保している。

以上のように、学校法人四條畷学園の年度予算は、長期ビジョン・中期計画 SG 90-100 Plan、中期計数計画およびこれに基づく「アクションプラン」をベースに策定されている。予算策定には、適切なステップを踏むことが明確化され、その執行も適切に管理されている。

《エビデンス資料》

【資料 5-4-1】 第一次中期計画

【資料 5-4-2】 第二次中期計画

【資料 5-4-3】 第三次中期計画

【資料 5-4-4】 事業計画と予算案を審議したときの評議員会、理事会の議事録

【資料 5-4-5】 20 万円超の出費の申請様式

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

大学入学者数は、過去 5 年間でリハビリテーション学部は入学定員 80 名を充足できていないが、看護学部は平均して入学定員 80 名を充足している。このため、大学全体の過去 5 年間の平均定員充足率は 94.6%となり(表 5-4-1)、一定の入学者数を確保している。また、学園高等学校の入学者数が、令和 3 (2021) 年度の 383 名から令和 4 (2022) 年度は 605 名、令和 5 (2023) 年度は 497 名と大幅に増加し、法人全体の入学者数に寄与している。

表 5-4-1 大学全体の入学定員充足率推移

年度	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	合計
入学者	158	143	155	138	163	757
定員	160	160	160	160	160	800
充足率	98.8%	89.4%	96.9%	86.3%	101.9%	94.6%

このことから、経常収支差額は、大学では令和 2 (2020) 年度に 30 百万円が収入超過したものの、令和 4 (2022) 年度は入学者数の減少に加えて人件費の増加に伴い 38 百万円の支出超過となり、令和 5 (2023) 年度は 3 百万円の収入超過となった。法人全体では令和元 (2019) 年度は 208 百万円の支出超過だったが、令和 2 (2020) 年度および令和 3 (2021) 年度は土地の売却収入の影響を受けて令和 2 (2020) 年度は 339 百万円、令和 3 (2021) 年度は 214 百万円が収入超過した。また、高等学校の入学者数の増加により令和 4 (2022) 年度は 27 百万円が収入超過し、令和 5 (2023) 年度は 61 百万円が収入超過したため、安定した経営基盤を確保している。

繰越支払資金は法人全体で令和元 (2019) 年度末の 979 百万円から令和 2 (2020) 年度末は 1,434 百万円、令和 3 (2021) 年度末は 1,979 百万円、令和 4 (2022) 年度末は 2,177 百万円継続して増加傾向を維持している。令和 5 (2023) 年度末は 100 周年記念事業へ向けた設備投資の増加の影響を受けて減少したものの、1,644 百万円の繰越支払資金を確保している。金融資産全体では、5,671 百万円を確保している。

金融資産運用は、資産運用規程【資料 5-4-6】に基づいて運営している。運用対象は、この規程により、信用リスクや為替リスクを排除した安全性の高いものに限定されており、高格付の円建て社債や円預金等になっている。学校法人における過去数年間の貸借対照表関係比率は、金融資産残高は増加傾向にあり、流動比率および前受金保有率は 100%を超過している（エビデンス集（データ編）表 5-4）。

外部負債は次年度内に支払予定の未払金のみで借入金および学校債は無く、前受金保有率、積立率とも増加傾向にあり、貸借対照表の諸比率は経営に懸念のある状況にはない。学校法人を取り巻く厳しい環境を見据え、来年度以降も収支の改善状況を注視する必要があるものの、学校法人の運営に懸念が生じる状況にはない。

また、外部資金の導入については、経常費補助としての「一般補助」および「特別補助」への取組みはもとより、毎年実施される、私立大学改革総合支援事業による経常費、設備費および施設費の重点的支援が獲得できるよう、特にタイプ 1「教育の質的転換」の諸条件に対応すべく学内改革を推進させているが、これまでのところ、採択条件を満たす水準

には達していない。なお、経常費補助のプラス要因となる「令和 5 年度教育の質に係る客観的指標」は初めて満点（44 点）を確保することができた。【資料 5-4-7】。

以上のように、本学園の財務基盤、収支バランスは安定的に確保されており、大きな問題はない。すなわち、使命・目的及び教育目的の達成のために必要な教育環境の維持、研究活動に支障はなく、安定的に推移している。

《エビデンス資料》

【資料 5-4-6】 資産運用規程

【資料 5-4-7】 令和 5 年度教育の質に係る客観的指標調査票

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学の財務基盤及び収支バランスは確保されているが、少子化の進行や私学に対する補助金の減額など、今後は経営環境が一段と厳しさを増すと認識している。令和 2（2020）年度から始まった高等教育の修学支援制度により、学生の授業料負担が軽減されたものの、COVID-19 や令和 4（2022）年度以降の物価高騰による家計状況への影響は、大学への進学を希望する学生生徒数および入学後の在籍者数にも波及し、今後も厳しい状況が続くと予想される。特にリハビリテーション学部作業療法学専攻の入学者の入学定員充足率が十分ではなく、2-1-③に記したように重点的な対応を行っていく。また、人員構成や配分方法の見直し等により、人件費を中心とした経費の見直しを更に進めつつ、経営改善による補助金の増額、競争的研究資金の獲得などにより、財務基盤のさらなる強化に努める方針である。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学園の会計処理は、私立学校振興助成法第十四条第一項に定めるところに従い、文部科学省令で定める学校法人会計基準に従って行われている。学校法人では、学校法人四條畷学園寄附行為第 30 条に基づく、経理規程【資料 5-5-1】や経理規程施行細則【資料 5-5-2】に従って、適切な会計処理を行い、財産目録、貸借対照表、収支計算書、およびその他財務計算に関する書類を作成している。予算の執行は、文書取扱規程【資料 5-5-3】、および職務権限規程【資料 5-5-4】に基づき、支出額が 20 万円以上の物品購入について、先に述べたように稟議書【資料 5-4-5】を起案して理事長の承認を得ることになっている。また、予算と大きく異なる決算額の科目については、補正予算を組むことで対応している。計算書類【資料 5-5-5】、理事会議事録【資料 5-5-6】、評議員会議事録【資料 5-5-7】の記

載内容から、学校法人会計基準に基づいて、適切な会計処理を行っていることが認められる。

《エビデンス資料》

【資料 5-5-1】 経理規程

【資料 5-5-2】 経理規程施行細則

【資料 5-5-3】 文書取扱規程

【資料 5-5-4】 職務権限規程

【資料 5-5-5】 計算書類

【資料 5-5-6】 会計処理が規則に基づいていることを示す理事会議事録

【資料 5-5-7】 会計処理が規則に基づいていることを示す評議員会議事録

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園の会計監査は、私立学校振興助成法第十四条第三項に定めるところに従い、「計算書類」【資料 5-5-5】について、監査法人による会計監査を受けている【資料 5-5-8】。

また、寄附行為第 7 条に記載の通り、私立学校法第三十七条第三項に定めるところに従い、監事による業務監査若しくは財産状況の監査又は理事の業務執行状況の監査を受けている。会計年度終了後には、監査法人と監事、理事長以下法人事務局関係者により、監査報告会を開催している。監査報告書【資料 5-5-9】に基づいて意見を取り交わすことで、監査で指摘された問題等をよりの確に把握する場として、監査の有効性を高めている。また、法人本部事務局内に配置された内部監査担当により、監事の監査をサポートできる体制が整えられている。以上のように、監査結果概要報告書【資料 5-5-8】と監査報告書（【資料 5-5-9】、資料 F-11）により、学校法人の会計監査は適切な方法で実施されていることが認められる。

《エビデンス資料》

【資料 5-5-8】 独立監査法人の監査報告書監査結果概要報告書

【資料 5-5-9】 監査報告書

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

前述の体制から、会計処理とその監査体制は適切であると判断している。今後ともこれらの体制を維持しつつ同時に講習会、研修会への参加等により、関連する職員の能力向上を図っていく。

〔基準 5 の自己評価〕

経営の規律と誠実性は、各種規程や公表されている財務情報により、適切であることが確認できる。理事会の機能や学長のリーダーシップ、大学および学園内のコミュニケーションとガバナンスも、各種規程や議事録により、大きな問題はないことが確認できる。業務執行体制は、大学の規模相応のコンパクトな体制ながら、FD・SD への取組も含めて、有効に機能している。財務基盤では、総人件費率など、今後見直しを必要とする部分を残

しているが、教職員の期末手当の水準調整などで、適正化を進めている。これらの結果、財務諸表の諸比率は直ちに経営の持続に懸念が生じるレベルにはない。また、各種帳票・報告書等により、会計処理や監査は、適切であることが確認できる。

これらのことから、基準 5 について大きな問題はないと評価できる。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

内部質保証の全学的な仕組みや組織体制ならびに客観的検証の仕組みは「四條畷学園大学内部質保証の方針」にまとめられている【資料 6-1-1】。また、ホームページを通して外部にも公開している【資料 6-1-2】。

図 6-1-1 に組織体制の概略を示した。まず、点検・評価を行う組織としては、自己点検・自己評価委員会がある。この組織の根拠となる規程は学則第 2 条（自己評価等）であり、本学固有の使命・目的に即した自己点検・評価を行うことを学則上で明確に定めており、自主的・自律的な活動として継続的に実施されている。

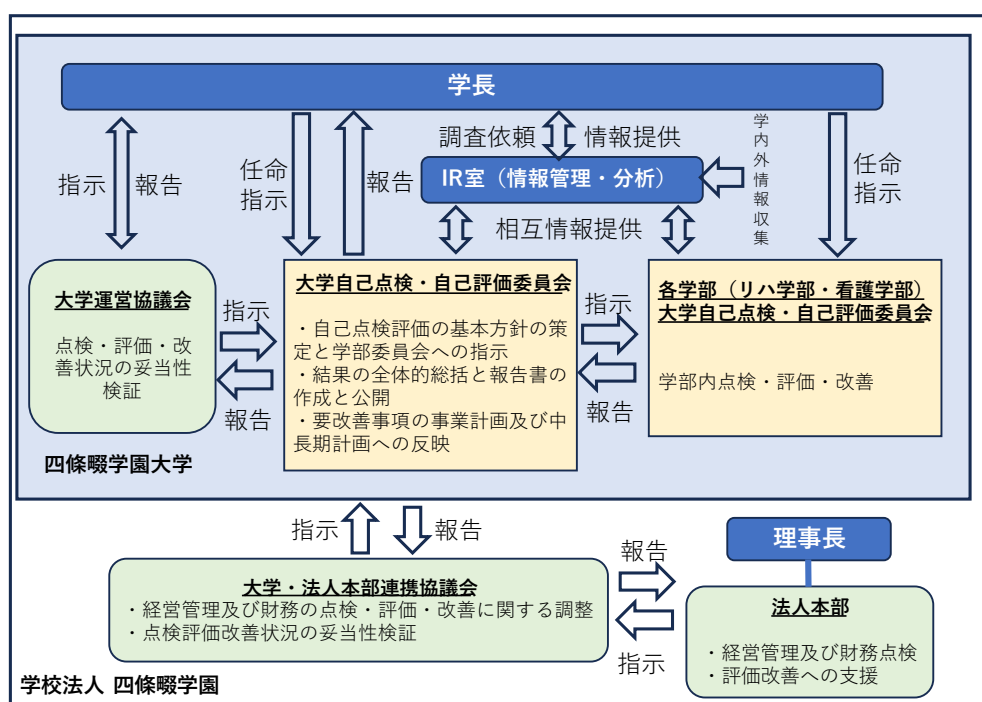


図 6-1-1 内部質保証体制

両学部とも日本高等教育評価機構が定める評価基準を準用し、各学部における教育、研究および運営に亘る全般を点検・評価の対象としている。各学部単位での学部自己点検・自己評価委員会の上部組織として、大学自己点検・自己評価委員会がある。大学自己点検・自己評価委員会は学長、副学長、両学部の学部長、学科長、リハビリテーション学部の専攻長で構成されており、事務室からは事務長、事務部長が参加している。当委員会の委員長は学長が務めている【資料 6-1-3】。

各学部の委員会は大学自己点検・自己評価委員会が策定した基本方針に基づき、当該年度の各学部の具体的な事業活動結果に関する自己点検・評価を行う。大学自己点検・自己評価委員会は、両学部での点検・評価結果、及び大学・法人本部連携会議等（1-2-⑤ 参照）を通じて調整した経営管理や財務状況等、法人本部が主体となる部分を含めて大学全体としての整合性をはかり、最終的に内容を確定して外部に公表する報告書を纏めている。すなわち、自己点検報告書としてホームページで公表している【資料 6-1-4】。大学自己点検・自己評価委員会では、学長が最終的に確認及び承認をしており、学長をトップとした責任体制は確立している。また、大学自己点検・自己評価委員会での点検・評価の妥当性は大学の運営協議会【資料 1-2-15】並びに大学・法人本部連携会議において最終的に検証し、質を保証している【資料 6-1-5】。改善を必要とする事項については、事業計画、長中期計画に盛り込んでいる【資料 6-1-6】。

また、IR 室は、「四條畷学園大学 IR 運用要領」に基づき、大学内外からの情報の収集・分析に基づく自己点検・自己評価委員への情報提供を実施している【資料 6-1-7】。

以上のように、内部質保証体制は十分に整備され、かつ機能している。

《エビデンス資料》

【資料 6-1-1】 四條畷学園大学内部質保証の方針（【資料 5-1-22】に同じ）

【資料 6-1-2】 大学ホームページ／内部質保証の方針 <https://un.shijonawate-gakuen.ac.jp/guide/disclosure.html>

【資料 6-1-3】 四條畷学園大学自己点検・自己評価委員会規程

【資料 6-1-4】 大学ホームページ／自己点検報告書 <https://un.shijonawate-gakuen.ac.jp/guide/disclosure.html>

【資料 6-1-5】 令和 5 年度自己点検・自己評価チェックリスト「内部質保証の検証」

【資料 6-1-6】 事業計画、長中期計画

【資料 6-1-7】 四條畷学園大学 IR 運用要領

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証に関する規程・組織・責任体制は現状整っており、当面この体制で実施する。なお、将来不都合な点が生じれば改善し、効率的・効果的な運営を目指す。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、6-1-①で既述したように、自己点検・評価を年度事業計画の遂行とサイクルを合わせて毎年実施している。このため、自己点検・評価で問題や課題が見つければ、事業計画へ迅速に反映させることが可能であり、内部質保証体制として有効な仕組みがあるといえる。この点を踏まえ、前項 6-1 で概略を述べたが、具体的には以下のような内容で自己点検・評価を実施しており、また、その結果の共有は以下のとおりである。

まず、学部自己点検・自己評価委員会は、大学自己点検・自己評価委員会が策定した基本方針【資料 6-2-1】に従い、各学部が独自に計画した年間の実施計画により、具体的なエビデンスに基づいて自主的・自律的に自己点検・評価活動の実務を実施している。どのようなエビデンスがアセスメントに利用されているかは、アセスメント・ポリシーにまとめられている（表 3-3-1）。なお、毎年 5 月 1 日基準で評価基準に照らし合わせて、委員主導で自学部に関する自己点検・評価に関する結果をまとめ、改善すべき点があれば、必要に応じて翌年度の事業計画に反映させている【資料 6-2-2】。また、両学部の教授会、リハビリテーション学部の学部会議、看護学部の学科会議において、各学部内の課題や各種委員会における実施状況や問題点等が議論されているが、これら会議の中で、自己点検・自己評価委員会の活動に関する事項についても同様に議題の一つとして取り扱っているため、教職員間での情報共有・意思疎通は十分に図れている【資料 6-2-3】【資料 6-2-4】【資料 6-2-5】【資料 6-2-6】。以上述べたとおり、具体的な運営方法には多少の違いがあるが、両学部とも学部自己点検・自己評価委員自身が学部会議又は学科会議での報告・議論に常に関わっているため、両学部での自己点検・評価活動は実効性を持って効率よく実施されている。

大学全体としての自己点検・評価結果は、各学部で点検・評価された結果をベースとし、経営管理・財務等法人本部が関与する部分も含み、学部間での整合性の確認や法人本部との調整を踏まえた上で最終的に大学自己点検・自己評価委員会の判断によって、「自己点検報告書」として自主的・自律的に纏められており、問題点や課題は大学事業全般について網羅的に認識されている。なお、「自己点検報告書」の内容は学長を始めとする大学幹部教職員に最終的に確認されており、学長をトップとする責任体制は明確である【資料 6-2-7】。さらにこの報告書は、大学のホームページにより情報公開されており、ステークホルダーに対する結果の共有は広く行われている【資料 6-1-4】。とりわけ、大学内における結果の共有は前述の学部会議・学科会議等を通じても行われているが、加えて、大学・法人本部連携会議等の場を通じて、理事長を始めとする法人本部幹部とも評価結果に関連する情報を共有している。

《エビデンス資料》

【資料 6-2-1】 大学自己点検・自己評価委員会が策定した基本方針

【資料 6-2-2】 年次計画

【資料 6-2-3】 リハビリテーション学部教授会議事録（各委員会報告）

【資料 6-2-4】看護学部教授会議事録（各委員会報告）

【資料 6-2-5】リハビリテーション学部 学部会議議事録（各委員会報告）

【資料 6-2-6】看護学部学科会議議事録（各委員会報告）

【資料 6-2-7】自己点検報告書を認めた時の教授会議事録

6-2-② IR（Institutional Research）などを活用した十分な調査・データの収集と分析

先に述べたとおり、本学の自己点検・評価は、毎年度の事業計画の遂行確認とサイクルを合わせて実施しているため、点検・評価に使用するエビデンス（データ）は、毎年度の事業報告書に記載される数字や活動実績等、さらには記載の根拠となったより詳細な数字や活動実績等のデータが基本となっている【資料 6-2-8】。これらデータの調査・収集は、各学部の各種委員会を主体として、教員並びに当該学部を専任で担当する事務職員を中心に各学部独自で実施している（一部は法人本部主体で実施）。また、入試、広報、奨学金、就職等に関する業務を行っている学生支援センターも関連データを調査・収集している。IR 室は、これらのオリジナルなデータに加えて、両学部の主要なデータを収集して統合し、それらのデータを様々な切り口で分析した情報を提供し、自己点検・評価の一助としている。提供方法としては、IR 定期レポート【資料 6-2-9】と個別課題【資料 6-2-10】に特化して分析し、随時発行している IR 個別レポートが主であるが、これらの報告を自己点検・自己評価委員を始めとして、大学と法人本部の幹部に学内イントラネットで還元するとともに、学内の共有ホルダーに格納して、いつでも遡って参照できるようにしている。なお、内容によっては、大学運営協議会や大学・法人本部連携会議等で説明をしている。

また、IR 室の役割としては、本学のデータを収集・統合・分析するだけでなく、外部の様々な情報の収集という役割もある。その観点では、他学の現状や認証評価結果の事例などの情報も収集し、レポートに組み込んでいる。以上のように、自己点検・自己評価活動を実施するに際して、IR を十分に活用している。

《エビデンス資料》

【資料 6-2-8】事業報告書

【資料 6-2-9】令和 6（2024）年度 IR 定期レポート

【資料 6-2-10】IR 個別レポート（例）

（3）6-2 の改善・向上方策（将来計画）

IR の主要活動である現状把握のための調査、データの収集と分析に関しては、さらなる充実を目指して、データ収集対象範囲の拡大や新しい視点での分析の切り口、データの見易さ等に配慮し、分析レポートの改善を実施しつつ継続的な発行を行う。また、情報公表の重要性を踏まえ、IR 情報公開項目の拡大について検討を行う。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

（1）6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学の使命・目的および教育目的は、三つのポリシーに反映されていること（1-2-④）、また、三つのポリシーを守るために内部質保証の方針を策定していること、さらに内部質保証のうち教学に関わる内容は三つのポリシーを起点としたアセスメント・ポリシーを策定し、学修成果を可視化して評価する仕組みがあること（3-3-①、表 3-3-1）もすでに述べた。すなわち、学修成果の評価視点を機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの3段階にカテゴライズして評価していることから、問題点の把握が容易で、必要に応じて教育改善を適切に行っている。

一方、既に 6-1-①で述べた通り、内部質保証の方針には、質の検証・改善のシステムの概要が記載されている。まず、質の保証は中長期および短期計画と一体でなければならないが（内部質保証の方針(1)）、本学の長期計画は、平成 28（2016）年度の本学園 90 周年を機に策定された学園全体の長期ビジョン（SG 90-100 Plan）【資料 5-4-1】に含まれている。これに基づき、同年第一次中期計画が立てられ、さらに年度ごとに年度事業計画【資料 6-3-1】が作成されている。令和 4（2022）年度からは、第三次中期計画（5 年間）【資料 5-4-3】がスタートしている。これらの計画に反映させるよう、自己点検・自己評価委員会を中心に認証評価の結果や毎年度の自己点検・評価の結果を改善に活かすよう図っている。ただ、本学が受審した直近の認証評価は平成 29（2017）年度であるが、「改善を要する点」や「参考意見」として評価機構から指摘を受けた項目は無かった【資料 6-3-2】【資料 6-3-3】。

一方、本学は自ら毎年の自己点検・自己評価の結果を踏まえ、現在の第三次中期計画とそれに基づく単年度事業計画を策定し、不断の改善に取り組んでいる。具体的な PDCA のプロセスを図 6-3-1 に示した。

Plan：まず、中期計画に基づいた前年度の事業計画の進捗状況や内外環境の変化、並びに直前の自己点検・自己評価結果を踏まえて単年度事業計画を策定する。その内容は、三つのポリシーに基づいて学部単位で纏められた主に教学部分の事業計画案をベースに、広報活動やガバナンス改革、危機管理対策等である。これらは、学部間の整合性確認や法人本部との調整を実施した上で策定している。計画は「事業計画書」として外部公開されることを前提にしており、大学運営協議会にて内容を承認している。

Do：事業計画の実施は、直接の実施主体は各学部の委員会や法人本部の所管部署であるが、大学全体としても年間を通じて学部委員会の上部にある大学委員会が各学部における進捗状況や課題・改善活動等を把握・認識し、テーマ別の統括管理を行っている。また、大学運営協議会では年間を通して大学全体としての重要事項に関する審議が行われる。

Check：毎年度末に各学部で実施した事業計画の進捗状況報告の内容を検証、評価し、要改善事項を翌年度事業計画へ反映させている。また、これと並行して年度終了後に大学

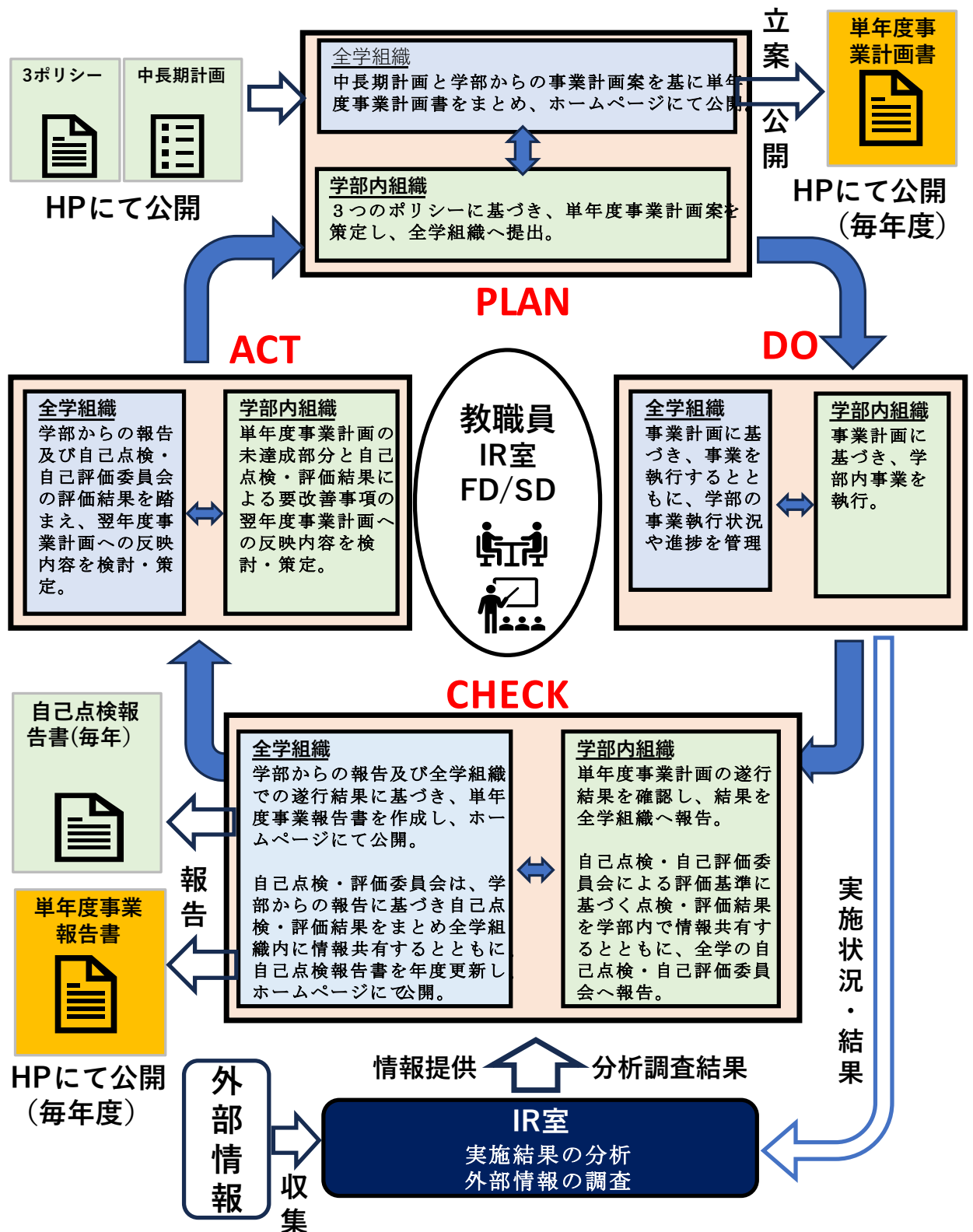


図 6-3-1 内部質保証のための PDCA サイクル

自己点検・自己評価委員会から自己点検報告書として、大学運営協議会と大学・法人本部連携会議にも報告され最終的な検証を受けている。これらの結果はいずれも公開している。

Act：この検証の結果、問題点や課題があると認識された事項に関しては、大学自己点検・自己評価委員会からテーマ別の各種委員会に改善指示が行われ、各種委員会はこれを受けて、要改善事項を迅速に事業計画へ反映させている。なお、学部単位でも同様のプロセスを実施しており、大学全体の委員会と学部別委員会との調整は発生しうるが、基本的には **Act** の中味は整合性を持っている。

また、内部質保証の方針の (3) には「学校法人本部が関与する経営管理・財務等の評価・検証は、大学・法人本部連携会議において調整し、改善を図る。」との記載があるが、この点については、大学・法人本部連携会議において、事業計画の進捗状況や問題点・課題についての情報共有をしている。

このように、事業実施結果の確認、自己点検・自己評価、翌年度の事業計画策定とも、各学部単位で実施された結果を踏まえて毎年大学全体として取り纏め、実施していくというプロセスであり、大学全体と各学部単位の PDCA サイクルは整合性を持って回転している。以上のことから、内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みは本学全体として確立しており、有効に機能している。その結果、私立大学等経常費補助金の調査における教育の質に係る客観的指標は全体として改善している。すなわち、令和 3 (2021) 年は 33 点、令和 4 (2022) 年は 36 点、令和 5 (2023) 年は 44 点となっている【資料 6-3-4】。

なお、学園全体の長期ビジョン (SG 90-100 Plan)、中期計画に加え、各年度の事業計画書、事業報告書、自己点検報告書の三つの年次資料もホームページに公開しており、中期計画達成に向け、透明性をもって年度単位の PDCA サイクルを回している。

加えるに、同方針 (4) の「IR 部門は改善に寄与する情報を大学内外から収集・分析し、大学および学部の自己点検・自己評価委員会に提供する。」という記載どおり、IR 室から還元するレポートの多くは、学部 (学科) 単位、専攻単位 (リハビリテーション学部) での集計・分析と大学全体ベースでの集計・分析の双方を実施しており、前述の二つの PDCA サイクルを機能させるために役立っている。

なお、本学は看護学部を平成 27 (2015) 年に設置した。これに伴い、「大学等設置に関わる寄附行為 (変更) 認可後の財政状況及び施設等整備計画の履行状況報告書」を平成 28 (2016) 年度から令和元 (2019) 年度まで提出している (**Do** および **Check**) (エビデンス集 資料 F-14)。これらの報告に対する直近の調査結果として、一事項の指摘が令和元 (2019) 年にあった。指摘事項は中長期的財政計画の改善に関する意見であり、第二次中期計画及び第二次中期計数計画 (**Act** および **Plan**) により中高等学校のコース見直しや人件費支給水準の見直しで対応している (**Do**)。但し、上記「履行状況報告書」の対象となった看護学部の学生数は収容定員を若干上回る人数で安定的に推移している等、「設置計画の履行状況」は現在に至るまで良好である。

(3) 6-3 の改善・向上方策 (将来計画)

基本的な PDCA サイクルの仕組みは出来ている。PDCA サイクルは前年度の結果を基に改善を図っていくシステムであり、基本的なルーチンワークの改善、あるいは現状の質の維持や向上には有効である。一方、少子化、学生気質の変化、他学における医療系学部

の新設等、本学を取り巻く環境は近年大きく変化しており、「改善」では対応できない事柄も今後多くなると考えられる。PDCA サイクルの周期短縮など機能をさらに高めると同時に、客観的なエビデンスに基づく IR 室からの注意喚起などにより課題の早期発見に努め、新しい変化に迅速に対応するシステムを構築していく。

《エビデンス資料》

【資料 6-3-1】令和 6 年度年度事業計画書 【資料 F-6】に同じ

【資料 6-3-2】平成 29（2017）年度認証評価 自己点検評価書

【資料 6-3-3】平成 29（2017）年度認証評価 評価報告書

【資料 6-3-4】教育の質に係る客観的指標の推移

【基準 6 の自己評価】

少子高齢化を始めとする社会・教育環境の大きな変化の中で、将来にわたって大学の使命・目的を果たしていくためには、内部質保証の有効性を着実に高めていく必要があることは強く認識している。

本学においては、内部質保証のための組織・体制や基本的な PDCA サイクルを回す仕組みはできており、これらの仕組みは現在、有効に機能を保持している。小規模大学であるが故に、全員参加や機動的対応が可能であり、昨今の事例では COVID-19 対応や学修成果可視化の改善対応などが比較的スムーズに実施できた。今後もあらゆる課題に対して迅速・的確に対応して本学の質の向上に取り組み、外部からもこれまで以上に高い評価を得られるよう教職員一同努力していく。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域・社会貢献

A-1 地域・社会貢献

《A-1 の視点》

A-1-① 市民講座や公開講座の開催

A-1-② 国際大会へのスタッフ派遣

A-1-③ 実習施設への講師派遣

A-1-④ 各種委員等による社会貢献

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は平成 17（2005）年 4 月に開学したが、期を同じくして平成 17（2005）年 1 月の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」において、教育・研究に次ぐ大学の第三の使命として「社会貢献」が挙げられた。このことから、本学は開学当初から、優れた医療人の育成を通して、いわば間接的に社会の保健医療福祉に貢献してきたが、それだけではなく、大学レベルあるいは教員レベルで直接的な社会貢献を積極的に行ってきた。すなわち、地方自治体、私企業、商工会など地域の多様な組織とのつながりを構築し、公開講座開催や講師派遣などを通じて地域社会に直接的な貢献をしてきた。活動は多岐にわたるが、近年の活動の一端を記す。

A-1-① 市民講座や公開講座の開催

大学が立地している大東市および四條畷市を中心に、保健医療福祉に関わる地域組織との連携を深め、両学部合同あるいは学部単独で多様な講座を開いている。

(1) 両学部共同

市民公開講座「いきいき生きる」を実施している（資料 A-1-1）。COVID-19 のために中断もあったが、令和 4（2022）年度から再び開催している。事前の広報活動として、市民広報誌（四條畷市）、ポスター作成と掲示、大東市役所、四條畷市役所、四條畷商店会、学園内掲示版、地域の高齢者リハビリ施設に併設するスポーツ施設などに案内書を配布して広く周知することにより、毎回多数の参加者がある。講座後の参加者のアンケートの結果では、高評価を得ている。今後も大東市、四條畷市民との連携を継続していく。また、近畿圏の高校を対象に 12 校、看護学部 9 校で模擬授業を実施している。

(2) リハビリテーション学部

大東市立歴史とスポーツふれあいセンターと共催で、令和 4（2022）年度に「一理学療法士から学ぶ 姿勢チェックと腰痛予防体操」、令和 5（2023）年度に「認知症予防体操（コグニサイズ）」を開催した。また、四條畷市高齢福祉課の健康寿命延伸啓発イベントとして、「身体を整え、免疫アップ」の市民健康チェックを実施した。令和 4（2022）年

から四條畷市地域福祉基金助成金事業【介助犬ひろば 2022】に参加している。また、学部開設以来、四條畷市との連携の一環として「なわてふれあい商工祭り」にも参加・協力しており、主としてリハビリテーションに関する啓発活動と作業療法学専攻の学生による革細工の体験を通じて作業療法に対する理解を深めるための取り組みがなされてきた。

(3) 看護学部

看護学部は令和 4（2022）年に四條畷市と地域連携協定を締結し、四條畷市商店街で毎週「畷健康ラボ」を開催している。地域の高齢者を対象に、教員や市職員が中心となって健康に関する講義や血圧・酸素飽和度・握力などの測定を行っている。看護学部の学生もボランティアとして参加するときもあり、地域の高齢者との交流の場となっている。地域に暮らす高齢者の健康に関する思いや悩みなどを聴く機会となっており、学生の高齢者理解に繋がっている。また、公民連携街づくり事業として令和 3（2021）年にオープンした大東市の morineki エリアでのイベントでは、地域連携委員会が催しを企画して学生と共にボランティアとして参加し、地域住民との交流を図っている。また、公開講座参加者に対して学生が健康チェックを実施したり、子どもと折り紙などを行いながら子育て相談に対応したりしている。四條畷市とは高齢者を対象に、大東市とは子育て世代を対象に活動しており、地域貢献に寄与していると評価されている。また、令和 6（2024）年 5 月より大東市委託事業として「だいとうパパ・ママ学級」を開催する予定である。今後もこれまでの活動を継続しながら、対象地域を拡大し地域貢献を図っていく。

以上のように、両学部ともに多様な地域貢献を継続的にを行っている

【資料 A-1-1】第 19 回市民公開講座 パンフレット

A-1-② 国際大会へのスタッフ派遣

リハビリテーション学部の教員が聴覚障害者に対するデフリンピック競技大会に日本選手団（メディカルトレーナー）として同行し、選手の体調管理に貢献している（令和元（2019）年：イタリア・ヴァルテッリーナ：第 19 回冬季デフリンピック競技大会）。

COVID-19 流行以降の冬季デフリンピック競技大会には未参加であるが、国際大会として令和 4（2022）年のヨーロッパデフスキーカップ（オーストリア・St Lambrecht）に日本ろう者スキー協会選手のメディカルトレーナーとして同行するなど、国際大会での活動が復活している。

国内においても日本ろう者スキー協会による強化合宿が令和 2（2020）年 11 月、12 月、令和 3（2021）年 3 月、令和 4 年（2022 年）12 月、令和 5 年（2023 年）1 月に実施され、リハビリテーション学部の教員がこれまでの国際大会と同様の役割を担い、貢献している。

A-1-③ 実習施設への講師派遣

リハビリテーション学部では平成 24（2012）年から現在まで、学部内に「臨床実習施設サポートセンター」【資料 2-5-9】を設け、臨床実習施設からの依頼に対し本学の教員が応じている。その主な内容は、1) 院内で行う勉強会への講師派遣、2) 院内職員が行う研究・学会発表等への相談・指導である。

また、臨床実習施設の新人職員教育およびその指導者のスキルアップに資するべく、年度初めに「臨床理学療法セミナー」を開催し、臨床実習施設職員の多くの参加があり好評を得ている。COVID-19 の拡大により中止を余儀なくされた年もあるが、令和 3（2021）年度以降は Zoom を用いた遠隔講義形式にて継続している。（毎年 5 月～6 月に 3 回の講義を実施）。

これらのことは臨床実習施設と大学間で「顔の見える関係」を築き、学生指導についてもより一層の連携を深めることに寄与している。

看護学部では、大阪府看護協会および主な実習施設より依頼を受け、リカレント教育を題材に講師を派遣することで実習施設との連携を強めている。また、大阪府看護協会との連携もできている。

A-1-④ 各種委員等による社会貢献

リハビリテーション学部では理学療法士・作業療法士の専門職教員に対する社会的要請に基づいた各種の取り組みがなされている。とりわけ介護保険法に基づいた介護認定審査会への委員派遣、障がい者・障がい児施設などにおける講演や指導、介助犬や動物リハビリテーションに関する派遣などは他大学にはあまり例のない本学の特徴的活動といえる。その主なものを列挙すると、天理市、交野市介護認定審査会委員、兵庫県身体障害者補助犬貸付委員、公益社団法人日本理学療法士協会代議員、公益社団法人大阪府理学療法士会災害時支援特別委員会委員、公益社団法人大阪府理学療法士会代議員、大東コスモス福祉協議会評議委員、日本身体障害者補助犬学会理事、日本理学療法士協会動物の理学療法運営幹事などである

看護学部においても専門職教員に対する社会的要請に基づいた取り組みが行われている。日本看護学会査読委員、日本医学看護学教育学会評議員・査読委員、日本保健医療行動科学学会代議員、日本精神科看護協会査読委員、日本看護科学学会和文誌専任査読委員、日本糖尿病教育・看護学会誌専任査読者、日本助産学会論文査読委員、日本救急看護学会専任査読委員、認定 NPO 法人 健康と病いの語り ディベックスジャパン理事・運営委員、日本看護研究学会査読委員等である。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

超高齢社会にある我が国において、リハビリテーション学部、看護学部ともに病院・施設等からの講師派遣の要請、あるいは公開講座の開催要望など、社会からの期待がますます高まっている。地域貢献を積極的に行うことは、本学の重要な使命の一つと捉え、本学の物的・人的資源を社会で広く活用する努力は今後とも継続していく。

[基準 A の自己評価]

大学の基本的使命は教育・研究であるが、近年、社会に対する直接的な貢献が期待されている。これに対し、本学は公開講座開催、講師派遣、公的委員受託などの活動を通じて社会と連携し、地域社会のニーズに応えている。いずれの活動も地域社会において高い評価を受けており、継続が期待されている。今後も多様な連携を推進していく予定である。

V. 特記事項

本学は社会の保健医療福祉に貢献することを学是としており、国内に限らず国際的な視野の基に特色ある活動を行っている。両学部とも特にベトナムとの交流に重点をおき、様々なプロジェクトをすすめていることは特記に値する。以下、両学部におけるベトナムとの最近の交流状況を記す。

(1) リハビリテーション学部

・海外地域リハビリテーション実習

本学部では、海外地域リハビリテーション実習を単位認定している。令和 5（2023）年度は、学生 15 名と引率教員 2 名がベトナムのツーザー病院平和村・フンブン総合病院・孤児院・障害児施設を訪問した。

・JICA プロジェクトでのアドバイザー派遣

国際協力機構（JICA）中小企業支援型事業に採択されたウエルコンサル株式会社「ベトナム国南部におけるリハビリテーション人材育成プログラム導入に関する案件化調査」のプロジェクトアドバイザーとして本学講師を派遣している。令和 5 年（2023）6 月 1 日～令和 6（2024）年 3 月 31 日の期間に開発課題分析、現地機関（病院・施設・大学機関）との協議検証などを行った。また、ベトナムの大学教員を受け入れ、本学の教育・研究の視察等に協力した。

・国際交流にかかる講義・講演への講師派遣

青年海外協力協会（JOCA）からの依頼により、青年海外協力隊帰国隊員である本学講師を JICA 国際協力出前講座の講義に派遣している。令和 5（2023）年は中高等学校を含む 13 か所でベトナムにおける協力を中心に講義した。

(2) 看護学部

・さくらサイエンスプログラムにおける交流

本学部准教授が提案したベトナムとの交流プログラムが科学技術振興機構（JST）さくらサイエンスプログラムに採択されており、ベトナムの大学生、教員の招聘を含む以下の内容について継続的に活動している。

令和元（2019）年度：グローバル時代に考える災害看護：日越看護学生の交流を通して。

令和 5（2023）年度：ベトナム人学生と共に考える：これからの認知症看護。

・科学研究費に基づく交流

ベトナムホーチミン市にある PHAM NGOC TACH 医科大学の研究者 5 名を招聘し、共同調査をおこなった。すなわち、日本で働くベトナム人看護師、介護福祉士およびその候補生が認知症や認知症者をどのように認識しているのかを調査した。その結果、上記医療人が日本において多くの専門的知識を修得していることが明らかになった。科学研究費のテーマは以下の通りである。

令和元（2019）年—令和 5 年（2023）：日本で働くベトナム人看護師、介護福祉士、その候補生に対する有効な認知症教育の検討。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に目的を明記している。	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条に学部組織を明記している。	1-2
第 87 条	○	学則第 4 条に修業年限を明記している。	3-1
第 88 条	—	学則第 25 条に修業年限の短縮はできないと明記している。	3-1
第 89 条	—	学則第 25 条に修業年限の短縮はできないと明記している。成績優秀者の修業年限の短縮は定めていない。	3-1
第 90 条	○	学則第 9 条に本学に入学できる者について明記している。	2-1
第 92 条	○	学則第 37 条に教職員を置くことについて明記している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 42 条に教授会について明記している。	4-1
第 104 条	○	学則第 29 条に卒業認定について、学則第 30 条において学位授与について明記している。	3-1
第 105 条	—	定めていない。	3-1
第 108 条	—	法人には短期大学が設置されているが、大学とは別組織である。ただし学長は大学と兼務している。また、一部の事務組織は共通である。	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条に自己点検・自己評価について明記している。また点検・評価の結果はホームページで公表している。さらに、定められた期間内に認証評価を受審し、評価結果を公表している。	6-2
第 113 条	○	学校法人四條畷学園情報公開規程に基づき、年次自己点検報告書、ホームページにおいて公表している。	3-2
第 114 条	○	四條畷学園事務組織・事務分掌規程および大学事務室運営規程に明記している。技術職員は置いていない。	4-1 4-3
第 122 条	—	編入学制度は定めていない。	2-1
第 132 条	—	編入学制度は定めていない。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則に明記している。ただし、寄宿舍はないので第 9 項寄宿舍に関する事項は定めていない。	3-1 3-2
第 24 条	—	私立大学のため指導要録は作成していないが、学修、健康状態の記録を保管している。	3-2
第 26 条	○	学則第 51 条ならびに学生懲戒規程に明記している。	4-1

四條畷学園大学

第 5 項			
第 28 条	○	法人本部および担当部署において備えており、また、保存期間については「文書取扱規程」で定めている。	3-2
第 143 条	—	代議員会等は設置していない。	4-1
第 146 条	—	修業年限の通算制度は設けていない。	3-1
第 147 条	—	修業年限 4 年未満の卒業制度は設けていない。	3-1
第 148 条	—	特別の専門事項を教授研究する学部及び夜間において授業を行う学部は設置していない。	3-1
第 149 条	—	修業年限 4 年未満の卒業制度は設けていない。	3-1
第 150 条	○	学則第 9 条に本学に入学できる者を明記している。	2-1
第 151 条	—	飛び入学制度はない。	2-1
第 152 条	—	飛び入学制度はない。	2-1
第 153 条	—	飛び入学制度はない。	2-1
第 154 条	—	飛び入学制度はない。	2-1
第 161 条	—	編入学制度は設けていない。	2-1
第 162 条	—	他学から本学への転学制度は設けていない。	2-1
第 163 条	○	学年の始期および終期は学則第 5 条に明記している。また、学則第 29 条では、本学に 4 年以上在学し、本学則に定める授業科目を履修し所定の単位数を修得した者については、学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定する、としている。	3-2
第 163 条の 2	○	学則第 47 条に科目等履修生の制度を明記している。単位取得証明書を交付している。	3-1
第 164 条	—	特別課程の制度は設けていない。	3-1
第 165 条の 2	○	学部別にディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定めており、大学ホームページおよびキャンパスガイド（大学案内）で公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 2 条に自己点検・評価について明記している。また、自己点検・評価は自己点検・自己評価委員会が統括し、その結果はホームページで公開している。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動等の状況についての情報はホームページで公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 29 条において学長による卒業認定、学則第 30 条において学長による学位授与を明記している。	3-1
第 178 条	—	編入学制度は設けていない。	2-1

四條畷学園大学

第 186 条	—	編入学制度は設けていない。	2-1
---------	---	---------------	-----

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を満たしている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 1 条の 2 に各学部 of 教育研究上の目的を明記している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	学則第 11 条に入学者の選考について明記している。	2-1
第 3 条	○	学則第 3 条に学部、学部、学科、専攻課程および学生定員について明記している。これらの規模内容、教員組織、教員数等は、設置基準を満たしており、教育教研究上適当である。	1-2
第 4 条	○	学則第 3 条に学科を明記している。	1-2
第 5 条	○	学則第 3 条に明記したように、リハビリテーション学部リハビリテーション学科には、学生の履修上の区分に応じて理学療法学専攻および作業療法学専攻を置いている	1-2
第 6 条	—	学校教育法第 85 条但し書き、および大学設置基準第 6 条に該当する学部以外の組織は置いていない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	大学設置基準にしたがって教育研究実施組織を編制している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	主要科目は原則として専任教員が、それ以外の科目についても専任教員が担当している。また、看護学部では、演習、実習については、助手に補助させている。	3-2 4-2
第 9 条	○	実践教育センターの教員 1 名が、研究および在学生以外に対する医療・福祉に関する実践教育を行っており、学部生に対する授業は担当していない。	3-2 4-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	大学設置基準にしたがって専任教員数は充足されている。	3-2 4-2
第 11 条	○	SD・FD 委員会が計画立案して大学として、あるいは各学部において教員、事務職員を対象に定期的に SD・FD 活動を行っている。また、法人本部は、事務職員を対象として SD 活動を行っている	3-2 3-3 4-2

四條畷学園大学

			4-3
第 12 条	○	学長及び学部長・学科長・校園長の専任に関する規程に従い、学内外を問わず、広い視野で優れた人材を任用している。	4-1
第 13 条	○	学園共通の教職員採用規程、および大学教員任用のための教員任用規程に従い選考委員会を設置し、原則公募により教授にふさわしい人材を任用している。	3-2 4-2
第 14 条	○	学園共通の教職員採用規程、および大学教員任用のための教員任用規程に従い選考委員会を設置し、原則公募により准教授にふさわしい人材を任用している。	3-2 4-2
第 15 条	○	学園共通の教職員採用規程、および大学教員任用のための教員任用規程に従い選考委員会を設置し、原則公募により講師にふさわしい人材を任用している。	3-2 4-2
第 16 条	○	学園共通の教職員採用規程、および大学教員任用のための教員任用規程に従い選考委員会を設置し、原則公募により助教にふさわしい人材を任用している。	3-2 4-2
第 17 条	○	学園共通の教職員採用規程、および大学教員任用のための教員任用規程に従い選考委員会を設置し、原則公募により助手にふさわしい人材を任用している。	3-2 4-2
第 18 条	○	収容人員は、学則第 3 条に従い、学部、学科および専攻を単位として設定されている。また、収容人員の設定にあたっては、教員組織、学舎等の条件を検討し、適切な規模としている。	2-1
第 19 条	○	教育課程の編成は、学則第 1 条ならびに第 1 条の 2 に掲げる高い倫理観、科学する力、技術力を備えた人間性豊かな人材育成のために、明確なカリキュラム・ポリシーを設定し、体系的な教育課程を提供している。	3-2
第 19 条の 2	—	他大学等との連携開設科目は設定していない。	3-2
第 20 条	○	授業科目の種類、年次配分は、学則第 20 条ならびに学則の別表 1、2、3（教育課程表）に明記している。	3-2
第 21 条	○	授業科目の単位数については、学則第 21 条に明記している。各科目の単位数は学則の別表 1、2、3（教育課程表）に明記してある。	3-1
第 22 条	○	年間授業期間は 35 週にわたることを学則第 5 条の 2 に明記している。	3-2
第 23 条	○	学則第 5 条において学年を、また学期を第 6 条で定めている。これを基に各学期内に最大 15 週の授業期間を定めている。	3-2
第 24 条	○	最大の教育効果が上がるように、科目によっては同一内容を 2 コマで行うなど、適切な学生数で授業を行なっている。	2-5
第 25 条	○	授業は講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行っており、学則別表 1、2、3（教育課程表）に全ての科目の種類が明記されている。また、多様なメディアを高	2-2 3-2

四條畷学園大学

		度に利用して教室外で履修させることができることも学則第 22 条に明記している。	
第 25 条の 2	○	全ての科目について、その授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画、評価基準をシラバスに明記している。また、卒業の認定基準は、学則第 29 に明記している。	3-1
第 26 条	—	昼夜開講制度はなく、該当しない。	3-2
第 27 条	○	学則第 23 条に単位認定の基準、24 条に成績評価について明記している。	3-1
第 27 条の 2	○	CAP 制度を導入し、登録できる単位数の上限を定めている。リハビリテーション学部では各年度 45 単位までの履修登録を基準として、GPA に応じて制限を超えることを認めている。看護学部では 1 セメスターあたり 22 単位を基準とし、GPA に応じて増減設定している。	3-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目はないので、該当しない。	3-1
第 28 条	○	学則第 26 条に、他の大学等において履修した授業科目について修得した単位を 30 単位を超えない範囲で、本学において修得したものと認定できると明記している。	3-1
第 29 条	—	該当しない。	3-1
第 30 条	○	学則第 25 条に、他の大学等を卒業、退学し、本学第一年次に入学した場合、他の大学等において履修した授業科目について修得した単位を 30 単位を超えない範囲で、本学において修得したものと認定できると明記している。	3-1
第 30 条の 2	—	長期履修制度を設けていないので、該当しない。	3-2
第 31 条	○	学則第 47 条で科目等履修生制度を明記し、履修科目について学則第 23 条、第 24 条の規程に準じて単位を授与できるとしている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 28 条、第 29 条に 4 年以上の在学と 128 単位以上の単位を修得したものに對し、学長が卒業を認定すると明記している。	3-1
第 33 条		該当しない	3-1
第 34 条	○	大学設置基準を上回る校地・校舎を有し、また、学生教員の交流に適した環境・空間を整備している。	2-5
第 35 条	○	体育館、テニスコート、食堂等、遠方学生に対する貸貸援助制度等を設けている。	2-5
第 36 条	○	本学は 2 学部からなる小規模大学であるが、規模に応じた教育研究施設を整備している。教室、図書館、事務室はもちろん、特に研究室は教員 1 名に 1 室を設置している。	2-5
第 37 条	○	校地面積は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積は設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書館は教育研究に必要な十分な図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報備えている。また、これらの管理運営は専属	2-5

四條畷学園大学

		の事務員、その他の事務員、教員が適切に対応している。	
第 39 条	—	該当しない。	2-5
第 39 条の 2	—	該当しない。	2-5
第 40 条	○	教育研究に必要な設備、機械、器具は十分備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	学部ごとに校地は異なるが、それぞれ校地に教育研究に必要な施設、設備がある。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究に必要な環境は整備されており、その維持運営に必要な経費は確保されている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学名称は所在地に因んでいるが、学部名、学科名、専攻名は教育研究の目的を的確に示している。	1-1
第 41 条	—	学部等連係課程は設置していないので、該当しない。	3-2
第 42 条	—	専門職学科は設けていないので該当しない。	1-2
第 42 条の 2	—	専門職学科は設けていないので該当しない。	2-1
第 42 条の 3	—	専門職学科は設けていないので該当しない。	4-2
第 42 条の 4	—	専門職学科は設けていないので該当しない。	3-2
第 42 条の 5	—	専門職学科は設けていないので該当しない。	4-1
第 42 条の 6	—	専門職学科は設けていないので該当しない。	3-2
第 42 条の 7	—	専門職学科は設けていないので該当しない。	2-5
第 42 条の 8	—	専門職学科は設けていないので該当しない。	3-1
第 42 条の 9	—	専門職学科は設けていないので該当しない。	3-1
第 42 条の 10	—	専門職学科は設けていないので該当しない。	2-5
第 43 条	—	共同教育課程は設けていないので、該当しない。	3-2
第 44 条	—	共同教育課程は設けていないので、該当しない。	3-1
第 45 条	—	共同教育課程は設けていないので、該当しない。	3-1
第 46 条	—	共同教育課程は設けていないので、該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	共同教育課程は設けていないので、該当しない。	2-5
第 48 条	—	共同教育課程は設けていないので、該当しない。	2-5
第 49 条	—	共同教育課程は設けていないので、該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部は設けていないので、該当しない。	3-2
第 49 条の 3	—	工学に関する学部は設けていないので、該当しない。	4-2
第 49 条の 4	—	工学に関する学部は設けていないので、該当しない。	4-2
第 58 条	—	外国に設置している学部等はないので、該当しない。	1-2
第 59 条	—	該当しない。	2-5
第 61 条	—	該当しない。	2-5 3-2 4-2

四條畷学園大学

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 30 条に学長が学位を授与すると明記している。	3-1
第 10 条	○	学則第 30 条に学位に専攻分野を付与することについて明記している。	3-1
第 10 条の 2	—	該当しない。	3-1
第 13 条	○	学則第 29 条に卒業認定の条件を明記し、卒業認定したものに対して学位を授与すると学則第 30 条に明記している。学則は文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	本法人は、運営基盤の強化を図るとともに、教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めている。	5-1
第 26 条の 2	○	本法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員、その他の関係者に対し特別の利益を与えてはいない。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 35 条（情報の公表）で寄附行為の公表について規定し、各事務室に備え置くとともに学園のホームページに公開している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条（役員）に、理事 6 人以上 9 人以内、監事 2 人、理事のうち 1 人を理事長とすることを定めている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	寄附行為、同施行細則、職務権限規程、監事監査規程に学校法人と役員の関係について定めている。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 11 条に理事会について定めている。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 13 条に理事長の職務、第 14 条に副理事長および常務理事の職務、第 16 条に理事長職務の代理等、第 7 条（監事の選任及び職務）に監事の職務について定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条（理事の選任）及び第 7 条（監事の選任及び職務）に役員の選任について定めている。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 7 条に監事の兼職禁止について定めている。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 9 条に役員の補充について定めている。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 18 条に評議員会について定めている。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 20 条に評議員会の諮問事項について定めている。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 21 条に評議員会の意見具申について定めている。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 22 条に評議員の選任について定めている。	5-3
第 44 条の 2	○	役員の学校法人に対する損害賠償責任について私立学校法を順守した運用を行っている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	本学ガバナンス・コードにおいて、「理事会の役割として、役員（理	5-2

四條畷学園大学

		事・監事)は、(ア)その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。」と明記している。	5-3
第44条の4	○	本学ガバナンス・コードにおいて、「理事会の役割として役員(理事・監事)が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。」と明記している。	5-2 5-3
第44条の5	○	寄附行為第17条第3項、第43条及び第44条に定めている。	5-2 5-3
第45条	○	寄附行為第42条に寄附行為の変更について定めている。	5-1
第45条の2	○	寄附行為第31条に予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について定めている。	1-2 5-4 6-3
第46条	○	寄附行為第33条2項に評議員会に対する決算等の報告にいて定めている。	5-3
第47条	○	寄附行為第34条に財産目録等の備付及び閲覧について定めている。	5-1
第48条	○	寄附行為第36条に役員の報酬について規定するとともに「役員の報酬等に関する規程」を定めている。	5-2 5-3
第49条	○	寄附行為第38条に会計年度について定めている。	5-1
第63条の2	○	寄附行為第35条に情報の公表について定めている。	5-1

学校教育法（大学院関係）（該当なし）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第99条			1-1
第100条			1-2
第102条			2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）（該当なし）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第155条			2-1
第156条			2-1
第157条			2-1
第158条			2-1
第159条			2-1
第160条			2-1

大学院設置基準（該当なし）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 1 条の 2			1-1 1-2
第 1 条の 3			2-1
第 2 条			1-2
第 2 条の 2			1-2
第 3 条			1-2
第 4 条			1-2
第 5 条			1-2
第 6 条			1-2
第 7 条			1-2
第 7 条の 2			1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3			1-2 3-2 4-2
第 8 条			2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 9 条			3-2 4-2
第 9 条の 3			3-2 3-3 4-2 4-3
第 10 条			2-1
第 11 条			3-2
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			2-2

			3-2
第 14 条			3-2
第 14 条の 2			3-1
第 15 条			2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条			3-1
第 17 条			3-1
第 19 条			2-5
第 20 条			2-5
第 21 条			2-5
第 22 条			2-5
第 22 条の 2			2-5
第 22 条の 3			2-5 4-4
第 22 条の 4			1-1
第 23 条			1-1 1-2
第 24 条			2-5
第 25 条			3-2
第 26 条			3-2
第 27 条			3-2 4-2
第 28 条			2-2 3-1 3-2
第 29 条			2-5
第 30 条			2-2 3-2
第 30 条の 2			3-2
第 31 条			3-2
第 32 条			3-1
第 33 条			3-1
第 34 条			2-5
第 34 条の 2			3-2
第 34 条の 3			4-2
第 42 条			2-3
第 43 条			2-4

四條畷学園大学

第 45 条			1-2
第 46 条			2-5 4-2

専門職大学院設置基準（該当なし）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2 3-3 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3

四條畷学園大学

第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）（該当なし）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条			3-1
第 4 条			3-1
第 5 条			3-1
第 12 条			3-1

大学通信教育設置基準（該当なし）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2

四條畷学園大学

			3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第8条			3-2 4-2
第9条			2-5
第10条			2-5
第11条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名および該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人 四條畷学園 寄附行為	
	学校法人 四條畷学園 寄附行為施行細則	
【資料 F-2】	大学案内	
	大学案内（CAMPUS GUIDE 2025）	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	四條畷学園大学 学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	令和 7 年度（2025 年度）入試 学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2024（令和 6）年度 学生便覧 リハビリテーション学部	
	2024（令和 6）年度 学生便覧 看護学部	
【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人 四條畷学園 令和 6 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	学校法人 四條畷学園 令和 5 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	四條畷学園大学 キャンパスマップ	
	四條畷学園大学 アクセスマップ	
	四條畷学園大学 キャンパス施設紹介	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人 四條畷学園 規程一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）および理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	理事・監事・評議員名簿	
	理事会・評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	決算等の計算書類（過去 5 年間）	
	監事監査報告書（過去 5 年間）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	リハビリテーション学部 シラバス	
	看護学部 シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	リハビリテーション学部	
	看護学部	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	令和 2 年度大学等設置に係わる 寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査における意見に係わる報告書	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	指摘事項なし	該当なし

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	四條畷学園大学学則第 1 条	
【資料 1-1-2】	大学ホームページ／情報公開／学校教育法施行規則第 172 条の 2 関係／[6]学則 https://un.shijonawate-gakuen.ac.jp	
【資料 1-1-3】	学生便覧 リハビリテーション学部 p.55、看護学部 p.45	
【資料 1-1-4】	大学ホームページ／四條畷学園大学の強み・魅力 https://un.shijonawate-gakuen.ac.jp	
【資料 1-1-5】	四條畷学園大学健康科学研究所規程	
【資料 1-1-6】	大学ホームページ／研究活動／四條畷学園大学健康科学研究所 https://un.shijonawate-gakuen.ac.jp	
【資料 1-1-7】	科学研究費採択課題一覧	
【資料 1-1-8】	四條畷学園大学実践教育センター規程	
【資料 1-1-9】	大学ホームページ／研究活動・社会貢献／四條畷学園大学実践教育センター https://un.shijonawate-gakuen.ac.jp	
【資料 1-1-10】	学則改定の経緯、理由を示す資料	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	学則改定時の評議員会、理事会の資料の準備 議事録	
【資料 1-2-2】	学則改定時の運営協議会議事録	
【資料 1-2-3】	学生便覧 リハビリテーション学部 p.21、看護学部 p.2	
【資料 1-2-4】	大学ホームページ／教育研究上の目的・教育目標 https://un.shijonawate-gakuen.ac.jp	
【資料 1-2-5】	大学案内（四條畷学園大学 CAMPUS GUIDE 2025） p.11、29	
【資料 1-2-6】	入学式次第	
【資料 1-2-7】	保護者懇談会資料	
【資料 1-2-8】	学校法人 四條畷学園 長期ビジョン・第三次中期計画 SG90-100 Plan	
【資料 1-2-9】	学生便覧 p.21、p.23	
【資料 1-2-10】	大学ホームページ／教育研究上の目的・教育目標・三つのポリシー https://un.shijonawate-gakuen.ac.jp	
【資料 1-2-11】	大学案内（四條畷学園大学 CAMPUS GUIDE 2025） p.37	
【資料 1-2-12】	四條畷学園大学看護学部設置認可申請書（基本計画書）	
【資料 1-2-13】	四條畷学園大学スポーツ活動相談・指導室運用要領	
【資料 1-2-14】	四條畷学園大学リハビリテーション学部教授会規程	
【資料 1-2-15】	四條畷学園大学運営協議会規程	
【資料 1-2-16】	大学・法人本部連携会議規程	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	学生募集要項 p.3、4	
【資料 2-1-2】	大学ホームページ／教育研究上の目的・教育目標・三つのポリシー https://un.shijonawate-gakuen.ac.jp/guide/educationalgoal.html	
【資料 2-1-3】	オープンキャンパス配布資料 CAMPUS GUIDE 2025 p.37	
【資料 2-1-4】	四條畷学園大学入試委員会規程	
【資料 2-1-5】	四條畷学園大学入試運営委員会規程	
【資料 2-1-6】	入学前教育の実施を示す資料 実施要領など	

四條畷学園大学

【資料 2-1-7】	アセスメント・テストの実施を示す資料 実施要領、内容紹介のパンフレット	
【資料 2-1-8】	IR 室によるアセスメント・テストの分析結果（1 年次と 3 年次の比較結果）	
【資料 2-1-9】	過去 5 年間の在籍者数	
【資料 2-1-10】	大学ホームページ／オープンキャンパス https://un.shijonawate-gakuen.ac.jp/ouen/opencampus	
【資料 2-1-11】	オープンキャンパス参加を促すダイレクトメール	
【資料 2-1-12】	オープンキャンパスの日程、内容検討資料	
【資料 2-1-13】	広報部門の活動内容、活動計画	
【資料 2-1-14】	国家試験合格率 100%達成のアピール資料	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	四條畷学園大学教授会規程	
【資料 2-2-2】	四條畷学園大学運営協議会規程	
【資料 2-2-3】	四條畷学園大学教務委員会規程	
【資料 2-2-4】	大学事務室運営規程	
【資料 2-2-5】	四條畷学園大学学生委員会規程	
【資料 2-2-6】	リハビリテーション学部 担任制度	
【資料 2-2-7】	看護学部 アドバイザー制度	
【資料 2-2-8】	オフィスアワーを示す資料	
【資料 2-2-9】	障がい学生支援に関する基本方針	
【資料 2-2-10】	合理的配慮が必要な学生対応フロー	
【資料 2-2-11】	四條畷学園臨床心理研究所規程	
【資料 2-2-12】	休学退学留年の実態、対策に関する資料	
【資料 2-2-13】	四條畷学園大学学則 第 14 条～17 条 休学、休学期間、復学、退学	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	大学カリキュラム検討委員会規程	
【資料 2-3-2】	リハビリテーション学部 キャリア関連特論科目一覧	
【資料 2-3-3】	看護学部 外部講師担当課程外キャリア関連科目一覧	
【資料 2-3-4】	実習科目一覧	
【資料 2-3-5】	四條畷学園大学国家試験対策委員会規程	
【資料 2-3-6】	四條畷学園大学就職委員会規程	
【資料 2-3-7】	キャリアセンター年間スケジュール	
【資料 2-3-8】	リハビリテーション学部 就職対策講座資料（就職活動ガイドブック）	
【資料 2-3-9】	リハビリテーション学部 両専攻合同の就職説明会	
【資料 2-3-10】	看護学部 就職ガイダンス資料	
【資料 2-3-11】	看護学部 就職委員会議事録、キャリア相談利用方法に関する案内	
【資料 2-3-12】	就職先アンケート結果と分析結果	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学生便覧（リハビリテーション学部 p.11、看護学部 p.13）	
【資料 2-4-2】	大学ホームページ／学生生活／学生支援／学生支援制度の説明 https://un.shijonawate-gakuen.ac.jp/campus/soudan.html	
【資料 2-4-3】	2022 年度学生満足度調査実施結果について	
【資料 2-4-4】	四條畷学園大学保健室運用申し合わせ	
【資料 2-4-5】	四條畷学園大学保健室運営要綱	
【資料 2-4-6】	一般社団法人日本看護学校協議会共済会パンフレット	
【資料 2-4-7】	ICP の活動実績	

四條畷学園大学

【資料 2-4-8】	四條畷学園大学奨学金規程	
【資料 2-4-9】	学生委員会議事録（学生支援関連）	
【資料 2-4-10】	四條畷学園大学外国人留学生規程	
【資料 2-4-11】	四條畷学園大学社会人入試特待生規程	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	学舎フロアの設備	
【資料 2-5-2】	スポーツ活動相談・指導室運用要領	
【資料 2-5-3】	過去の学園建物改修・改造一覧表、設備改善中期計画、建物点検、耐震工事等実施の状況	
【資料 2-5-4】	四條畷学園危機管理マニュアル	
【資料 2-5-5】	四條畷学園固定資産及び物品管理規程	
【資料 2-5-6】	四條畷学園大学・短期大学図書館管理規程	
【資料 2-5-7】	「ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成授業」の補助金申請書類など	
【資料 2-5-8】	実習施設一覧表など	
【資料 2-5-9】	リハビリテーション学部 臨床実習施設サポートセンターから実習病院内の勉強会 資料	
【資料 2-5-10】	リハビリテーション学部 専攻別臨床実習指導者講習会 資料	
【資料 2-5-11】	看護学部 リカレント教育 資料	
【資料 2-5-12】	学園町図書館グループ学習室使用ルール	
【資料 2-5-13】	新入生ガイダンス 資料 図書館の利用方法	
【資料 2-5-14】	学生便覧 図書館 リハビリテーション学部 p.16、看護学部 p.18	
【資料 2-5-15】	UNIPA オプション機能学修管理システム「クラスプロファイル」使用説明書	
【資料 2-5-16】	四條畷駅東側整備スケジュール（予定）および完成イメージ図	
【資料 2-5-17】	授業別受講者数表	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	入学時アンケート結果	
【資料 2-6-2】	学生満足度調査結果	
【資料 2-6-3】	卒業時アンケート結果	
【資料 2-6-4】	授業評価アンケート結果	
【資料 2-6-5】	大学運営協議会 議事録	
【資料 2-6-6】	学生の声ボックス 回答	
【資料 2-6-7】	大学生活支援カード 様式	
【資料 2-6-8】	看護学部 教職員ハンドブック	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	ディプロマ・ポリシー（資料 F-13 に同じ）	
【資料 3-1-2】	大学ホームページ／教育研究上の目的・教育目標・三つのポリシー https://un.shijonawate-gakuen.ac.jp/guide/educationalgoal.html	
【資料 3-1-3】	大学案内（CAMPUS GUIDE 2025） p.37	
【資料 3-1-4】	学生便覧 リハビリテーション学部 p.21、看護学部 p.23	
【資料 3-1-5】	学生便覧 リハビリテーション学部 p.46 先修条件、看護学部 p.26 履修条件	
【資料 3-1-6】	シラバス例	
【資料 3-1-7】	成績表例	

四條畷学園大学

【資料 3-1-8】	GPA 公開例	
【資料 3-1-9】	学生便覧 CAP 制度 リハビリテーション学部 p.41、看護学部 p.26	
【資料 3-1-10】	学生便覧 定期試験の受験可否 リハビリテーション学部 p.43、看護学部 p.40	
【資料 3-1-11】	学生便覧 教育課程表 リハビリテーション学部 p.32、看護学部 p.29	
【資料 3-1-12】	2 月教授会（卒業判定）議事次第	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	大学案内（CAMPUS GUIDE 2025） p.37	
【資料 3-2-2】	学生便覧 リハビリテーション学部 p.22、看護学部 p.23	
【資料 3-2-3】	大学ホームページ／大学紹介／三つのポリシー https://un.shijonawate-gakuen.ac.jp/guide/educationalgoal.html	
【資料 3-2-4】	オリエンテーション資料	
【資料 3-2-5】	シラバス例 全てのシラバスは資料 F-12 参照	
【資料 3-2-6】	ディプロマ・ポリシーと科目の関係（カリキュラムマップ）	
【資料 3-2-7】	大学案内 CAMPUS GUIDE 2025 4 年間の学びの流れ リハビリテーション学部 p.19、20、25、26、看護学部 p.33、34	
【資料 3-2-8】	科目ナンバリング一覧表	
【資料 3-2-9】	教務委員会の議事録、シラバス作成の手引き、非常勤講師への依頼文書	
【資料 3-2-10】	大学ホームページ／情報公開／シラバス検索 https://un.shijonawate-gakuen.ac.jp/guide/disclosure.html	
【資料 3-2-11】	学生便覧 CAP 制度 リハビリテーション学部 p.41、看護学部 p.26	
【資料 3-2-12】	リハビリテーション学部、看護学部 時間割表	
【資料 3-2-13】	教養教育検討会議 議事録	
【資料 3-2-14】	教養教育検討会議 これからの教養教育について 提言	
【資料 3-2-15】	四條畷学園大学 FD・SD 委員会規程	
【資料 3-2-16】	授業評価アンケート 様式	
【資料 3-2-17】	授業評価アンケート 自己評価と改善策の様式	
【資料 3-2-18】	授業改善に関わる外部講師による勉強会、講演会の資料	
【資料 3-2-19】	他教員の授業参観と参観後の意見 様式	
【資料 3-2-20】	教務委員会における授業改善に向けた意見交換に関する資料、議事録	
【資料 3-2-21】	シラバス作成の手引き関連ページ、該当授業例（地域・在宅看護学実習Ⅰ）	
【資料 3-2-22】	UNIPA のクラスプロフィール機能のページのコピー	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	機関レベルの評価を示す資料（卒業率、就職率、進学状況、卒業時アンケート、国家試験合格率）	
【資料 3-3-2】	教育課程レベルの評価を示す資料（GPA、成績分布状況、国家試験合格率、卒業時・卒業後・就職先アンケート）	
【資料 3-3-3】	科目レベルの評価を示す資料（資格取得率）	
【資料 3-3-4】	アセスメント・テストの分析結果	
【資料 3-3-5】	アセスメント・テストの分析結果（3 年次）（資料 2-1-8 に同じ）	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		

四條畷学園大学

【資料 4-1-1】	四條畷学園大学 教学マネジメントの方針	
【資料 4-1-2】	四條畷学園大学学則「教職員組織」第 37 条	
【資料 4-1-3】	四條畷学園職務権限規程第 2 条	
【資料 4-1-4】	学校法人四條畷学園寄附行為 第 6 条	
【資料 4-1-5】	四條畷学園大学学則（使命・目的）第 1 条（p.1）	
【資料 4-1-6】	三つのポリシー（【資料 F-13】に同じ）	
【資料 4-1-7】	四條畷学園大学学則第 37 条（【資料 4-1-2】に同じ）	
【資料 4-1-8】	四條畷学園大学学部教授会規程（【資料 1-2-14】【資料 2-2-1】に同じ）	
【資料 4-1-9】	教職員採用規程	
【資料 4-1-10】	四條畷学園事務職員人事評価規程	
【資料 4-1-11】	事務組織・事務分掌規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第二条第一項第四号及び第三条第一項第三号	
【資料 4-2-2】	保健師助産師看護師学校養成所指定規則第四条四	
【資料 4-2-3】	教員任用規程（大学）	
【資料 4-2-4】	大学の専任教員昇任に関する内規	
【資料 4-2-5】	四條畷学園教育職員人事評価規程	
【資料 4-2-6】	本務教員人事評価表	
【資料 4-2-7】	FD 研修会講師派遣について（ご依頼）	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	就業規則	
【資料 4-3-2】	SD 研修会実施計画表	
【資料 4-3-3】	スキル表	
【資料 4-3-4】	事務連絡会議規程	
【資料 4-3-5】	四條畷学園自己研鑽奨励手当運用規程	
【資料 4-3-6】	四條畷学園事務職員人事評価規程	
【資料 4-3-7】	人事評価シート 様式	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	四條畷学園大学健康科学研究所規程	
【資料 4-4-2】	健康科学研究所研究計画審査申請書 様式	
【資料 4-4-3】	四條畷学園大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程	
【資料 4-4-4】	四條畷学園大学研究倫理審査委員会規程	
【資料 4-4-5】	四條畷学園大学研究倫理基準	
【資料 4-4-6】	四條畷学園大学人を対象とする生命科学・医学系研究に関する研究倫理要領	
【資料 4-4-7】	四條畷学園大学研究倫理委員会規程	
【資料 4-4-8】	四條畷学園大学公的研究費の適正な取扱いに関する規程	
【資料 4-4-9】	四條畷学園大学公的研究費に係る間接経費の取扱規程	
【資料 4-4-10】	四條畷学園大学科学研究費補助金事務等取扱規程	
【資料 4-4-11】	四條畷学園大学公的研究費の使用に関する行動規範	
【資料 4-4-12】	公的研究費についての誓約書 様式	
【資料 4-4-13】	取引業者「誓約書」様式	
【資料 4-4-14】	一般財団法人校正研究推進協会（APRIN） https://www.aprin.or.jp/	
【資料 4-4-15】	APRIN による研究倫理教育 e-learning https://edu.aprin.or.jp/	
【資料 4-4-16】	四條畷学園大学研究インテグリティの確保に関する基本方針	

四條畷学園大学

【資料 4-4-17】	四條畷学園大学研究インテグリティの確保に関する規程	
【資料 4-4-18】	四條畷学園大学研究支援資金運用細則	
【資料 4-4-19】	2023 年度第 1 回 FD・SD 研修会資料	
【資料 4-4-20】	四條畷学園大学研究生規程	
【資料 4-4-21】	大学・短期大学の教授、准教授、講師、助教の授業担当時間及び勤務時間数等に関する規程	
【資料 4-4-22】	科学研究費一覧	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人四條畷学園寄附行為第 3 条	
【資料 5-1-2】	四條畷学園大学学則第 1 条	
【資料 5-1-3】	四條畷学園大学学則第 2 条	
【資料 5-1-4】	公益通報等に関する規程	
【資料 5-1-5】	四條畷学園内部監査規程	
【資料 5-1-6】	四條畷学園大学ガバナンス・コード	
【資料 5-1-7】	財産目録	
【資料 5-1-8】	貸借対照表	
【資料 5-1-9】	資金収支計算書	
【資料 5-1-10】	事業報告書	
【資料 5-1-11】	役員等名簿	
【資料 5-1-12】	財務情報	
【資料 5-1-13】	監査報告書	
【資料 5-1-14】	役員の報酬等に関する規程	
【資料 5-1-15】	資金収支内訳表	
【資料 5-1-16】	活動区分資金収支計算書	
【資料 5-1-17】	事業活動収支計算書	
【資料 5-1-18】	事業活動収支内訳書	
【資料 5-1-19】	事業活動収支計算書の財務分析	
【資料 5-1-20】	財務比率の経年比較	
【資料 5-1-21】	大学の基本情報	
【資料 5-1-22】	四條畷学園大学内部質保証の方針	
【資料 5-1-23】	アセスメント・ポリシー（表 3-3-1 に同じ）	
【資料 5-1-24】	公的研究費の不正使用防止の取り組み	
【資料 5-1-25】	四條畷学園大学動物実験規程	
【資料 5-1-26】	大学ポートレート	
【資料 5-1-27】	四條畷学園大学・四條畷学園短期大学学術機関リポジトリ	
【資料 5-1-28】	事業計画書（資料 F-6 に同じ）	
【資料 5-1-29】	単年度予算	
【資料 5-1-30】	理事会や評議員会での事業計画の進捗状況の報告（議事次第）	
【資料 5-1-31】	職員証裏面	
【資料 5-1-32】	学生便覧（資料 F-5 に同じ）	
【資料 5-1-33】	法人本部事務局からイントラネット掲示板で注意喚起 節電	
【資料 5-1-34】	四條畷学園人権教育推進委員会規程	
【資料 5-1-35】	全学人権研修会 議事	
【資料 5-1-36】	四條畷学園人権教育推進委員会開催通知	
【資料 5-1-37】	四條畷学園大学人権委員会規程	

四條畷学園大学

【資料 5-1-38】	大学・短大主催 人権セミナー	
【資料 5-1-39】	ハラスメント防止等に関する規程	
【資料 5-1-40】	学生便覧 ハラスメント防止ガイドライン リハビリテーション学部 p.97、看護学部 p.81	
【資料 5-1-41】	四條畷学園大学動物実験委員会規程	
【資料 5-1-42】	四條畷学園大学動物実験規程 (【資料 5-1-25】に同じ)	
【資料 5-1-43】	公私立大学実験動物施設協議会 ホームページ	
【資料 5-1-44】	四條畷学園大学個人情報保護規程	
【資料 5-1-45】	個人情報保護管理マニュアル	
【資料 5-1-46】	四條畷学園情報システム運用管理規程	
【資料 5-1-47】	大学ホームページ／在学生の方／学生向けソーシャルメディアガイドライン https://un.shijonawate-gakuen.ac.jp/guideline/	
【資料 5-1-48】	公益通報等に関する規程	
【資料 5-1-49】	学校法人四條畷学園 危機管理マニュアル	
【資料 5-1-50】	四條畷学園大学危機管理委員会規程	
【資料 5-1-51】	リハビリテーション学部火災地震土砂災害の緊急時対応	
【資料 5-1-52】	安全衛生委員会規程	
【資料 5-1-53】	新型コロナウイルス対策 基本方針	
【資料 5-1-54】	感染事案の経緯と現況に関する一覧表	
【資料 5-1-55】	就業規則 COVID-19 による特別休暇の項目	
【資料 5-1-56】	ストレスチェック様式	
【資料 5-1-57】	創立 100 周年に向けたロゴ・スローガンに関する資料	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人 四條畷学園寄附行為	
【資料 5-2-2】	四條畷学園ホームページ／学園について／組織体系／寄附行為 https://www.shijonawate-gakuen.ac.jp/	
【資料 5-2-3】	寄附行為施行細則	
【資料 5-2-4】	役員選出時の理事会議事録	
【資料 5-2-5】	常任理事会規程	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人四條畷学園寄附行為 理事会に関する条項	
【資料 5-3-2】	開催状況一覧 理事会議事録例	
【資料 5-3-3】	開催状況一覧 評議員会議事録例	
【資料 5-3-4】	評議員の選出が適切に行われていることを示す資料（議事録）	
【資料 5-3-5】	私立学校法第 42 条に関わる遵守事例を示す資料（議事録）	
【資料 5-3-6】	私立学校法第 46 条に関わる遵守事例を示す資料（議事録）	
【資料 5-3-7】	常任理事会開催状況、常任理事会議事録例	
【資料 5-3-8】	学校法人 四條畷学園監事監査規程	
【資料 5-3-9】	監事の選任が適切であることを示す資料（議事録）	
【資料 5-3-10】	監事の出欠状況が適切であることを示す資料（開催状況一覧）	
【資料 5-3-11】	監事の職務執行状況が適切であることを示す資料（議事録） 監事監査計画、内部監査計画、監事監査チェックリスト	
【資料 5-3-12】	監査報告書	
【資料 5-3-13】	校園長会議規程	
【資料 5-3-14】	開催状況 校園長会議議事録例	
【資料 5-3-15】	教頭会議規程	
【資料 5-3-16】	事務連絡会議議事録	
【資料 5-3-17】	重要決定事項を下部に伝達していることを示す資料	

四條畷学園大学

【資料 5-3-18】	校園長会議、教頭会議の検討事項を教授会等に伝達していることを示す資料	
【資料 5-3-19】	大学・法人本部連携会議で大学と法人本部との意思疎通を示す資料	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	第一次中期計画	
【資料 5-4-2】	第二次中期計画	
【資料 5-4-3】	第三次中期計画	
【資料 5-4-4】	事業計画と予算案を審議したときの評議員会、理事会の議事録	
【資料 5-4-5】	20 万円超の出費の申請様式	
【資料 5-4-6】	資産運用規程	
【資料 5-4-7】	令和 5 年度教育の質に係る客観的指標調査票	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	経理規程	
【資料 5-5-2】	経理規程施行細則	
【資料 5-5-3】	文書取扱規程	
【資料 5-5-4】	職務権限規程	
【資料 5-5-5】	計算書類	
【資料 5-5-6】	会計処理が規則に基づいていることを示す理事会議事録	
【資料 5-5-7】	会計処理が規則に基づいていることを示す評議員会議事録	
【資料 5-5-8】	独立監査法人の監査報告書	
【資料 5-5-9】	監査報告書	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	四條畷学園大学内部質保証の方針（【資料 5-1-22】に同じ）	
【資料 6-1-2】	大学ホームページ／内部質保証の方針 https://un.shijonawate-gakuen.ac.jp/guide/disclosure.html	
【資料 6-1-3】	四條畷学園大学自己点検・自己評価委員会規程	
【資料 6-1-4】	大学ホームページ／自己点検報告書 https://un.shijonawate-gakuen.ac.jp/guide/disclosure.html	
【資料 6-1-5】	令和 5 年度自己点検・自己評価チェックリスト「内部質保証の検証」	
【資料 6-1-6】	事業計画、長中期計画 既出	
【資料 6-1-7】	四條畷学園大学 IR 運営要領	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	大学自己点検・自己評価委員会が策定した基本方針	
【資料 6-2-2】	年次計画	
【資料 6-2-3】	リハビリテーション学部教授会議事	
【資料 6-2-4】	看護学部教授会議事	
【資料 6-2-5】	リハビリテーション学部 学部会議議事	
【資料 6-2-6】	看護学部学科会議議事録（各委員会報告）	
【資料 6-2-7】	自己点検報告書を認めた時の教授会議事録	
【資料 6-2-8】	事業報告書	
【資料 6-2-9】	令和 6（2024）年度 IR 定期レポート	
【資料 6-2-10】	IR 個別レポート（例）	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	令和 6 年度年度事業計画書（【資料 F-6】に同じ）	

四條畷学園大学

【資料 6-3-2】	平成 29（2017）年度認証評価 自己点検評価書	
【資料 6-3-3】	平成 29（2017）年度認証評価 評価報告書	
【資料 6-3-4】	教育の質に係る客観的指標の推移	

基準 A. 地域・社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域・社会貢献		
【資料 A-1-1】	第 19 回市民公開講座 パンフレット	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。